

平成20年度

千葉県包括外部監査の結果報告書

千葉県包括外部監査人
公認会計士 今井靖容

目 次

監査テーマ： 農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する 財務事務の執行について

第1．監査の概要	1
1．監査の種類	1
2．選定した特定の事件	1
3．特定の事件を選定した理由	1
4．監査対象期間	1
5．監査対象部局	2
6．監査の視点と方法	2
7．監査の実施期間	3
8．外部監査人及び補助者	3
9．利害関係	3
第2．監査対象の概要	4
1．補助金・負担金・交付金について	4
（1） 補助金・負担金・交付金の意義及び問題点	4
（2） 千葉県農林水産部における補助金等の概況	5
（3） 補助金等の交付手続	6
（4） 組織図	7
2．農林水産の概況について	8
（1） 日本と世界の農業の概況	8
（2） 日本の農林水産の課題	11
（3） 千葉県の農林水産の概況	16
第3．監査の結果	22
1．団体指導課	22
（1） 農業会議補助金	22
（2） 農業近代化資金利子補給	23
（3） 農業経営基盤強化資金利子補給	24
（4） 漁業近代化資金利子補給	26
2．生産販売振興課	28
（1） 千産全消販売促進対策事業補助金	28
（2） 千葉県米需給調整円滑化事業補助金	29
（3） 「ふさがね」生産販売促進対策事業補助金	30
（4） 「ちばエコ農業」産地拡大スピードアップ支援事業補助金	31
（5） 千葉県野菜生産出荷安定資金造成事業補助金	32
3．担い手支援課	34
（1） 担い手農地集積高度化促進事業	34
（2） 農地保有合理化促進対策事業補助金	35
（3） 企業等農業参入支援事業補助金	37
（4） 経営構造対策推進事業交付金	37

4 . 農村振興課	39
(1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金	39
(2) 農業集落排水事業補助金	40
(3) 農村振興総合整備事業補助金	42
(4) 中山間地域等直接支払交付金	44
(5) 基盤整備促進事業（農山漁村活性化プロジェクト支援）交付金（市町村へ交付分）	45
(6) 基盤整備促進事業（農山漁村活性化プロジェクト支援）交付金（市町村以外へ交付分）	47
(7) 農地・水・環境保全向上対策交付金	49
5 . 耕地課	52
(1) 団体営災害復旧事業補助金	52
(2) 土地改良施設維持管理適正化事業補助金	53
(3) 水土保全強化対策事業補助金	57
(4) 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	59
(5) 土地改良施設維持管理費補助金	61
(6) 北総中央用水土地改良区運営費補助金	63
(7) 経営体育成基盤整備事業（農業経営高度化支援事業（調査・調整事業））補助金	64
(8) 県道橋梁架替負担金	66
(9) 一之分目揚排水機場管理費負担金	67
(10) 水資源機構施設管理費負担金（用水施設管理費負担金）	68
(11) 直轄事業負担金	72
(12) 道路新設改良負担金	77
(13) 経営体育成促進事業（高生産性農業集積促進事業）交付金	78
(14) 経営体育成促進事業（土地利用調整支援事業）交付金	80
6 . 畜産課	82
(1) 畜産コンサルタント等設置事業補助金（地域畜産総合支援体制整備事業）	82
(2) 放牧活用実証展示事業補助金	83
(3) 放牧活用実証展示事業補助金	84
(4) 県産豚肉知名度向上対策事業補助金（県産豚ブランド化推進事業）	84
(5) さわやか畜産総合展開事業補助金	86
(6) 資源リサイクル畜産環境整備事業補助金	87
(7) たい肥利用促進集団育成支援事業補助金	88
(8) 県産豚県内処理推進対策補助金（県産食肉の生産・流通拡大緊急対策事業関係）	90
(9) 豚トレーサビリティ推進事業補助金	91
(10) オーエスキー病防疫対策事業補助金（自衛防疫自主管理強化対策事業）	92
(11) 自衛防疫推進事業補助金（自衛防疫自主管理強化対策事業）	94
(12) 豚コレラ撲滅対策事業補助金（自衛防疫自主管理強化対策事業）	95
(13) 「原点回帰」飼料増産緊急対策事業交付金	96
7 . 森林課	98
(1) 緑化推進事業（千葉県緑化推進委員会運営費補助）	98
(2) 緑化推進事業（みどりの少年団育成強化対策事業）	99

(3)	里山活用促進事業補助金	100
(4)	里山保全整備活用事業補助金	102
(5)	サンブスギ林再生事業	104
(6)	森林整備事業（公共造林事業）	105
(7)	県単造林事業	107
(8)	小規模治山緊急対策事業	108
(9)	「サンブスギ」ブランド化推進事業	109
(10)	市町村営林道開設事業	111
(11)	市町村営林道施設災害復旧事業	113
(12)	市町村営県単林道災害復旧事業	114
8 .	水産課	116
(1)	水産物産地流通加工施設高度化対策事業費補助金	116
(2)	水産物輸出促進対策事業補助金	118
(3)	東京湾漁業総合対策事業（近代化施設整備事業）費補助金	119
(4)	東京湾漁業総合対策事業（製品規格対策促進事業）費補助金	120
(5)	東京湾漁業総合対策事業（海底障害物除去事業）費補助金	122
(6)	水産物産地流通機能強化事業費補助金	124
(7)	漁業経営基盤強化指導事業費補助金	125
(8)	他県海面操業調整対策事業費補助金	127
(9)	漁獲可能量管理体制緊急整備事業費負担金	128
9 .	漁業資源課	131
(1)	地域水産物供給基盤整備事業費補助金	131
(2)	東京湾漁業総合対策事業（共同利用施設設置事業）費補助金	132
(3)	東京湾漁業総合対策事業（アサリ増産体制促進事業）費補助金	134
(4)	漁業用施設設置事業費補助金	135
(5)	東京湾漁業総合対策事業（種苗供給施設管理事業）費補助金	136
(6)	栽培漁業推進体制整備促進事業（種苗生産育成放流事業）費補助金	137
(7)	栽培漁業推進体制整備促進事業（栽培漁業推進体制強化事業）費補助金	139
(8)	東京湾漁業総合対策事業（三番瀬漁場再生事業）費補助金	140
10 .	漁港課	142
(1)	市町村営漁港建設事業補助金	142
第4 .	むすび	144

<p>報告書中における合計数値等の表示は、端数処理の関係から合計数値等とその内訳の合計が一致しない場合がある。</p>

包括外部監査の結果

第 1 . 監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2 . 選定した特定の事件

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

3 . 特定の事件を選定した理由

千葉県は農林水産業において全国的に重要な役割を担っており、千葉県の農林水産業が与える影響は千葉県内のみならず全国的にも大きいものがある。

平成 6 年以降は全国 2 位だった千葉県の農業産出額は平成 17 年は 4 位に後退した。平成 18 年には 3 位、平成 19 年には 3 年ぶりに 2 位に返り咲いたが、農業生産量そのものは減少傾向にあり、農業基礎体力の低下が懸念される。

そのため、千葉県県政の最重要施策である戦略プロジェクトの 1 つとして、「農業王国ちば」の確立を掲げ、農業部門の強化を目指している。

上記のような状況をうけ、農林水産部門を担当している農林水産部における補助金・負担金及び交付金（以下「補助金等」という。）の需要は高まってきているが、地方自治体の財政状態を取巻く環境は年々厳しくなっているのが現実である。そのため、補助金等の交付は目的に合致し、かつ有効な効果につながるものであるということが一層強く求められると考えられる。

このような背景のもと、農林水産部の補助金等の財務事務の執行は法令・規則等の定めに従って行われているか、経済性・効率性・有効性をもって行われているか、さらに県政の取り組みの中で、社会・経済環境の変化に対応したものであるかどうかについて監査する必要があると判断した。

4 . 監査対象期間

平成 19 年度

ただし、必要がある場合は、平成 20 年度に拡大及び過年度に遡及する。

5 . 監査対象部局

農林水産部及び関係団体

6 . 監査の視点と方法

(1) 監査の視点

補助金等交付要綱は適切な内容で制定されているか。

補助金等に関する手続は規則・要綱等の定めるところに沿って行われているか。

- ・ 補助金等の事業計画の採択の手続きは適切か。
- ・ 補助金等の申請の手続きは適切か。
- ・ 補助金等概算払いと精算の手続きは適切か。
- ・ 事業の履行確認は適時適切に行われているか。
- ・ 実績報告書の確認検査は適時に行われているか。
- ・ 補助金等の支払手続は適時適切か。

補助金等の効果測定は適切に行われているか。

また、その結果は活かされているか。

補助対象団体の補助事業の経理は、適切に行われているか。

必要と認めた補助対象団体に往査し次の視点で監査する。

- ・ 補助金等の収入処理は適切に行われているか。
- ・ 計画・申請・実績報告書の基礎資料は整合しているか。
- ・ 補助対象事業の経費の処理及び証憑は適切に整理保管されているか。
- ・ 補助対象事業費の費用配分は適切か。

補助金等の交付の終期は定められているか、又は見直しは行われているか。

(2) 監査の方法

この監査の実施にあたっては、千葉県農林水産部の補助金・負担金及び交付金のうち補助金額 100 万円以上のもの及び必要と認めたものを抽出し、係る財務事務の監査の他に、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合ならびに必要な監査手続を実施した。

7. 監査の実施期間

平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 2 月 26 日まで

8. 外部監査人及び補助者

外部監査人	公認会計士	今井 靖容			
補助者	公認会計士	庄司 未光	上倉 要介	野本 裕子	
		米田 恵美			
	会計士補等	宮井 康行	辻 拓之		

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第 2 . 監査対象の概要

1 . 補助金・負担金・交付金について

(1) 補助金・負担金・交付金の意義及び問題点

補助金・負担金・交付金(以下、「補助金等」とする)とは、国や地方公共団体が、公益上必要があると認めた事業等に対し金銭的な給付をすることであり、千葉県における補助金等の手続は、地方自治法及び条例ならびに補助金交付要綱・要領に準拠して行われる。

補助金は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」(地方自治法第 232 条の 2)と規定され、必要性及び効果等が認められるものに対してなされなければならない。

負担金は、国又は地方公共団体が行う特定の財産又は公の施設に関する事業等に要する経費に充てるため、その事業等により利益を受ける特別の関係のある者に対して課する金銭給付義務をいう(地方自治法 224 条(分担金))。負担金額は、その事業等による受益の限度を超えることができないとされている。

交付金は、法令等に基づき他の団体に交付する財政援助資金であり、補助金よりも交付対象は明確であるが、補助金と実質的差異はない。

地方公共団体の補助金等は、直接提供する事務事業(又は国の行政サービス)を補完し、住民福祉の増進のために有効な効果を発揮する。

一方、補助金等の公益上の必要性と効果について、客観的にも公益上必要であること(行政実例昭和 28 年 6 月 29 日)や、宗教組織・団体、又は公の支配に属しない慈善・教育・博愛事業への補助金等の支出の禁止(憲法 89 条)等の制約はあるが、その不断の検証を怠ると、交付団体等の補助金依存体質化・既得権化をもたらす一方で、地方財政の硬直化と圧迫をもたらす要因となる可能性も持ち合わせている。

さらに、地方財政健全化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規制をうける。

補助金等の制度の運用にあたっては、地方財政の圧迫から要請されるものではなく、有効性・効率性・経済性の観点に立ち、ゼロから積算するゼロベース予算、終期の設定(サンセット方式)効果の評価との連動による検証などの方法により常に見直しを行う必要がある。

補助金交付対象の主なものとして、福祉、文化、スポーツとならんで産業振興があり、

特に戦後高度成長と産業構造の転換のなかで衰退してきた日本の農業・林業・水産業に対する政策は、補助金行政の典型であるといわれる。

しかし、農林水産業をとりまく問題として、日本の食料自給率は40%という食料品の生産量自体の問題と輸入食材の安全安心の問題、バイオ燃料等の開発等の結果の飼料も含めた輸入穀物等の高騰、世界貿易機関(WTO)における関税撤廃問題等があり、国は関税政策の他に生産規模の拡大と担い手育成に補助金を投入してきた。

千葉県においても、東京・関東圏という大消費地を対象にした近郊農業等の発展のために補助金を交付している。

(2) 千葉県農林水産部における補助金等の概況

千葉県においては、戦略プロジェクトの1つとして、「農業王国ちば」の確立を掲げている。

自治体を取り巻く厳しい財政状態等により、補助金の額は減少傾向にあるが、農業部門を担当している農林水産部における補助金等の重要性は高まっており、千葉県農業の基幹である園芸部門を強化するなど選択と集中により農業部門の強化を目指している。

(表 2-1-1) 農林水産部における補助金・負担金・交付金の推移(予算額)

(単位：千円)

	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
	予算額	前年度比	予算額	前年度比	予算額	前年度比	予算額	前年度比
補助金	9,522,242	77.9	8,571,718	90.0	7,532,066	87.9	4,612,989	61.2
負担金	5,235,358	92.5	5,350,487	102.2	5,453,567	101.9	5,299,466	97.2
交付金	491,868	102.7	439,815	89.4	1,029,105	234.0	1,801,838	175.1
合計	15,249,468	83.0	14,362,020	94.2	14,014,738	97.6	11,714,293	83.6

平成17年度は知事選挙を控えていたため、当初予算は義務的経費や一部の政策的経費を計上した骨格予算であることから、6月補正後の予算額となっている。

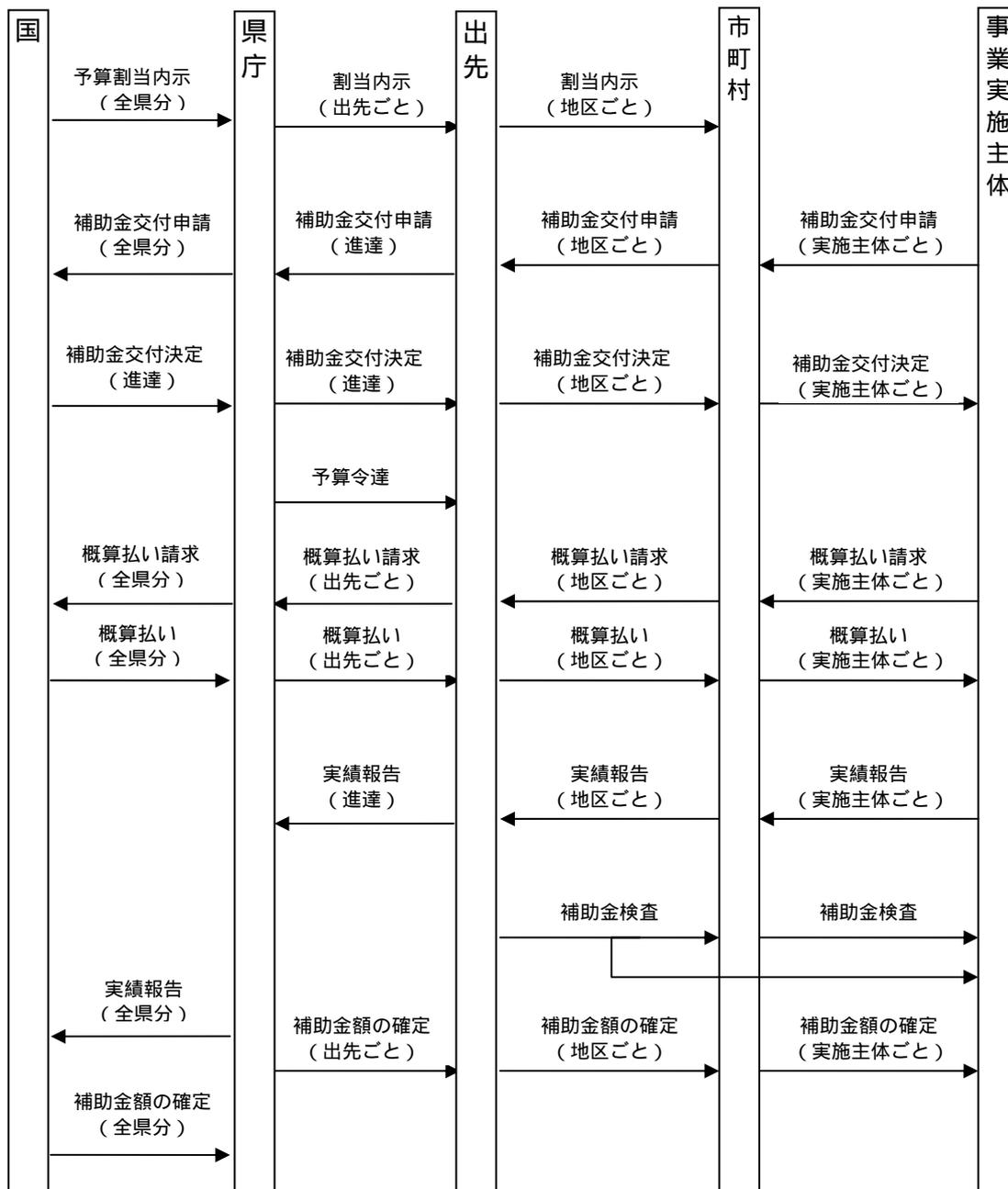
(表 2-1-2) 予算額と決算額の比較及び決算額に占める監査手続実施割合

(単位：千円)

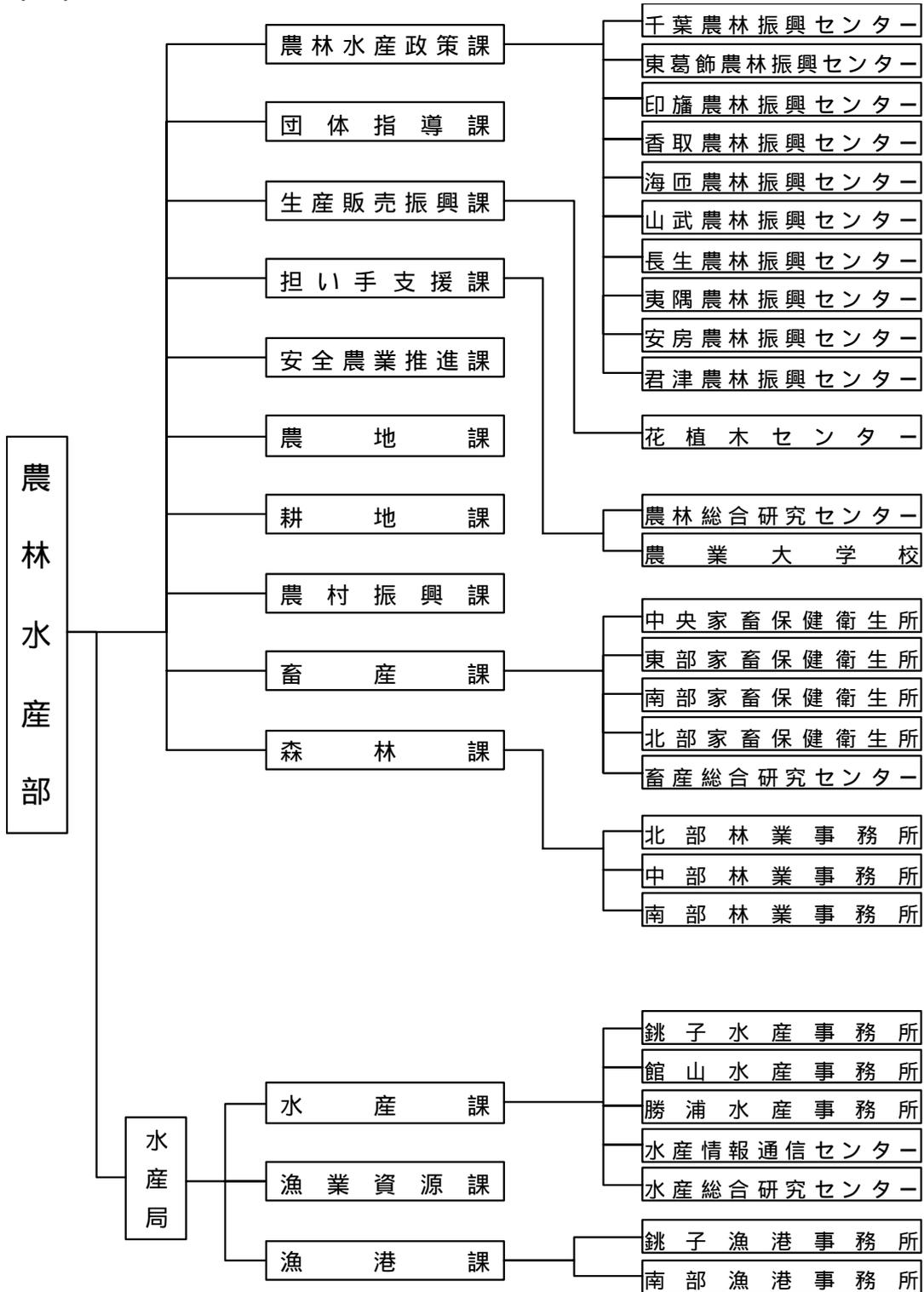
	平成19年			
	予算額	決算額	うち監査対象金額	実施割合
補助金	4,612,989	4,065,829	3,964,452	97.5%
負担金	5,299,466	5,086,510	5,064,388	99.6%
交付金	1,801,838	985,357	941,058	95.5%
合計	11,714,293	10,137,696	9,969,898	98.3%

(3) 補助金等の交付手続

補助金の交付手続の典型的な流れは以下のとおりである。
 なお、補助金の種類により、国、県出先、市町村が存在しない場合がある。
 また、市町村が事業実施主体になる場合もある。



(4) 組織図



2. 農林水産の概況について

(1) 日本と世界の農業の概況

日本の食糧自給率は 40%といわれるが、これはカロリー換算した総合数値であり、重量換算の品目別自給率ではない。たとえば、豚肉の国内自給率は 52%程度であるが、豚肉生産に必要な輸入飼料のカロリーを控除するので、実際の国内自給率は 5%となる。

主な品目別自給率は以下のようにになっている。

(表 2-2) 日本の農業生産、自給及び輸入の割合

(単位：千 t)

種 類	生産量	輸出量	差引	国内自給割合	輸入量	輸入割合	国内消費
穀物	9,851	140	9,711	28%	26,397	72%	35,346
いも類	3,845	3	3,842	80%	932	20%	4,774
肉類	3,141	8	3,133	56%	2,442	44%	5,609
生鮮乳	8,024	24	8,000	65%	4,020	35%	12,243
卵	2,599	0	2,599	96%	113	4%	2,712
魚貝類	5,079	815	4,264	45%	5,161	55%	9,526

(平成 19 年度食糧需給表)

このカロリーベースの自給率も 1960 年では 79%あり、2003 年のイタリア並みであった。また、1991 年の牛肉・オレンジの自由化、1993 年の GATT ウルグアイラウンドによる農産物の原則自由化と主要品目の関税による保護政策の結果、耕地の利用率についても 1960 年には 134%あったものが、1994 年には 100%を割り込み 2004 年には 93%となった。経済の市場万能主義とグローバル化のなかで、基本的に比較生産費理論と収穫逓減の法則が働く中で、豊作貧乏などに見られるような供給の価格弾力性が低い農業の産業としての劣化が進行してきたのが現状である。

日本では、エンゲル係数は戦後まもない 1950 年では 57.4%であったものが 2006 年には 23.1%にまで下がり、いわゆる「豊(飽)食の時代」に突入した。しかし、世界では、食糧問題が大きな問題となっている。

2008 年食糧サミットで示された世界の栄養不足人口は 8 億 5,400 万人であった。国連食糧農業機関の 2002～2004 年データでは、栄養不足人口は先進国においても 1,100 万人近くいるが、大半は発展途上国で南アジアの約 3 億 1,400 万人、サハラ以南アフリカは約 2 億 1,600 万人とされる。現在、アフリカでは新規に 1 億 3,000 万人が飢餓へ追い

やられているという非常に危機的状況にあり、国際社会の支援が強く必要とされている。食糧価格高騰について、その主な原因としては、生産地域での天候変動・災害等による供給量及び在庫の低下と輸出規制、石油価格高騰と大豆・トウモロコシ等のバイオ燃料化、経済成長に伴う産業構造の変更による農業生産物の供給減少等があり、さらには、投機マネーの農産物市場への流入等があげられる。

第4回アフリカ開発会議が、国連食糧農業機関、国際農業開発基金、世界食糧計画、世界銀行との共催で2008年5月29日に横浜で開催された。この会議の重点テーマの1つがアフリカにおける食糧危機問題であった。

また、2008年6月3日、国際食糧農業機関による食糧サミットがローマで開催され、181ヶ国が参加し食糧難及び食糧価格高騰についての解決策の模索がなされた。

以下において、食糧輸入対象の中国、工業国でありながら農業国でもあるアメリカ、そして農業の保護を行っているヨーロッパの国であるドイツの食糧需給を示す。

中国は、広大な農地と人口を有し農業生産量は世界一ではあるが、産業の近代化による産業構造の変化と成長の結果、穀物等を含め食糧需要国へと向かっているといわれている。

(表2-3) 各国の農業生産、自給及び輸入の割合

中国		(単位:千t)					
	生産量	輸出量	差引き	割合	輸入量	割合	差し引き計
穀物	429,372	12,731	416,641	97%	14,887	3%	431,528
いも類	173,730	706	173,024	94%	10,507	6%	183,530
肉類	78,637	813	77,824	96%	2,919	4%	80,743
生鮮乳	29,403	191	29,212	92%	2,571	8%	31,783
卵	28,645	70	28,575	100%	88	0%	28,663
魚貝類	46,801	5,196	41,605	94%	2,452	6%	44,057

(国連食糧農業機関による2005年統計値、以下同様)

アメリカは、以下のように、穀物と肉類の供給国である。とともに、農産物の生産流通を巨大資本が支配する大規模収奪農業でもある。

(表2-4)

アメリカ		(単位:千t)					
	生産量	輸出量	差引き	割合	輸入量	割合	差し引き計
穀物	368,047	92,889	275,158	97%	9,317	3%	284,475
いも類	19,807	1,285	18,522	89%	2,257	11%	20,778
肉類	39,553	6,214	33,339	95%	1,670	5%	35,009
生鮮乳	80,265	5,239	75,026	96%	2,865	4%	77,890
卵	5,330	167	5,163	100%	14	0%	5,177
魚貝類	5,464	1,507	3,957	50%	4,020	50%	7,976

ヨーロッパは、第二次世界大戦で戦場となり、戦後の農業生産の復興に努め、補助金政策や生産規模拡大政策の結果、食糧自給率は、フランス 122%、ドイツ 84%、イギリス 70%といった高い水準を維持している。

(表 2-5)

ドイツ

(単位：千 t)

	生産量	輸出量	差引き	割合	輸入量	割合	差し引き計
穀物	45,980	14,970	31,010	79%	8,479	21%	39,489
いも類	11,624	3,451	8,173	86%	1,373	14%	9,547
肉類	7,097	2,141	4,956	72%	1,923	28%	6,880
生鮮乳	28,488	14,496	13,992	64%	7,905	36%	21,897
卵	746	155	591	61%	373	39%	963
魚貝類	335	690	-355	-30%	1,540	130%	1,185

(2) 日本の農林水産の課題

1) 日本の農業

日本の農業は、山間部が多く平野部が少ないなかで、戦後の高度経済成長に伴う農業就業人口は1950年から6分の1に減少し、都市化に伴う宅地化と中山間部農村の過疎化により耕地面積が減少してきた。

(表 2-6) 日本の販売農家と農業就業人口

年	農家の数		農業就業人口	
	万戸	減少率	万人	減少率
1990.2	297		482	
1995.2	265	-11%	414	-14%
2000.2	234	-12%	389	-6%
2005.2	196	-16%	335	-14%
2007.2	181	-8%	312	-7%

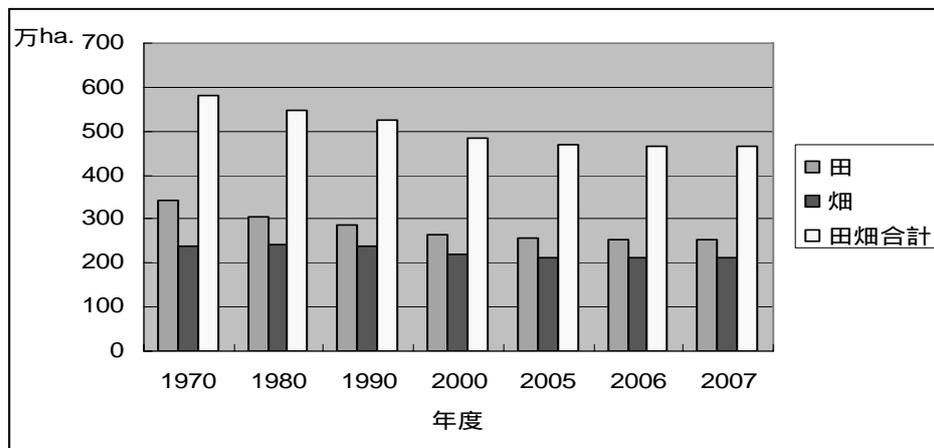
(表 2-7) 日本の耕地面積

(単位：万 ha)

年	田	畑	田畑合計
1970年	342	238	580
1980年	306	241	546
1990年	285	240	524
2000年	264	219	483
2005年	256	214	469
2006年	254	213	467
2007年	253	212	465

(農林水産省調)

(図 2-1)



なお、販売農家の定義は経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家となっており、農業所得が50%以上の主業農家は、2007年で181万戸の

うち 39 万戸と約 2 割しかない。

また、耕地の減少だけではなく、耕地利用率が、二毛作等によって水田を利用して
いた 1960 年では 133.9%あったものが、2004 年では 93.4%に減少していることも日
本の食糧自給率を押し下げた原因となっている。

国の農業政策

1946 年の自作農創設特別措置法に基づく農地改革による地主制度崩壊から、農地
転用規制を図る農地法の成立により小規模経営による農業から、1961 年の農業基本
法制定以降、所有権移転による自立経営農家の拡大を図る農業生産法人の制度化、農
協による農地信託の容認により農地法を改正してきた。1980 年に農地利用増進法を
制定し、集落取決めによる農地利用集積促進、農地利用改善団体制度を創設し、農地
の利用拡大を目指した。

そして、1993 年に農業経営基盤強化促進法を制定し、市町村による認定農業者制
度を創設し、農業担い手としての認定農業者に農地を集積する政策を展開してきてい
る。農業生産法人の構成員に農外からの参加を容認し、2000 年には、株式譲渡制限
つき株式会社が農業生産法人になることを可能にした。

2005 年には、農業経営基盤強化促進法を改正し、担い手に対する農地集積加速、
集落営農の法人化、構造改革特区で認めていたリース方式による一般企業の農業参入
を、全国展開で認めるようになり、現在にいたっている。

そして、農業に対する国の補助金制度の体系も、ほ場整備、農道・用水排水路等の
農業用施設の建設・保守管理等の物的基盤整備への補助金とともに、担い手育成、農
地集積を促進する補助金の両建てで構成されている。

さらに、農薬汚染や輸入食材の B S E 汚染牛肉、薬品混入食品等を契機とした食の
安全安心を看板にした農産品等の生産・加工・販売の促進に対する補助金制度を構築
している。

千葉県も、この国の農業政策にそって、主たる農業用の用排水施設の維持管理と、
農産物供給地域としての千葉県農業の維持発展を目指した事業を行っている。

2) 日本の水産業

日本は、かつて水産王国と呼ばれ 1984 年では漁業生産高は 1,284 万トンで 100% の自給率であったが、現在は 60% まで低下している。

魚介類の消費量は世界一（アイスランドを除く）であり、その消費量を輸入に大きく依存しているということを示している。乱獲・漁場の減少、そして、1994 年に正式に発効した海洋の国連条約による 200 カイリ排他的経済水域の設定により、日本の漁獲量が減少し、他方養殖漁業が増加している。一方、国際的には、漁獲量の増加による漁業資源の枯渇が問題視されている。

また、各国が漁業資源の確保等を主張するようになり、多くの国が 200 カイリ規制をとり入れるようになると、世界の漁業における漁獲量が制限を受けるようになった。

(表 2-8) 主要漁業国の生産量（養殖は含まず）

(単位：千 t)

	1990 年	2000 年	2005 年	2006 年
中国	6,715	17,192	17,362	17,416
インドネシア	2,644	4,126	4,704	4,769
日本	9,767	5,107	4,196	4,302
韓国	2,497	1,838	1,654	1,764
ペルー	6,869	10,659	9,394	7,021
チリ	5,354	4,548	4,738	4,474
アメリカ	5,620	4,760	4,961	4,866
ロシア	7,399	4,027	3,248	3,350
ノルウェー	1,800	2,892	2,547	2,401

(国連食糧農業機関による 2008 年 3 月発表値)

国及び地方公共団体の水産振興政策としては、漁業技術の向上、漁場の保護、栽培漁業技術の発展などによる水産業の基礎基盤の保護育成とともに、他方で漁業の担い手の育成が大きな柱となっている。

日本は四方を海に囲まれており、さらに近海は世界三大漁場の一つである太平洋北部漁場に含まれているため、古代より水産業が盛んであった。よって、水産業は我々の生活に深く関わっているといえる。

一方で、日本は世界一の水産物輸入国であり、2005 年における日本の水産物輸入額は世界全体の約 20% を占めている。

千葉県は、太平洋岸に面する銚子～館山の沿岸・沖合漁業から、東京湾の沿岸におけるアサリ・ノリ等の養殖業まで広範囲の漁業による水産物を生産しており、この水産業と水産物の保護育成に努めている。

(表 2-9) 年間水揚げ量が 10 万 t 以上の漁港
(単位：万 t)

漁港	所在地	水揚げ量
八戸	青森	10.9
石巻	宮城県	14.5
銚子	千葉県	24.4
焼津	静岡県	18.0

([水産庁]平成 18 年度産地水産物流通調査結果概要)

3) 日本の林業

日本の国土の 3 分の 2 は森林におおわれており、水源涵養、洪水・土砂崩れ等の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の抑制等、重要な役割を果たしている。

また、日本では古くから住宅や家具等で木材を使用しており、生活に深く根づいているといえる。

戦後、国では拡大造林を全国的に展開し、公共造林事業等を行ってきたが、輸入木材の増加は木材価格の低廉化をもたらし、林業の衰退に至った。国産材の自給率は、1965 年では 71.4% であったものが 2006 年には 20.3% に激減し今日にいたっている。

その結果、林業者は減少し高齢化が問題となっている。

千葉県は、森林面積が少なく森林事業は相対的に少ないが、森林のもつ多面的な機能の発揮のため補助事業等の展開を行っている。

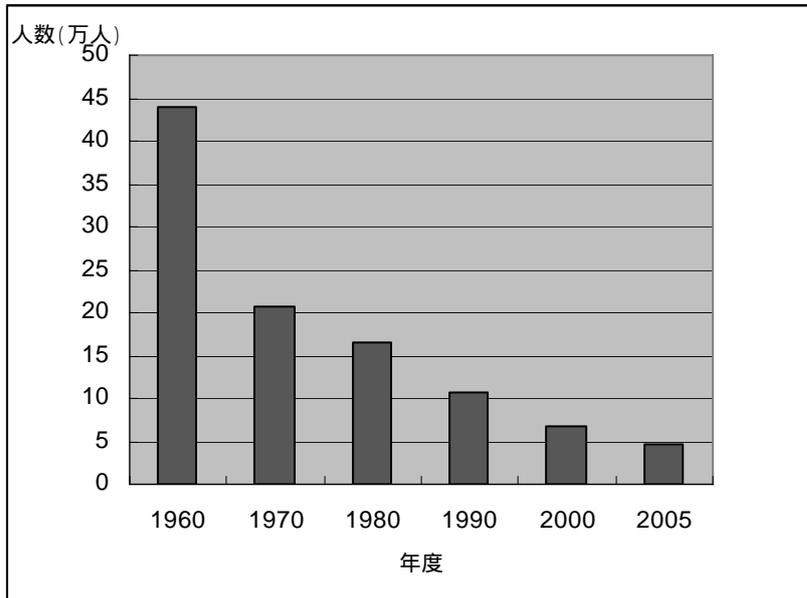
(表 2-10) 日本の森林面積

(単位：万 ha)

区分	森林面積	竹林・無立木地	合計
国有林	7 1 8	6 6	7 8 4
公有林	2 6 6	1 4	2 8 0
私有林	1, 3 8 7	6 1	1, 4 4 8
合計	2, 3 7 1	1 4 1	2, 5 1 2

(資料：林野庁 森林・林業統計要覧 2008)

(図 2-2) 林業従事者数



(国勢調査による各 10 月 1 日現在数(1960 年は沖縄県を含まない))

(3) 千葉県の農林水産の概況

千葉県は全国屈指の農林水産県であり平成6年～16年にかけては全国2位の農業産出額であった。その後も平成17年は全国4位、平成18年は全国3位、平成19年は全国2位と高順位で推移してきている。

千葉県では、千葉県産のものを千葉県民が消費するという「千産千消」を推奨している。

農林水産部が平成19年に実施した千葉県民に対するアンケートによると、「千葉県産があれば千葉県産を選ぶ」と回答した割合は、23.7%であった。これに対し、「千葉県産にはこだわらないが、国産を選ぶ」と回答した割合は61.3%であった。

千葉県のみならず、全国的にも通じる「千葉ブランド」の確立を目指していく方針である。

1) 千葉県の農業

千葉県の農業では、数多くの農産物があり全国的に高い評価をうけている。

米については、良質早場米の産地として全国的に知られており、その中で、食味良好なコシヒカリの評価は高く、作付面積の半分以上を占めている。千葉のコシヒカリは昭和30年代から栽培が始められ、高い生産技術と需要増のもとで、市場において「千葉のコシヒカリ」として、ブランド名が定着している。また、県育成品種の「ふさおとめ」「ふさこがね」は8月下旬から出荷され、大粒で良食味であることから、近年人気を博している。

さらに、千葉県は、大消費地である首都圏に位置し、温暖な気候と肥沃な耕地に恵まれて、野菜、花き、果樹の園芸部門が盛んであり、園芸産出額1,944億円（野菜1,570億円、花き207億円、果実162億円）と県農業産出額の48%を占め、全国1位を堅持している。

特に野菜は、全国1位のだいこん、ねぎ、さといもをはじめ、10品目、46の指定産地があり、安心安全で、食生活に欠かせない生鮮野菜を首都圏はじめ大消費地に安定供給するという大きな使命を担い、発展してきている。

落花生は、明治9年山武郡南郷村（現在の山武市）で試作されたのが始まりで、現在は北総台地を中心に栽培されている。生産量は全国第1位で、全国生産量の70%を占めている。

また、千葉県の農業において主要産業となるものの一つが畜産部門である。畜産産出額は全国第6位であり、首都圏を中心とした畜産物の供給基地の役割を担っている。

平成19年の農業産出額のうち、畜産産出額は1,014億円であり、農業産出額

(4,119億円)の約25%を占めている。畜産産出額に占める割合は、豚が348億円で34.3%、鶏が345億円で34.0%、乳用牛が262億円で25.8%、肉用牛が45億円で4.4%となっている。

(表2-11) 平成19年畜産産出額の全国的位置

(単位：億円)

全国順位	農業 産出額	畜産産出額					
		計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他
1	北海道 9,809	北海道 4,986	鹿児島県 816	北海道 3,325	鹿児島県 712	鹿児島県 723	北海道 380
2	千葉県 4,119	鹿児島県 2,343	北海道 645	栃木県 307	宮崎県 477	岩手県 585	愛知県 32
3	茨城県 4,082	宮崎県 1,757	宮崎県 621	群馬県 276	茨城県 414	宮崎県 555	熊本県 25
4	鹿児島県 4,053	岩手県 1,265	熊本県 294	千葉県 262	千葉県 348	茨城県 351	静岡県 20
5	愛知県 3,154	茨城県 1,058	栃木県 236	熊本県 252	北海道 326	千葉県 345	群馬県 17
6位以降		千葉県 1,014 6位	千葉県 45 30位				千葉県 14 6位

・農業・農村の課題

千葉県の農業は、首都圏における重要な食糧供給基地として発展してきたが、日本の農業・農村・農民が直面する課題と同じように、担い手の高齢化・都市化の周辺拡大化等により、農業産出額は年々減少する一方で次のような課題を抱えている。

利根川沿いや九十九里平野など比較的平坦な地域においては、農地の区画改良が進んでいるが、農業用排水等の諸施設の老朽化とその改修保全対策の必要性が増大

農村の都市化の進展等による農地転用に関連する「仮登記」農地等の、農業耕作放棄地の拡大の防止

利益追求を行動基準とする企業の農業生産法人への参入におけるルールの確立
首都圏に近い農産物の販売流通面の整備、高付加価値化を目指す農産物加工面の整備等への行政の財政的技術的支援

都市住民に対する農村の景観・環境面からなる交流促進

・農業・農村の展望と対策

そこで、農業産出額全国第2位を目指して、「千葉の農産物」の魅力を提供できる「部門別緊急戦略」を策定し、中長期的目標としての「農業農村づくり計画」の策定を進めている。2020年(平成32年)を目標年次とする「千葉県21世紀農業展望構

想」の目指すところは、

若い人が希望をもって取り組める高所得農業

安全で消費者ニーズに応えた、良質な食料を供給する農業

個人の主体性が確立された農村生活

県土・環境保全等の公益的機能を維持できる農業

としている。

その実現に向けた次のような方策を掲げている。

農業の担い手

農地利用集積、経営基盤整備と高い経営能力・技術をもった多様な農業経営者の育成等

農業生産

野菜・花の新産地づくり、ハイテクノロジー・バイオテクノロジーの活用、大区画ほ場整備、地力の維持増進等

農村地域

土地利用の明確化、アメニティの整備、農地宅地の一体的整備、兼業農業者及び農業農村を支える人々への支援等

2) 千葉県のエ業

千葉県のエ業については、エ業の振興を柱とした政策を実施してきた。しかしながら、県全体として、森林率が低い(全国平均 66.5%、千葉県 31.7%)、国有林が少ない(全国 43 位)、私有林率が高い(全国平均 54.5%、千葉県 86.9%、全国 2 位)

民間林の人工林率が低い(全国平均 41.2%、千葉県 39.0%、全国 35 位)、農家林家の小規模所有者が多い(3ha 未満の所有者 75.0%)、エ業生産が少ない(全国 39 位)等の特徴を持っており、また様々な問題を抱えている。

荒廃森林の増加

ア 森林の整備

従来から間伐が遅れていた林分も含め、温室効果ガス削減目標達成のための森林吸収源対策として、計画的な間伐等の森林整備が必要である。

イ 森林病虫害被害

マツクイムシにより、内陸部のマツ林は既に壊滅状態にあり、海岸部に残されたマツ林の保全や、北総地域を中心に広がるスギ非赤枯性溝腐病に罹病した森林を健全な林として再生させることが急務となっている。

ウ 竹林の拡大

密度管理が不適切で周辺の農地や樹林地へ侵入し、拡大している竹林が増加傾向にある。

担い手の減少

林家数の減少や高齢化（50歳以上が69.0%）による若手担い手の減少が続いている。

木材価格の低迷

スギ中丸太を例にとると、昭和55年（約4万円/m³）をピークに低迷しており、現在は1万円/m³を大きく下回っている。

このため県では、

「ちばの森林づくり」を進める社会システムの構築として

県民の参加を得た森林づくりの検討、里山条例に基づく里山活動協定の認定等による里山の保全・整備、県民の森など森林の利活用の拡大 等

森林資源の循環利用として

森林吸収源対策の推進、「サンプスギ」ブランド化推進、「ちばの木」の利活用の拡大、次代の森林づくりを担う人材育成 等

生活環境を守る森林の保全と再生として

災害に強い森林づくり、土砂採取跡地等における森林の再生 等

の取り組みを進めている。今後はさらに、地球温暖化防止や生物多様性の保全を図ることも視野に入れ、「森林の公益的機能の持続的な発揮を目指した森林づくり」を進めていく必要がある。

3) 千葉県の水産業

千葉県の水産業は、食糧産業として豊かな食生活を支えるとともに、個性豊かな地域社会の形成など重要な役割を担ってきた。千葉県は、沖合を黒潮、親潮の寒暖両流が流れる日本列島中央部に位置し、県土の三方を海に囲まれ約529Kmに及ぶ海岸線は変化に富み、来遊する魚群や沿岸に生息する生物の種類豊富さ等、多様な海の資源に恵まれている。

そのため、前述、日本の農林水産概況で示したように、銚子漁港は日本屈指の水揚げ量を誇っている。平成18年度の海面漁業・養殖業生産量は全国6位であり、首都圏へ新鮮な水産物を安定的に供給し続けている。

(表 2-12) 平成 18 年の水産全国地位

(単位：t)

	千葉県	全国	割合%	順位
1 海面漁業・養殖業生産量(属人)	225,833	5,652,116	3.9	6位
2 水産加工品生産量	134,008	1,999,821	6.7	-
3 内水面漁業・養殖業生産量(属人)	563	83,102	0.7	-

一方で、水産業は、以下のような多くの問題を抱えている。

資源の減少・漁業経営の悪化

千葉県の漁業生産量は昭和 58 年をピークとして以降減少しており、水産資源は低水準となっている。また、産地価格の低迷や燃油高騰、厳しい漁業経営環境におかれている。

流通・消費構造の変化

現代では、スーパーマーケット等大型販売店舗での販売が主流であり、消費者価格を基に逆算して産地価格が決まる仕組み上、漁業者に価格決定権が無いため魚価が低迷し、資源の低迷による水揚げの減少もあり、産地市場の経営を悪化させている。また、若い世代を中心に魚離れが進行しており、食の簡便化志向も相俟って、魚の消費量自体が減少している。

漁協経営の悪化

経営が悪化する漁業協同組合が増加し、運営組織の脆弱化と人材不足を生んでいる。

漁村活力の低下

漁村経済の衰退に伴い、漁業生産活動が低下し地域社会機能へ影響を及ぼしている。また、漁業者が高齢化し、漁業者数が減少するとともに、若手の担い手が不足している。

このため県では、県政の施策指針である「あすのちばを拓く 10 のちから～千葉主権の確立～」の中で「大地と海のめぐみのちから」を掲げ、農林水産業を振興すべき重要産業として位置づけている。県では「千葉県水産業振興方針」において、「あすのちばを拓く 10 のちから」の目標を達成していくための、より具体的、効果的な施策の方向を取りまとめており、千葉県が目指すべき方向として以下のものを掲げている。

千葉ブランドの水産物作りや首都圏に位置する地の利を活かした販売戦略の展開による、消費者への高鮮度で質の良い水産物の提供と生産者の所得向上
水産資源の管理や基盤整備、生産技術の開発など水産業の基本的な課題の解決

を進めることによる生産の安定と増大

水産業の経営基盤をより強固にするため、地域の特徴的な水産物や漁村資源を活用した観光事業への取り組み等による漁村の活性化

水産以外の分野とも連携した多用な生物が生息する豊かな生態系と水産生物資源に恵まれた自然環境の保全・回復

大地を耕し、太古から利根川と海の周縁に集落を形成してきた房総半島の農業林業水産業の更なる維持・発展を支えるため、千葉県農林水産事業における補助金の役割は大きく、その適切な機能の発揮は重要である。

第 3 . 監査の結果

1 . 団体指導課

(1) 農業会議補助金

交付の推移

(単位 : 千円)

交付先	千葉県農業会議			
創設年度	昭和 32 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	44,672	46,145	51,874	59,395
県 補助金	31,728	31,754	33,665	41,478
国 補助金	12,944	14,391	18,209	17,917
総事業費	58,342	59,132	64,492	81,262

【概 要】

補助金の交付目的は、千葉県農業会議が「農業委員会等に関する法律」第 40 条第 1 項、第 2 項の業務を適正に執行し、農業者の代表機関としてその機能を発揮するために、会議員手当と人件費に対して国及び千葉県が助成することである。

ここで、「農業委員会等に関する法律」第 40 条とは次のとおりである。

第 40 条 都道府県農業会議は、農地法その他の法令によりその所掌に属させた事項を行う。

2 都道府県農業会議は、次に掲げる業務を行うことができる。

- 1 . 農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じ
て答申すること。
- 2 . 農業及び農民に関する情報提供を行うこと。
- 3 . 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。
- 4 . 農業委員会の委員等の講習及び研修を行うこと。
- 5 . 第 6 条第 2 項に掲げる事項に関し農業委員会に対し助言その他の協力を行う
こと。
- 6 . 前各号の業務に附帯する業務

千葉県農業会議は、農業及び農民の立場を代表する組織として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与することを目的に、昭和 29 年

8月に設立された。

そして、千葉県は補助対象となっている千葉県農業会議のプロパー職員の人件費に対して71%、千葉県からの派遣職員に対しては100%補助している。

【効果について】

人件費の補助なので、その効果を直接的に測定することは困難であるといえる。ただし、千葉県農業会議からの事業報告書を分析することで、効果の概要を把握することは可能ではないかと考えられる。

【問題点及び結論】

補助対象となっている千葉県農業会議の職員のうち、1名は県を定年退職後に千葉県農業会議の事務局長に任期2年として就任している。ここで、事務局長というポストを、任期2年間という短期間で中長期的観点に立った職務を遂行できるかについて疑問が残る。

事務局長については、事務の滞りがないように、任期の見直しなどの対策を検討すべきことが望まれる。

(2) 農業近代化資金利子補給

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉みらい農協他 29 件	最終交付先	各農業者等	
創設年度	昭和 38 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	109,466	130,605	160,047	199,313
県 補助金	109,466	130,605	160,047	111,632
国 補助金	-	-	-	87,681
総事業費	109,466	130,605	160,047	199,313

【概 要】

補助金の交付目的は、施設・機械等の導入等に必要な資金を農業者等が低利で借入れできるよう農協等に対し千葉県が利子補給を行うことにより、農業経営の近代化を図ることにある。

まず、農業者等が農協等に借入れ申し込みをし、農協等が千葉県に対し利子補給承認申請をし、千葉県が承認をすると、農協等が農業者等に対し貸付決定をする。そして、農業者等が支払う利子の一部について千葉県が利子補給を行うというものである。なお、平成 20 年 3 月 19 日現在の利子補給率は 0.5% ~ 1.25% となっている。

【効果について】

対象設備を実際に購入・稼動するなどし、経営改善に取り組み、効果的かつ効率的な経営を図ることが、本事業の効果であるといえる。

これらは継続的な経営指導を通して、その効果が把握され则认为られる。

【問題点】

千葉県が利子補給事業を行うということは、貸付自体が適正に行われているのみならず、当該貸付金が当初の目的通りに使用されたかを確認する必要がある。また、貸付実行後も千葉県は農業者等に対し、目的に沿った適切な経営を行ったうえで貸付金を返済できるように指導する責任があるといえる。

そこで、千葉県農業近代化資金取扱要領の第5管理事務の2貸付実行後の責務措置等の(3)において

「県は必要に応じて調査を実施する等、近代化資金に係る指導全般を行う。」と定めている。

上記に対し、実態として大部分は農協等融資機関が指導しており、千葉県からの直接的な指導は少なく、また指導の証跡は残されていない。

【結 論】

上述のように、千葉県は税金を用いて利子補給事業を行っていることから、農業者等に対し指導を行い、貸付金の約定どおりの返済を促す責任があると考えられる。

利子補給事業が適切になされていることを確認するために、千葉県から農業者等に対しよりいっそう指導を行うとともに、農業者等から機械等の稼動日報を入手する等、指導証跡を残されたい。

(3) 農業経営基盤強化資金利子補給 交付の推移

(単位：千円)

交付先	銚子市他 41 件	最終交付先	各農業者 (認定農業者)	
創設年度	平成 6 年度	終期年度	-	-
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	37,209	36,207	42,895	52,829
県 補助金	37,209	36,207	42,895	52,829
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	37,209	36,207	42,895	52,829

【概 要】

補助金の交付目的は、認定農業者に対して、計画に即した経営展開を図るのに必要

な資金を長期低利で農林漁業金融公庫が融資し、それに対し市町村が利子補給を行った場合に、当該利子補給額の半分を千葉県が市町村に対して補助することにより経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成することである。

【効果について】

農業経営基盤強化資金利子補給は経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成が目的であるため、短期的にその効果を把握することは困難であると考えられる。

中長期的な観点からは、農地、施設、機械等の取得や運転資金に利用し、農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化など農業経営の改善に貢献し、中核的な担い手の確保が図れることが、本事業の効果であるといえる。

これらは継続的な経営指導を通して、その効果が把握されると考えられる。

【問題点】

千葉県が利子補給をするにあたっては、貸付自体が適正に行われたことを確認する必要がある。

この点については、千葉県農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金交付要綱第7条第1項において

「知事は、農業経営基盤強化資金の貸付が適正に行われているかどうか知るために必要があると認めるときは、当該資金の融資機関等から報告を徴し、またはその職員をして関係がある場所に立ち入り、帳簿その他必要な物件を検査させることができる。」

と定めている。

また、貸付が適正であるか否かを事前に審議する市町村の特別融資制度推進会議の審議結果の報告は、市町村の判断に委ねられていることから、千葉県は全ての審議結果を入手しているわけではない。

【結 論】

必要がある場合には、サンプリング等により、貸付が適正に行われたかということを確認することは重要である。これにより、補助金の効果を把握することができ、時には補助取り消しといったことが可能となるからである。そこで、千葉県農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金交付要綱に記載があるとおり、必要に応じて融資機関に対し調査・報告を求めることが望ましい。

また、千葉県は特別融資制度推進会議の構成員になってはいるものの、その審議結

果は利子補給の実施主体として備えるべき重要な資料であることから、千葉県は全ての審議結果の報告書を入手されたい。

(4) 漁業近代化資金利子補給

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉県信用漁業協同組合連合会	最終交付先	各漁業者等	
創設年度	平成 12 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	22,425	27,746	34,583	41,789
県 補助金	22,425	27,746	34,583	21,125
国 補助金	-	-	-	20,664
総事業費	22,425	27,746	34,583	41,789

【概要】

補助金の交付目的は、漁業者等が漁協系統金融機関から施設資金等の融資を受けた場合、その融資機関に対して千葉県が利子補給を行うことで、漁業者等の資本整備の促進を図ることである。

漁業者等が漁業を行うにあたって、その設備等の物質的・機能的な陳腐化は不可避免的に生じることとなる。そのため、設備等の資本整備の高度化及び経営の近代化を図る必要があるが、これらの資本整備には多額の資金が必要となるために、漁業者等が自己資金のみでまかなうのは困難な場合が多い。そのため、千葉県が一定の条件を満たした場合には補助金を交付することとしている。

【効果について】

漁船、漁具及び水産施設等を取得するなどし、資本装備の高度化と漁業経営の安定化を図ることが、本事業の効果であるといえる。

これらは継続的な経営指導を通して、その効果が把握されると考えられる。

【問題点】

千葉県及び融資機関は漁業者等が近代化資金を当初の目的通りに使用し設備等の資本整備を行ったことを確認したうえで、その貸付金が回収できるように経営指導等を行う必要がある。そのため、漁業近代化資金取扱要領第7において

「県及び系統関係機関は、漁業近代化資金の取扱い等について適宜指導するものとする。」

と定めている。

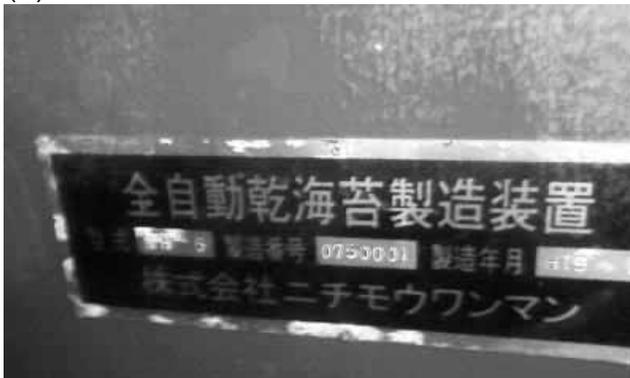
だが、現地調査でのヒアリングより、千葉県として漁業者等に対し現地調査を行いその稼動状況を確認する、稼動日報の提出を求める等の経営指導を行った証跡は確認できなかった。

【結 論】

貸付が適切に行われ、目的通りに使用されたかという貸付実行時の確認のみならず、千葉県が貸倒リスクを負担していないとはいえ、利子補給を行う前提条件として貸付金自体が計画通りに回収される必要がある。ここで、利子補給期間及び貸付金の回収は長期間にわたるために継続的な経営指導が必要になるといえる。

千葉県として、利子補給責任を負う以上、金融機関ともども継続的に経営指導を行うことが望ましいといえる。

(4) 漁業近代化資金利子補給



2. 生産販売振興課

(1) 千産全消販売促進対策事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	かとり農業協同組合他 9 件			
創設年度	平成年 16 年度	終期年度	平成 22 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	9,814	9,892	14,840	11,608
県 補助金	9,814	9,892	14,840	11,608
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	23,113	22,395	34,250	25,073

【概 要】

補助金の交付目的は、首都圏及び全国に向けた県産農林水産物の販売促進活動に対し、補助金を交付し、県産農林水産物に係る「千葉ブランド」の確立を図ることである。補助金の交付先の選定については、公募方式で行い、実効性、効率性等の6つの評価基準を設けてそれぞれ5段階評価し、総合点の高いものに対して補助金を交付する。

【効果について】

本事業は県産品の販売促進の事業であり、県産品の販売実績を取ることは容易でなく、実際にこの事業に係る活動を行ったためにどれだけ販売が伸びたかを把握することは困難を極める。そのため、効果測定については、事業終了後の聞き取り程度に留まっており、不十分である。

【問題点】

補助金を公平に配分するためには、販売促進活動について広く一般に募集をかける必要がある。

だがここで、県の募集告知活動は、ホームページへの記載及び関係課から農業関係者への声掛け程度に留まっている。

【結 論】

公募形式をとる以上、広く一般に募集をかけていることを周知させるべきである。その結果、様々なアイデアが集まるし、募集をかけていること自体が宣伝効果となり、販売促進につながる。よって、広く一般に募集をかけていることを周知させるための方法を模索すべきと思われる。

また、販売促進事業である以上、販売実績の推移を分析する等の効果測定を実施されたい。

(2) 千葉県米需給調整円滑化事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉市他 50 市町村			
創設年度	平成 19 年度	終期年度	平成 21 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	56,600	56,600	56,552	62,560
県 補助金	56,600	-	-	-
国 補助金	-	56,600	56,552	62,560
総事業費	70,790	69,564	78,581	91,916

【概要】

補助金の交付目的は、市町村が行う米の需要量に関する情報提供などに要する経費に対して補助金を交付し、米の需給バランスの調整を図ることである。市町村が行う米の需要量に関する情報提供などに要する経費に対して補助金を交付している。具体的には、米需要量に関する情報の算定・提供、地域水田農業ビジョンの策定・見直しへの参画と実現への助言・指導、生産調整非参加者への方針参加及び生産調整の実施に係わる啓発・指導事務等に要する費用を対象としている。なお、平成 18 年度以前は国が補助金を交付していたが、国の制度改正に伴い、平成 19 年度以降は県が補助金を交付することになっている。

【効果について】

主に情報収集に係る補助金なので、効果の把握は難しいと思われる。

【問題点】

実績報告に基づいた確認検査については、各農林振興センターで領収書等の証拠書類の確認を行うこととなっている。このことから、今回確認できた書類は生産販売振興課の「適正に処理されている」旨の確認書のみであった。

【結論】

確認内容を把握できるように、各農林振興センターが確認した明細書の写しを添付すべきである。

(3) 「ふさこがね」生産販売促進対策事業補助金

交付の推移

(単位:千円)

交付先	千葉地域農林業振興協議会他 8 地域農林業振興協議会、1 千葉米改良協会支部			
創設年度	平成 18 年度	終期年度	平成 19 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	1,500	1,500	-	-
県 補助金	1,500	1,500	-	-
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	1,500	1,500	-	-

【概要】

補助金の交付目的は、千葉で生まれた米の品種「ちば 28 号(愛称)ふさこがね」の円滑な栽培普及の推進を図ることであり、地域農林業振興協議会及び千葉米改良協会支部が行う栽培研修会の開催による新品種普及推進活動及び各種イベントを活用した試食会等の PR による販売促進活動に対し、補助金を交付している。

【効果について】

当補助金の効果は、円滑な栽培普及の推進結果として「ふさこがね」の作付面積により把握している。平成 18 年度作付面積 1,600ha、平成 19 年度 4,800ha、平成 20 年度 7,000ha と順調に増えていっており、効果が現れている。

【問題点】

実績報告書の事業費の欄には交付された定額補助金の金額だけが記載されている。そのため、補助金を含めた事業費の総額が把握できない。

さらに、実績報告書の確認検査について、各地域振興協議会の確認事項の明細はなく、確認書に全事業を一括で確認を行ったと記載されているだけである。実際は領収書等を各農林振興センターで地域農林振興協議会の証拠書類を確認し、金額等の確認を行っているとのことであるが、具体的に確認事項についての明細が記載されたものが見当たらなかった。

【結論】

事業費の総額を記載し、事業費の内訳を把握すべきであった。また、現在は義務付けされていないものの、確認内容を把握できるように確認した事項についての明細を記載したものを添付すべきである。

(4) 「ちばエコ農業」産地拡大スピードアップ支援事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	市原市他5市町村	最終交付先	各農業協同組合及び農業者団体	
創設年度	平成18年度	終期年度	平成19年度	
対象事業年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	3,837	3,846	-	-
県補助金	3,837	3,846	-	-
国補助金	-	-	-	-
総事業費	11,521	10,785	-	-

【概要】

補助金の交付目的は、講習会の開催等ちばエコ農産物の生産拡大のために直売所、道の駅等が行う事業に要する経費及び試験研究機関で開発された技術の実証及び既存技術の現地への定着を推進する事業等ちばエコ農産物の生産拡大のために農業協同組合及び農業者が組織する団体が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付し、ちばエコ農産物の生産拡大を図ることである。

ちばエコ農作物とは、化学合成農薬と化学肥料を通常の半以下に減らして作られた、環境にやさしく安心な千葉で生産された農産物である。

【効果について及び問題点】

実績報告書の記載事項については確認しており、事業で導入した機械・資材の確認は行って一応の効果は認識できるものの、ちばエコ農産物の取り組み面積及び生産量の年次推移については特に把握していない。

【結論】

ちばエコ農産物生産拡大につながる活動についての補助金なので、生産拡大については把握すべきである(指摘事項)。

事業で導入した機械・資材の確認及び事業実施直後の面積拡大は把握しているものの、その後の定着度や取り組んだ技術の他産地への波及効果等を把握しておらず、長期的に生産が拡大されているかどうかについて詳しく把握していない。ちばエコ農産物の生産面積の経時的変化を把握するなどの手法により、補助金の効果測定を実施されたい。

(5) 千葉県野菜生産出荷安定資金造成事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	社団法人千葉県青果物価格補償協会	最終交付先	当該事業に参加している野菜の生産者	
創設年度	昭和 51 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	370,289	219,586	162,593	470,260
県 補助金	370,289	219,586	162,593	470,260
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	1,838,033	1,091,477	817,287	2,433,705

【概 要】

補助金の交付目的は、野菜生産出荷安定法に基づき、資金の造成の円滑化に資する事業を行っている独立行政法人農畜産業振興機構に対し、社団法人千葉県青果物価格補償協会を通じて、補助金を納付して、野菜の生産及び出荷の安定的増大を図ることである。

補助金額は農畜産業振興機構が計算した金額である。その金額の算定方法は{(保証基準額 - 最低基準額) × 補填率 × 交付予約数量} 既資金造成額} × 県負担割合である。

【効果について】

当該補助金は野菜生産・出荷の安定的増大を図るものであり、県内の野菜の生産量が減少傾向にないことを把握しており、効果があると思われる。

また、価格補償の補助金であり、旬別平均販売価額が保証基準額を下回った場合にその差額に補填率と数量を乗じたものが価格差補給金として生産者に支払われるという構造上、生産者への支払実績の把握が必要と思われる。

【問題点】

農畜産業振興機構は平均価格を 3 年おきに見直している。しかし、平成 19 年度に行われた平均価格の見直しでは、平成 7 年から平成 15 年の市価の平均と平成 10 年から平成 18 年までの平均とが全体的に見てあまり違いがないとの判断から、平成 7～15 年の市価を使っている。

【結 論】

今日における環境変化はめまぐるしいものがある。そのため、農畜産業振興機構が

3年おきに平均価格を見直す際には、最新のデータを用いて平均価格を算定するように千葉県は提言されたい。

(算式の説明)

平均価格...中央市場から入手した過去9年間の市場価格の平均に修正を加えたもので、保証基準額の算定の基礎となるもの。

保証基準額...「平均価格」に90%をかけたもの。

補填率...産地区分により70%,80%,90%の3パターンがある。

交付予約数量...まず、出荷団体が価格安定事業を受けたい希望数量を申請し、予算の関係から国及び県の担当者と調整した上で、決定される。

最低基準額...「平均価格」に60%をかけたもの。

旬別平均販売価格...中央市場と地方市場の市場価格のうち、価格安定対策事業に申請を出している生産者のうちの加重平均。旬別に計算され、データは農畜産業振興機構及び県に送られる。

3. 担い手支援課

(1) 担い手農地集積高度化促進事業 交付の推移

(単位:千円)

交付先	千葉県農業会議			
創設年度	平成 12 年度	終期年度	平成 21 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	1,300	1,200	457	724
県 補助金	-	-	-	-
国 補助金	1,300	1,200	457	724
総事業費	1,300	1,200	457	724

【概要】

補助金の交付目的は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化の促進を図るため、千葉県農業会議が行う啓発活動、現地指導及び調査等の実施に要する経費を助成するものである。

農業経営基盤強化促進法、千葉県農地保有合理化促進対策費補助交付要綱により、担い手農地集積高度化促進事業に要する経費の補助を行っている。

【効果について】

担い手農地集積高度化促進事業に要する事務費の補助であり、この効果は、市町村が農業経営基盤強化促進法に基づいて行う農業経営基盤強化促進事業等の農地の集積事業の成果による。

【問題点】

この事業費用の申請と実績の明細は以下のようにになっている。

なお、実績は補助金額と同額になっているが、このうちコピー代等の費用は、農業会議の他の事業との間の費用配分の結果、申請と同額になるように配分されたものである。

(表 3-3-1) 申請と実績の明細

(単位：円)

科目	申請	実績	差額	内容
印刷製本費	1,203,300	1,057,000	-146,300	農地銀行活動関係資料 リーフレット 農地の利用集積ハンドブック
	672,000	672,000	0	
	531,300	168,000	-363,300	
	0	217,000	217,000	
郵送費	54,510	78,522	24,012	
旅費	0	4,180	4,180	
通信費	0	26,779	26,779	
コピー料	42,190	133,519	91,329	
計	1,300,000	1,300,000	0	

【結論】

コピー代等のような共通費について、あくまで実績報告書の費用は適切な配分基準によって作成するべきものであるとの、費用配分方法の見直しを検討されたい。

(2) 農地保有合理化促進対策事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	財団法人千葉県水産振興公社			
創設年度	昭和 46 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	19,736	10,941	11,776	15,878
県 補助金	14,439	5,354	5,666	7,443
国 補助金	5,297	5,587	6,110	8,435
総事業費	19,736	10,941	11,776	15,878

【概要】

補助金の交付目的は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化の促進を図るため、農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業及び事業の啓発活動等に要する経費を助成するものである。

平成 18 年度までは社団法人千葉県農業開発公社が、千葉県を事業区域とする農地保有合理化法人として当該事業を実施していたが、同公社の解散に伴い平成 19 年度から財団法人千葉県水産公社に業務を移管して実施することとなった。農地保有合理化法人とは、規模縮小農業者等から農用地等を買入れ又は借り受けて、認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける法人である。

【効果について】

この補助金の効果は、担い手への農地の利用集積面積の増加や、市町村段階の農地保有合理化法人の活動実績による。

【問題点】

実績報告書の提出日は平成 20 年 3 月 31 日であるが、経費の実績は決算を終了しなければ確定しないはずである。なお、表 3-3-2 の農地保有合理化促進事業費のうち業務費の差額は、当初見込みより事業量が減じたことに伴う事務経費の減少による差額である。これは減額変更申請を行い、事業年度内に過渡し分の戻し入れ手続きと全額概算払いを行った上で実績報告書の提出を受け、額の変更の必要が無いことを確認して精算処理を行っている。

(表 3-3-2) 実績報告書の内容 (単位：円)

区 分	予算	決算	差額
農地保有合理化促進事業	21,046,296	19,642,563	
指導推進整備費	17,728,296	17,622,563	
事業推進体制整備費	550,000	550,000	0
農地保有合理化促進対策組織体制強化費	17,178,296	17,072,563	
公社分	8,102,000	8,102,000	0
県派遣費	9,076,296	8,970,563	-105,733
業務費	2,650,000	1,353,000	-1,297,000
事業費	668,000	667,000	
土地買入助成費	668,000	667,000	
無利子事業・担い手育成タイプ	519,000	519,000	
小作料前払資金助成費	149,000	148,000	-1,000
農地保有合理化担い手育成地域推進事業費	161,000	93,000	
推進事業費	68,000		-68,000
受託促進事業費	93,000	93,000	0
計	21,207,296	19,735,563	-1,471,733

【結 論】

経費補助金については、その実績報告書の報告期限は年度末になっているが、その実績把握の算定のための一定の期間が必要であるので、実績報告書の提出の日を年度末から出納閉鎖期間内に変更するべく、要綱の見直しをされたい。

(3) 企業等農業参入支援事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	睦沢町	最終交付先	農業生産法人等	
創設年度	平成 19 年度	終期年度	平成 21 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	5,000	-	-	-
県 補助金	5,000	-	-	-
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	43,000	-	-	-

【概要】

補助金の交付目的は、今後の農業の担い手として期待できる企業等に農業参入を促進し、地域の活性化と農地の有効利用を図るものであり、企業等の参入促進のため、ソフト事業としての地元調整費、及びハード事業としての参入法人の施設整備費、農業用機械の購入費等について、上限 5 百万円の補助を行うものである。

本件は、大葉（シソ）の栽培用のパイプハウス 1 棟（4,060 m²）の建設費 43 百万円について株式会社組織の農業生産法人に交付している。

【効果について】

地元の農地の有効利用及び雇用の創出を掲げているが、評価の指針については、平成 19 年度から始まった補助金であるので、まだ確立していない。

【問題点及び結論】

評価の指針は、定まっていないが、生産額、雇用者数等の増加額と補助金との比率等による評価方法を検討のうえ策定されたい。

(4) 経営構造対策推進事業交付金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉県農業会議			
創設年度	平成 12 年度	終期年度	平成 19 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
交付金額	2,000	3,000	6,000	3,000
県 交付金	2,000	3,000	3,000	1,500
国 交付金	-	-	3,000	1,500
総事業費	2,000	3,001	6,001	3,001

【概要】

交付金の目的は、経営構造対策計画地区への助言、指導、法人化推進の経費補助である。内容は主に旅費となっている。

なお、三位一体改革により平成 18 年度から県単独交付金になった。

【効果について】

経営構造対策推進事業に要する経費の補助であり、効果の測定は困難である。

【問題点】

総勘定元帳によると、決算期末に補助金収入 2,000,000 円と個別費用 1,850,500 円との差額 149,500 円を共通経費の配分額として充当し、収支ゼロにしている。

共通経費の配分は、全体費用から個別事業に充当した残額の共通費 3,258,120 円のうち本事業に 149,500 円と経営構造施設等整備附帯事業に 1,082,300 円を差額費用の比率で配分している。

次に、残った共通費 2,026,320 円を担い手支援事業等 4 事業に残余の項目比率で配分している。

この結果、補助金と事業費とは同額となるように配分されている。

【結論】

本来、共通費は、費用の発生と比例する基準で各事業に配分するものであり、補助金と個別費用の差額を充当するものではない。

共通費について、この発生に応じた配分基準を定め、この基準によって事業別の実績費用を算定されたい。

これによって精算額が生じた場合には、要綱による手続きに準拠して適切に処理されたい。(指摘事項)

4. 農村振興課

(1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金
 交付の推移

(単位：千円)

交付先	南房総市	いすみ市	勝浦市	君津市
創設年度	平成 18 年度		終期年度	-
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	1,400	900	-	-
県 補助金	1,400	900	-	-
国 補助金	-	-	-	-

【概要】

補助金の交付目的は、中山間地域の農村では、過疎化、高齢化それらに伴う農業後継者不足等により、地域活力が低下し、耕作放棄地の増加など、地域の資源の良好な保全・活用が難しくなっているため、ふるさと保全指導員を中心とした地域共同活動の支援により、中山間地域の活性化を推進することである。

中山間ふるさと基金を設置している市町村に、事業経費の 3 分の 2 の範囲かつ上限 30 万円で補助を行う。その財源は、平成 5 年から平成 9 年にかけて国 3 分の 1、県 3 分の 2 で造成した千葉県中山間地域農村活性化基金（平成 19 年度末残高 659 百万円）である。

事業主体は市町村であるが、活動主体は土地改良区、NPO、地域共同体である。

ふるさと保全指導員（予定者を含む）が指導する農地・土地改良施設を維持保全活動で、かつ農村の多面的機能を維持発揮するもの、地域住民活動計画の策定及びそのための調査研究活動費、農地・諸施設を通じて農村の多面的機能を維持発揮させる地域住民活動経費を補助対象としている。

(表 3-4-1)

農林振興センター	地区	補助金	事業費	事業内容
夷隅センター いすみ市	岩熊	円 200,000	円 350,000	遊歩道整備
安房センター 勝浦市	市野川	300,000	450,000	遊歩道コンクリート舗装による整備 道路整地
南房総市	中堰	300,000	450,000	
南房総市	吹代堰	300,000	450,000	
君津センター 君津市	清和	300,000	500,000	米作り体験イベント
合計		1,400,000	2,200,000	

【効果について】

実際の活動の写真を閲覧すると、この活動自身が効果であると推測される。

少額の補助で、その効果を評価することは困難ではあると考えられるが、本来自主的に行うべき活動が、助成があることによって進展するものである。

【問題点】

勝浦市の実績報告書は、収入額 450,000 円、支出額 450,000 円のみ記載されている。

君津市の実績報告書は、明細はあるが、申請額と収入・支出額を同額にするために、燃料費又は会議費で調整した金額になっている。

【結 論】

実績報告書について、実際額の明細書を記載するようにし、収入・支出額には申請額と同額ではなく、実際額を記載し、申請額との比較を行う形式に改めるように検討されたい。

(2) 農業集落排水事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	山武市	成田市	東金市	袖ヶ浦市	千葉市
創設年度	昭和 58 年度	終期年度	-		
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	
補助金額	1,212,038	1,129,643	1,284,472	1,679,543	
県 補助金	351,004	297,819	325,911	480,755	
国 補助金	861,034	831,824	958,561	1,198,788	
総事業費	14,981,000	16,587,000	21,246,000	22,514,000	

【概 要】

補助金の交付目的は、農村地域の生活排水等の污水处理施設を整備することである。

千葉県では、住み良い町、きれいな水を未来に残すため、平成 8 年度に全県域を対象とした総合的な污水处理の構想として「全県域污水適正処理構想」の策定を行い、下水道、合併浄化槽等とともに農業集落排水事業を推進してきている。

平成 29 年度を中間目標として以下の表のように最終目標をたてている。

(表 3-4-2) 汚水処理施設整備の見通し

(人口 千人)

年度 整備手法			平成 13 年度末		平成 18 年度末		平成 29 年度末		最終目標	
			処理人口	割合	処理人口	割合	処理人口	割合	処理人口	割合
処 理	集 合 道	流域関連下水道	2,387	40.0%	2,603	43.0%	3,199	47.7%	3,682	54.9%
		単独公共下水道	1,088	18.2%	1,320	21.8%	1,812	27.0%	2,460	36.7%
		小計	3,475	58%	3,923	65%	5,011	75%	6,142	92%
	処 理	農業集落排水	42	0.7%	47	0.8%	125	1.9%	204	3.0%
		漁業集落排水	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.1%
		コミュニティプラント	12	0.2%	12	0.2%	17	0.3%	18	0.3%
		計	3,529	59%	3,982	66%	5,153	77%	6,369	95%
	個 別 計	合併処理浄化槽	810	13.6%	846	14.0%	596	8.9%	333	5.0%
		計	4,339	73%	4,828	80%	5,749	86%	6,702	100%
	未 処 理			1,631	27.3%	1,230	20.3%	953	14.2%	0
合 計			5,970	100%	6,058	100%	6,702	100%	6,702	100%

【効果について】

平成 18 年度新規採択希望の平岡地区の費用対効果分析を例にとると、以下のようになっている。

(表 3-4-3) 農業集落排水資源循環統合補助事業費用対効果分析 (平成 17 年 7 月)

(単位:円)

区分	分析表	
	費用代替法	CVM 法
総費用	4,404,580	
年 総効果額	444,838	597,763
総合耐用年数	33 年	
還元率	0.0551	
妥当投資額	8,073,285	10,848,693
投資効率	1.83	2.46

(注) 両方法の差は次の算定方法の差による。

水洗化による生活快適性向上効果について、費用代替法は、年あたり費用額の総和であり、CVM 法は支払意志額を 15 年の還元率 (0.0899) から清掃経費の節減額を控除したものである。

【問題点】

計画の段階では費用対効果分析が行われるが、市町村の事業では事後評価は行われていない。

【結 論】

効果について、人口のみならず COD（化学的酸素要求量）等の推定値を採用しているが、事前と事後の値を比較することは容易である。

よって、たとえば、流入人口について、470 人で 137 戸と推定されているが、工事完了後一定の期間経過後に数値を実際に測定し、計画時の事前評価の数値と完了後の事後の数値を比較し、費用対効果分析の事後分析方法について検討されたい。

（ 3 ） 農村振興総合整備事業補助金

交付の推移

（単位：千円）

交付先	睦沢町 山武市			
創設年度	平成 16 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	151,320	85,800	271,500	63,900
県 補助金	50,925	28,875	90,650	22,225
国 補助金	100,395	56,925	180,850	41,675
総事業費	1,258,300	1,267,100	631,000	631,000

【概 要】

補助金の交付目的は、農村地域における自然的、社会的諸条件等をふまえ、農業生産基盤と農村生活環境を総合的に整備し、活力ある農村地域社会の発展を図ることである。

平成 19 年度では、睦沢町に対して、ため池整備、農道整備及び広域堆肥センターの整備費用に 37 百万円の補助金を、また山武市に対して自然環境・生態系保全施設（ビオトープ）等に 108 百万円の補助金を国 50%、県 25%の割合で交付している。

【効果について】

基盤整備による経済効果については、新規採択時に以下のように作成されている。投資効率は、農道・ため池では、投資効率 1.05、堆肥センターでは、1.26 となり、合計で 1.20 となっている。

この算定基礎データのうち堆肥センターについての農業生産性効果は、10 a あたりで水稻が 13kg（2.5%）、夏秋トマトが 67kg（1.0%）、メロン 31kg（1.0%）、秋夏キュウリ 42kg（1.0%）、なし 24kg（1.05%）、シクラメン 15kg（0.15%）、バラ 15kg（0.15%）増加することを前提に計算している。

(表 3-4-4) 長生南部地区 新規採択希望地区における経済効果の測定 (平成 16 年度)
(単位:千円)

投資効率	地区計	土地改良	生活環境等
		農道・ため池	堆肥センター
総事業費	651,000	243,000	408,000
年総効果額	58,458	15,414	43,044
農業生産性	26,123	3,241	22,882
作物生産性効果	2,984	2,984	0
品質向上効果	23,139	257	22,882
農業経営向上	-24,210	9,325	-33,535
農業経費節減効果	0	0	0
維持管理費節減効果	-30,642	2,893	-33,535
営農走行経費節減効果	6,432	6,432	0
生産基盤保全	2,848	2,848	0
更新効果	2,848	2,848	0
災害防止効果	0	0	0
生活環境整備	0	0	0
一般交通等経費削減	0	0	0
畜産環境整備	53,697	0	53,697
畜産関連施設効果	46,792	0	46,792
地域所得増加効果	6,500	0	6,500
有機性廃棄物処理効果	405	0	405
総合耐用年数	20	29	17
還元率 (1 + 建設利息)	0	0.0604	0.0837
割引率		4.0%	4.0%
建設利息		0.0%	0.0%
妥当投資額	779,440	255,199	514,265
投資効率	1.20	1.05	1.26

現況単収は作物統計及び青果物出荷統計の平成 9 年から 13 年における平均値からとり、単価は、平成 14 年版千葉県農林水産部発行の経済効果測定諸係数による単価をもって算定している。

【問題点】

睦沢町の実績報告書では、収支差額をゼロにするために、消耗品費と燃料費のいずれかで調整している。

【結論】

実績報告書における、実際の数値の記載方法を検討されたい。

事後の補助金の効果については、数値目標との比較のみならず、費用対効果分析における、計画時の事前の数値と事後の統計値その他の入手しうるデータによる事後の数値の比較することにより、費用対効果分析の事後分析方法について検討されたい。

(4) 中山間地域等直接支払交付金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	館山市他 12 市町		最終交付先	農業者等
創設年度	平成 12 年度	終期年度	平成 21 年度	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
交付金額	107,203	102,585	103,820	127,751
県 交付金	36,444	34,819	35,140	43,116
国 交付金	70,759	67,766	68,680	84,635
総事業費	143,647	137,405	138,960	170,868

【概 要】

交付金の交付目的は、中山間地域等において、農業の持つ多面的機能を維持・増進するための活動を継続的に行う農業者への支援である。

また、条件不利地に対する施策であるとともに、耕作放棄地の防止を図ることを目的とする。

第 1 期は、平成 12 年度から 16 年度で、現在平成 17 年度から 21 年度までの第 2 期に当たる。

当該交付金は、世界貿易機関 (W T O) の農業協定上、緑の政策として、農業者に直接支払われることが認められているものであり、その交付基準は対象農用地の傾斜の緩急や地目、取り組む活動の内容により、田の場合 6,400 ~ 21,000 円/10a、畑の場合 2,800 ~ 11,500 円/10a 等の単価で設定されている。

交付金の交付は、集落の農業者等が集落内の農業生産活動を維持するための活動を明記した協定を締結し、その協定を市町村が認定した場合に行われるものであり、協定集落はその協定に基づき、5 年間の活動を継続することが義務付けられるものである。

平成 19 年度末の協定の締結状況は 175 件、参加農家数 3,301 戸であり、以下のようになっている。なお、特認地域とは、ガイドラインによる地域の隣接地域で知事が認定した地域である。

(表 3-4-5) 協定数と交付金額

協定区分	通常地域			特認地域		
	協定締結数	参加農家数	交付金額(千円)	協定締結数	参加農家数	交付金額(千円)
集落協定	153	2,947	137,121	19	351	6,390
個別協定	3	3	136	-	-	-
計	156	2,950	137,257	19	351	6,390
協定単価区分	協定締結数	対象面積(ha)	交付金額(千円)	協定締結数	対象面積(ha)	交付金額(千円)
体制整備単価	24	290	53,963	15	64	5,214
基礎単価	132	759	83,294	4	16	1,176
計	156	1,049	137,257	19	80	6,390

【効果について】

事業実施地区における耕作放棄地の発生防止や農業生産活動の継続、ひいては農業の持つ多面的機能の維持、増進が図られることが本事業の効果である。

【問題点】

協定の確認検査は事業主体である市町村が行うことになっており、県は平成 20 年度に 4 分の 1 から 3 分の 1 の割合について確認検査を実施する予定であるが、従来、県は農林振興センターで市町村確認検査の立会をする程度であった。

【結論】

県もこの交付金の交付目的が達成されているかの確認検査を実施し、この交付金の有効性を確かめられたい。

(5) 基盤整備促進事業(農山漁村活性化プロジェクト支援)交付金(市町村へ交付分)

交付の推移 (単位:千円)

交付先	いすみ市 野田市			
創設年度	平成 10 年度	終期年度	-	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
交付金額	43,184	133,102	76,419	20,416
県 交付金	6,710	21,320	13,150	4,500
国 交付金	36,472	111,782	63,269	15,916
総事業費	67,838	206,444	119,738	30,332

【概要】

交付金の交付目的は、土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を図ることである。

交付金には、平成 17 年度から実施された「元気な地域づくり交付金」に該当する野田市と、従来の基盤整備促進事業から、元気な地域づくり整備交付事業に統合されたいすみ市の 2 地区があるが、平成 19 年度からは農山漁村活性化法に基づき、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に移行した。元気な地域づくり交付金事業の野田市は元気な地域づくり交付金実施要綱に基づいて、市が「元気な地域づくり計画」を作成、公表し、県に提出する。県は、その内容を審査し、実施計画を作成し国と協議を行う。国はこの計画を順位付けして上位計画から予算配分可能な地区、交付限度額及び予算枠を決定して、県に連絡し、県は承認通知を市町村に送付して決定される。

計画期間は 3 年であり、市は計画が終了した翌年度に目標及び指標の達成状況を確認する事後評価を行い、県を通じ国に報告する。事後評価で、目標及び指標が達成されなかった場合は、市は改善計画を策定し、この改善計画も未達成である場合は、一定期間交付金の交付を見合わせるというプロセスでこの交付金は実施される。

(表 3-4-6) 野田市の計画の概要 (元気な地域づくり計画)

計画期間	平成 18 年度から平成 20 年度
テーマ 担い手への農地集積 農村環境・景観整備	地区内の農地利用集積率 9%を 18%へ 農道を整備し、隣接するポンプ場に花のプランターを設置
地域への周知	野田市南部土地改良区を通じて地域住民に周知する。
事業費	16,176,000 円

なお、いすみ市の事業計画は、旧基盤整備促進事業として、計画期間平成 16 年度から 19 年度で、用水路工 4.2km、揚水機場 1 箇所の整備を総事業費 305,300 千円で実施することとしている。

【効果について】

元気な地域づくり計画を作成した野田市は、計画時に目標設定を行い、この実績との比較により評価し、改善計画による見直しを行うという目標達成の実行可能なプロセスを組み込んでいる。したがって、このプロセスの確実な実施により効果は実現される。

【問題点】

検査復命書は第 2 号様式となっているが、以下のようになっている。

野田市の場合は以下のようにになっており、いすみ市の場合もほぼ同様である。

<p>1. 検査の概要</p> <p>(1) 現場出来高 設計書及び関係書類に基づき検査したところ、その結果は良好であり、所定の出来高を確認した。</p> <p>(2) 経理状況 実績報告書に基づき経理関係諸帳簿を検査した結果、適正に処理されていることを確認した。</p> <p>2. 検査所見 以上により、交付金交付内容は適正であり、竣工と認める。</p>

【結 論】

現場出来高については、主な関係書類と検査方法を、経理については主な経理関係諸帳簿と検査方法を記載する等、記載内容について見直し、検査所見の結論にいたる内容となるように、検査復命書の記載方法を改められたい(指摘事項)。

(6) 基盤整備促進事業(農山漁村活性化プロジェクト支援)交付金(市町村以外へ交付分)

交付の推移 (単位:千円)

交付先	長狭中央土地改良区 香取郡西部土地改良区			
創設年度	平成 10 年度	終期年度	-	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
交付金額	23,672	49,217	102,311	110,146
県 交付金	4,000	13,360	27,680	29,820
国 交付金	19,672	35,857	74,631	80,326
総事業費	39,224	67,534	139,922	150,742

【概 要】

交付金の交付目的は、土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を図ることである。従来の基盤整備促進事業は平成 17,18 年度は元気な地域づくり交付金事業に統合され、さらに平成 19 年度からは農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に移行した。

平成 19 年度に採択され実施された香取郡西部土地改良区は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱に基づいて、関係する神崎町と県が共同で活性化計画を策

定・公表し、国に提出する。国は交付対象の計画を決定し予算を割当てる。その後、県及び市町村・団体に割当内示を行い、計画主体の判断で事業主体に配分する。

長狭土地改良区は、従前の基盤整備促進事業として採択された地区で、区画整理事業と暗渠排水事業を実施し、平成 19 年度は換地業務 1,212 千円で完了した。

香取郡西部土地改良区は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として採択された地区で、排水路の整備を 38,012 千円で行った。

【効果について】

活性化計画を作成した香取郡西部土地改良区は、計画時に目標設定を行い、この実績との比較により評価し、改善計画による見直しを行うという目標達成の実行可能なプロセスを組み込んでいる。したがって、このプロセスの確実な実施により効果は実現される。

【問題点】

交付金等確認検査復命書の記載が、以下のように形式的である。

香取農林振興センター

(1) 現場出来高	設計書及び関係図書に基づいて検査を実施したところ、所定の出来高を確認した。また、明視できない部分については、工事写真等により確認した。
(2) 経理状況	実績報告書に基づき、関係諸帳簿を検査したところ、内容は適正に処理されていることを確認した。
(3) 検査所見	完了と認める。

安房農林振興センター

(1) 検査概要出来高	出来高確認は、実績報告書に基づき検査し、所定の数値を満たしていた。
(2) 検査概要経理状況	収支の状況は、諸帳簿及び証拠書類により検査したところ内容は適正に処理されていた。
(3) 検査所見	現場出来高及び経理の状況はいずれも適正であり、本件は竣工と認める。

【結 論】

現場出来高については、主な関係書類と検査方法を、経理については主な経理関係諸

帳簿と検査方法を記載する等、記載内容について見直し、検査所見の結論にいたる内容となるように、報告書の記載方法を改められたい（指摘事項）。

（ 7 ） 農地・水・環境保全向上対策交付金

交付の推移

（単位：千円）

交付先	千葉県農地・水・環境保全協議会		最終交付先	活動組織
創設年度	平成 19 年度	終期年度	平成 23 年度	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
交付金額	147,035	-	-	-
県 交付金	147,035	-	-	-
国 交付金	-	-	-	-
総事業費				

【概 要】

交付金の交付目的は、地域の農業者だけでなく、多様な主体が参画して取り組む、地域資源や農村環境の保全等に資する効果の高い共同活動を実施する活動組織に対して、その促進を支援することである。

全国で農村集落の高齢化と都市開発の周延化による混住化が進み、農地の耕作放棄地の拡大や農業用水施設等の老朽化について、施設の長寿化と保全を図る必要がある。そのため、農村地域の環境資源の効用を享受する非農家の地域住民も参加する、資源保全の地域活動への支援並びに営農活動支援を、W T O の規制を乗り越える直接支払型の補助金として交付するものである。

千葉県農地・水・環境保全向上対策協議会を千葉県、市町村、千葉県土地改良事業団体連合会、J A 千葉中央会、J A 全農ちば、千葉県農業会議等 57 団体（平成 20 年は 58 団体）でもって形成し、この協議会組織（事務局は千葉県土地改良事業団体連合会が受託）を通じて、活動組織に交付する。

基礎支援額は 10a あたり、水田が 4,400 円、畑が 2,800 円、草地在が 400 円で面積基準により、国 50%、県 25%、市町村 25% の割合で交付される。

千葉県では、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市といった農振農用地指定のない 4 市を除く 52 市町村のうち 42 市町村に交付された。活動組織を組成した 246 地区、面積 14,066ha で農用地指定面積の 13.6% を占めており、中山間地域等直接支払交付金対象面積を含めると 14.7% を占めている。なお、全国平均では約 33% である。

活動組織には千葉県協議会を通じて、国から 293,993 千円、県及び市町村から各 146,996.5 千円、計 587,986 千円が交付される。

各活動組織は、規約や目的・対象資源・実施計画・構成員の役割分担について活動計

画書を作成し、各市町村と5年間の協定書を締結する。

市町村は活動組織から「実施状況報告書」と「作業写真整理帳」の提出を受け、確認検査を行い、「実施状況報告書」で、その結果を地域協議会へ報告することになっている。

【効果について】

千葉県では、平成19年度に比較して平成20年度は、参加地区数は63地区増加し309地区になり、対象面積は3,366ha増加して17,432haになっている。

この成果は、年度ごとに評価委員会により審議されるが、制度の評価の手法については、国の第三者委員会で検討中であり、その結果については県に示すことになっている。

【問題点】

現状では、市町村が実施状況確認書を実績報告書として提出することになっているが、一部抽出して点検したところ、次のような結果であった。

「共同活動支援交付金に関する実施報告書」について

収支実績報告書の繰越収支残高が、A活動団体は収入（交付金とその少額の預金利息を含む。）の27%、B活動団体は収入（同左）の57%と多いものがある。この事業は5年間の事業であるので繰越することが認められるが、実績報告書に割合が多い理由等の記載がない。C町では収入額と支出額が記載されているのみである。

「実施状況報告書」について

「基礎支援対象活動確認表」と各対象組織の基礎支援対象活動実施状況報告書（チェックリスト）及び日作業写真整理帳を添付しているが、検査責任者の記載がなく、一定の検査調書が作成されていない。また、作業写真整理帳について、写真のコメントが簡素で同一であるので、実際の作業目的が判明できないものや、写真撮影日が判明できないものがある。

【結論】

このように繰越残高の割合が多い場合は、その理由と5年間での使用予定の内容等を記載するように検討されたい。

収支実績報告書の基礎となる支出内容については、日当は日報と対応した日当の領収とサインを要求すること、他の支出については、領収書等に証憑番号を付して、収支記録簿にナンバーを転記することなど、適切な書類整理を指導されたい。

農水省では、実績報告は簡単なものを要求しており、千葉県は特に作業写真整理帳の添付を要請しているが、活動内容や目的等と対応するように記載内容について検討されたい。

実績検査について、検査担当責任者と検査項目及びその結果を記載する一定の様式を作成されたい。

5 . 耕地課

(1) 団体営災害復旧事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	いすみ市	鴨川市	長南町	勝浦市	大多喜町	南房総市	御宿町
創設年度	昭和 25 年度		終期年度	-			
事業年度	平成 19 年度		平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度		
補助金額	49,516		44,749	108,441	152,136		
県 補助金	-		-	-	-		
国 補助金	49,516		44,749	108,441	152,136		
総事業費	50,733		54,631	138,392	182,467		

【概 要】

補助金の交付目的は、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、暴風・洪水・高潮・地震・その他異常な天然現象により、農地・農業用施設に生じた被害を被災前の状態に復旧し、当該施設の機能回復を図ることである。

農地災害は、国が事業費の 50%、市町村・地元が 50%を補助し、農業施設では国が 65%、市町村・地元が 35%を補助する。ただし、その災害、被害状況、被害額等に応じ補助率の増嵩申請を行うことができる。県は国への各市町村の災害等を取りまとめ、国に申請報告し、各市町村へ交付する。

平成 19 年度は、7 月の台風 4 号（平成 19 年 7 月 14 日～15 日）と 10 月の台風 20 号（平成 19 年 10 月 27 日）による災害を対象としている。いすみ市、鴨川市、長南町、勝浦市、大多喜町、南房総市、御宿町の 7 市町村である。

災害復旧工事であるので、災害発生年の 4 月に始まる会計年度を含む 3 ヶ年度以内に請求する。緊急の場合は市町村が即復旧工事を実施し、立替払が生ずる。

【効果について】

災害復旧であるので、現状に復することは当然であるが、重要構造物等で原形復旧では一定期間に起こり得る天災等に対し不十分と思われるケースについては、他の事業（湛水防除事業、かんがい排水事業、農業用施設災害関連事業等）の実施を検討すべきである。

【問題点】

工事については、災害対象地の「災害復旧事業計画概要書（査定設計書）」が作成さ

れ、国の調査官（農林水産技官）と立会官（財務事務官）の現地での査定が行われて、不要な工事申請は削減されるなどして事業費が決定される。

災害復旧事業の補助金は、災害発生の4月に始まる会計年度を含む3ヵ年以内に交付されることになっているが、交付を受ける前に施越工事として、災害復旧事業の全部又は一部を緊急に実施している。この間、事業費は全額市町村の立替払いとなっており、一時的に市町村に対し大きな財政負担となっている。

【結 論】

市町村の立替期間ができるだけ短期となるよう、県は国に対し災害復旧事業について迅速に補助金が交付されるよう要望されたい。

（ 2 ） 土地改良施設維持管理適正化事業補助金

交付の推移

（単位：千円）

交付先	千葉県土地改良事業団体連合会			
創設年度	昭和 52 年度	終期年度	-	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	168,000	167,100	173,100	179,100
県 補助金	168,000	167,100	173,100	179,100
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	840,000	835,500	865,500	895,500

【概 要】

補助金の交付目的は、土地改良施設の維持管理の適正化を図るための修繕費補助である。

全国土地改良事業団体連合会（以下、全土連と記す。）のもとで、国 30%、県 30%、「適正化事業」参加土地改良区等 30%の割合で、5年間で拠出して基金を造成し、この基金の交付金と参加改良区の農家等で残り 10%を負担して修繕工事を実施する構図となっている。

土地改良施設の整備補修の要望施設については、別途補助金制度により、事前に千葉県土地改良事業団体連合会（以下、県土連と記す。）の管理指導センターによる機能診断と指導を行い、事前に絞り込んで、1施設あたりの補修工事費が 200 万円以上の対象施設を決定する。

平成 18 年 4 月 1 日に平成 19 年度需要量調査を実施している。

農家にとっては、40%負担であるが、5年間であるので、年平均 8%づつではある。

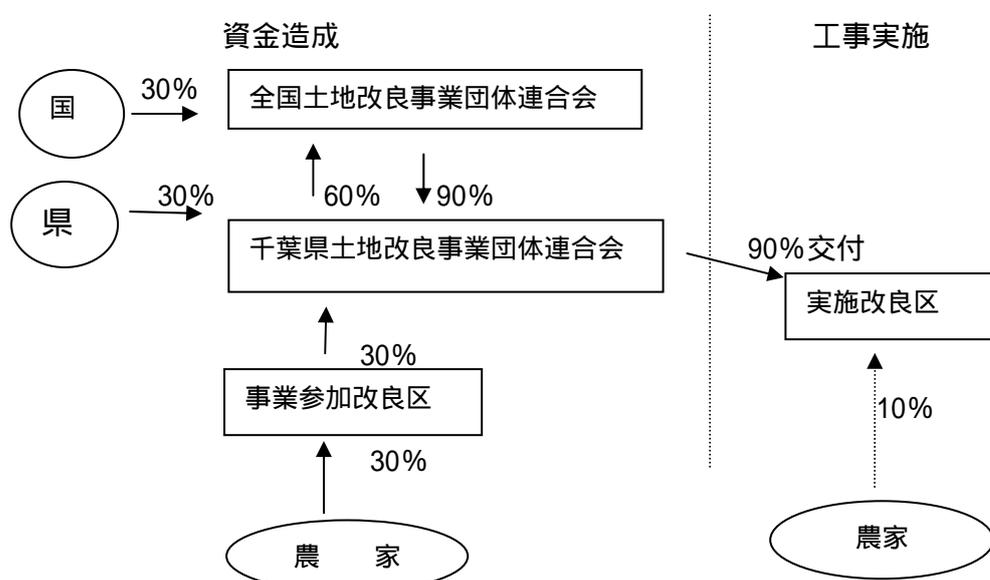
事業費の規模は200万円以上で2,000万円を目途としており、上限はないが2,000万円を超えれば2年にわたって実施するものもある。

基金の推移は以下のようになっている。

(表3-5-1) 基金の推移 (単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
採択期	27期	28期	29期	30期	31期
金額	550	550	550	550	600

(図3-5-1)



【効果について】

施設の機能維持と長寿命化が図られることが効果であるとする。

長寿命化の算定が技術的に可能な範囲で、これを改良区、議会、県民に公表するべきであるとする。

【問題点】

土地改良区の施設である農業用水排水施設等は老朽化が進む中で、施設の機能維持と長寿命化のために整備補修が必要となってきた。

(図3-5-2)のように、土地改良区から出される要望事業費は年々増加傾向にあるが、基金造成が5.5~6億円の制約のもとでの各年度実施事業は横ばいで、その間の乖離額

は大きくなってきている。

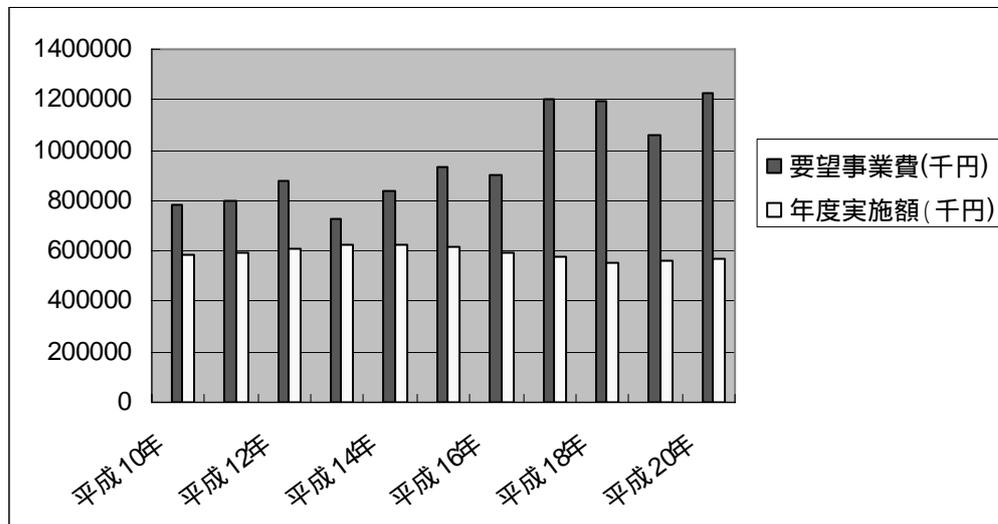
事前の機能診断のもとで、「緊急」・「危険」等の所見があるものを優先し、改良区内の要補修施設間で調整、あるいは土地改良区間で協議して調整しているのが現状である。

実際の工事費が増加したときは、該当農家等が負担するとともに、採択金額よりも過少となった場合は、他の改良区の要望に充当するなど調整している。

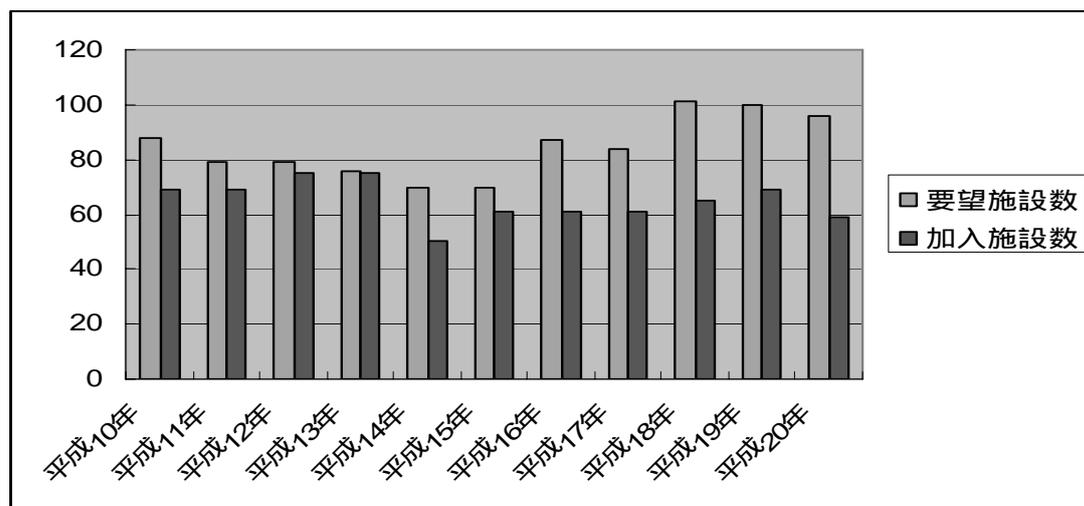
このように、事業の変更があった場合は、改良区から県土連へ、県土連から全土連へと変更申請が行われ、全土連の承認通知が発せられる。

しかしながら、拠出金の担い手である県には結果報告のみである。

(図 3-5-2) 要望事業費と工事実施額の年度別推移と比較



(図 3-5-3) 要望施設数と加入施設数の年度別推移と比較



県土連の竣工検査書類を閲覧したところ、現場写真の場所の記載がないもの、交付請求書に日付のないもの、竣工チェックリストのチェック漏れ等が散見された。

また、県の確認検査復命書は「実績報告書のとおり事業が適正に執行されていることを認める」と一行のみである。

国は、全土連の管理する「基金」の運用利息の返還を要求しているが、県はこの措置の結果によって検討するとしている。

【結 論】

水利施設は農業生産に不可欠であり、農業生産の基盤として重要な施設である。財政上の制約があることから補修要望額の 50%から 60%しか事業実施できないなかでは、事前の適切な機能診断を誤ればより甚大なコストをもたらすおそれがあるので、機能診断の前提となる、施設別の機能・補修履歴・稼動履歴等のデータベースを作成されたい。

基金造成の構図は、補助金の枠組みで機能している制度であるので、変更処理の仕方を検討されたい。

諸々の事由で工事実施の変更が生ずる状況に対する調整努力を行っているが、補助金の交付者である県にも変更通知があるべきである。

県土連の実績報告書は、基金造成の補助金の県からの受入と全土連へ拠出のみの記載であるので、この確認検査は収支の確認について一行で済むと思料される。しかし、本来、実績報告書は、実施事業についての報告書であるべきなので、年度内の実施工事件数・工事箇所・工事金額及び工事実施契約の適否等と県土連の検査記録の是非等も含めて確認検査書類とするように、補助金の申請書・実績報告書の内容を改められたい(指摘事項)。

基金の運用収入についても国にあわせて返金するように要請するか、基金への算入を要請するかを検討されたい。

(3) 水土保全強化対策事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉県土地改良事業団体連合会			
創設年度	平成 17 年度	終期年度	平成 22 年度	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	12,300	6,200	6,000	-
県 補助金	6,150	3,100	3,000	-
国 補助金	6,150	3,100	3,000	-
総事業費	12,300	6,200	6,200	-

【概要】

補助金の交付目的は、土地改良区の施設管理、土地利用調整等の次の事業経費を補助するものである。

土地改良施設管理指導事業

土地改良施設の円滑な管理を図るため、土地改良施設の診断・管理指導及び地域住民・ボランティア等の参画した施設管理の研修等を行う。

平成 19 年度は 109 件の施設診断を実施した。

土地改良換地等促進事業

換地処分及び交換分合による農用地の集団化、利用集積を図るため、市町村の職員・土地改良区等の役職員に対して研修・事務指導を行う。

平成 19 年度は 8 地区 568.07ha の換地処分を実施した。

土地改良相談事業

農村地域の都市化、混住化に伴う土地改良施設管理等に関する苦情・紛争等の解決を図る相談業務を行う。

平成 19 年度の相談件数は 35 件であった。

【効果について】

土地改良区のソフト面の支援活動であるので効果の測定は困難であるが、施設面の診断書の作成は、農業施設の基盤維持にとって重要である。

【問題点】

県土連の補助金申請書と実績報告書は、以下のように同一の内容となっている。そして実績報告書では予算額と精算額とが同額となっている。

(表 3-5-2) 申請書と実績報告書の比較

(単位：円)

区 分	申請書	実績報告書	差額
1．土地改良施設管理指導事業費	4,644,000	4,644,000	0
(1)土地改良施設の診断・管理指導費	4,364,000	4,364,000	0
(2)土地改良区役職員研修費	280,000	280,000	0
2．土地改良換地等促進事業費	6,100,000	6,100,000	0
(1)換地業務調整・指導費	2,258,000	1,900,000	358,000
(2)換地技術者等研修費	1,620,000	2,080,000	-460,000
(3)農地利用集積推進対策費	2,222,000	2,120,000	102,000
3．土地改良相談等事業費	1,556,000	1,556,000	0
(1)土地改良事業に関する苦情・紛争対策費	1,356,000	1,356,000	0
(2)非補助土地改良事業等推進支援費	200,000	200,000	0
(3)換地関係異議紛争処理費	-	-	0
計	12,300,000	12,300,000	0

なお、県土連の決算書は以下のようにっており、補助金額と一致している。

(表 3-5-3) 水土保全強化対策事業費の決算書よりの抜粋

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較
1 給与手当	8,700,000	8,401,302	-298,698
2 法定福利費	1,200,000	1,378,567	178,567
3 賃金	600,000	442,190	-157,810
4 旅費	400,000	144,270	-255,730
5 役務費	180,000	450,230	270,230
6 需用費	1,200,000	1,448,441	248,441
7 謝金	20,000	35,000	15,000
計	12,300,000	12,300,000	0

県土連の「平成 19 年度水土保全強化対策事業 運用計画」(補助金申請書は運用計画で想定される金額以内で作成)による明細を費用別に集計し、決算書と比較すると以下のようなになる。人件費が計画に比して下回っている。

(表 3-5-4) 事業運用計画と決算書の比較

(単位：円)

科 目	計画書	決算書	比較
人件費	11,793,000	9,779,869	2,013,131
賃金	277,200	442,190	-164,990
旅費	322,400	144,270	178,130
庁費	1,770,690	1,898,671	-127,981
謝金	50,000	35,000	15,000
計	14,213,290	12,300,000	1,913,290

このように、県土連は、補助金の申請から決算まで経費の分類計算を精細に計算して

いるが、これに合わせた補助金額で補助金申請書及び実績報告書を作成している。

【結 論】

補助金の実績報告書は、会計年度末までに提出することになっており、かつ、この中で精算額を算定することになっている。

一般に、経費とその配分計算は、本団体のように多数の事業を実施している場合、一定の決算書作成期間の結果確定するものである。経費補助金の実績報告書を平成 20 年 3 月 31 日までに提出するには、相当の数値集計体制を具備し、準備しなければならない。

実績額の把握には十分に留意し、また、実績額が補助金額を上回った場合、実績報告書に実績額を記載するように検討されたい。

(4) 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	印旛沼土地改良区他 3 改良区			
創設年度	平成 12 年度	終期年度	平成 21 年度	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	88,140	88,140	88,140	148,620
県 補助金	-	-	-	-
国 補助金	44,070	44,070	44,070	74,310
市町村補助金	44,070	44,070	44,070	74,310
総事業費	88,140	88,140	88,140	148,620

【概 要】

補助金の交付目的は、農業用施設の適正な管理を図るため、地域住民等を含めた維持管理体制を確立することである。

土地改良区が管理している農業水利施設は、農業生産面の役割だけではなく、地下水の涵養や洪水防止などの多面的機能を有し、その恩恵を地域住民も受けていることから、この施設の管理において地域住民等と連携した管理体制を整備し、適切な施設の機能維持と管理費の縮減を図ることを目的とする。すなわち、地域住民が施設の草刈等を行い、施設の整備補修・運転操作等の維持管理を行うことに対して、国及び市町村は農業用水等施設の機能である防火・用水・環境景観の多面的機能発揮のために改良区に補助金を交付することとしている。

事業は、3 つに区分している。

(1) 計画策定事業

地域住民等の管理参画のための協定締結、組織化などの管理体制整備計画の目標設定を行う。

(2) 推進事業

管理体制整備計画の目標達成に向けての推進活動を行う。

(3) 支援事業

施設の多面的機能の発揮などの維持管理として施設の草刈等を行い、施設の整備補修・運転操作等の支援を行う。

(表 3-5-5) 事業別明細 (単位：千円)

改良区名	事業費計	計画策定事業	推進事業	支援事業	事務費
印旛沼改良区	40,222	1,000	100	37,260	1,862
成田改良区	11,600	1,000	100	10,000	500
両総改良区	12,024	500	500	10,500	524
大利根改良区	32,298	200	200	30,380	1,518
計	96,144	2,700	900	88,140	4,404

(表 3-5-6) 地区別補助金 (単位：千円)

改良区名	事業費	国	市町村	県
印旛沼改良区	40,222	20,111	18,630	1,481
成田改良区	11,600	5,800	5,000	800
両総改良区	12,024	6,012	5,250	762
大利根改良区	32,298	16,149	15,190	959
計	96,144	48,072	44,070	4,002

【効果について】

効果は、施設の延命、景観・美観等についての効用であるが、協定による活動実績等についてのアンケート等によって評価する必要がある。

【問題点】

現在、大利根改良区では、平成 20 年 3 月 25 日に横芝光町尾垂六区長と草刈清掃の協定書を作成し、成田用水土地改良区では、平成 18 年 6 月 8 日に「水掛堰を守る会」と水掛堰周辺の環境美化の協定書を取り交わし、両総土地改良区管理委員会多古支部では、平成 19 年 10 月 4 日に多古町船越区長と草刈、植栽及び清掃等の協定書を締結している。

また、用水施設を火災消防目的に使用する協定書を関係土地改良区と市消防局、近隣市町村圏消防組合本部と協定書を作成し、大利根用水では平成 18 年 10 月 1 日、成田用水では平成 18 年 11 月 13 日に協定を締結している。

平成 12 年度から開始した補助金ではあるが、計画策定と事業目的との関係では地域

住民の参画はいまだ不十分である。

実態は、各改良区の施設の維持管理費用が 100%を占める補助金である。

【結 論】

県の負担がない補助金（支援事業）であるが、補助金の目的にそった地域住民の参画活動は不十分であるので、目標・活動・評価等について検討を行い、また農業水利施設等のもつ多面的機能効果を測定し、もって地域住民の参画に努力されたい。

（ 5 ） 土地改良施設維持管理費補助金

交付の推移

（単位：千円）

交付先	印旛沼土地改良区			
創設年度	昭和 37 年度	終期年度	-	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	8,000	8,000	8,000	8,000
県 補助金	8,000	8,000	8,000	8,000
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	58,018	56,943	57,639	61,164

【概 要】

補助金の交付目的は、印旛沼排水機場等の維持管理に要する経費の助成である。

印旛沼土地改良区は、古くは天明の災害による江戸期の干拓事業に始まるが、昭和 21 年から農地造成のため国営干拓を始め、昭和 31 年印旛周辺の土地改良事業もあわせて行うこととなった。しかし、その後、印旛沼を工業用水の水源として有効利用するため、水位を高くする必要が生じ、印旛沼堤防の嵩上げを行った。この結果、従来印旛沼に自然排水されていた農業用水については、常時強制排水する必要が生じた。

この多額となった、印旛沼土地改良区の施設維持費の経費の一部を補助するものである。

工業用水のため水位を上げる工事は、昭和 38 年に水資源機構が着工し、昭和 43 年に完成した。

昭和 37 年に「印旛沼排水機場等維持管理費補助金交付要綱」により、補助金を交付することになった。その後改定を行い、昭和 59 年 8 月 8 日に工業用水局と協定を取り交わし、補助金について水利権割合で負担することになり、補助金総額 12,000 千円を農林水産部 9,500 千円と工業用水局 2,500 千円で分担することになった。その後、平成 16 年度から総額 8,000 千円を農林水産部が 6,344 千円と工業用水局が 1,656 千円を負

担することになった。

【効果について】

維持管理費の運転経費負担であり、効果の測定は困難と考えられる。

【問題点】

総事業費は、58,018千円であるが、排水機場費は10,241千円であり、その約8割を県が負担している。この排水機場費の費用配分は、7つの各機場の揚水機と排水機の電気料の比率により各機場の人件費、修理費、委託費、雑費を一括して配分している。

しかし、揚水と排水の個別費を把握したのち、共通費について電気料等の比率で按分すべきである。

実績報告書の日付は、平成20年3月31日であるが、平成19年度支出予算差引簿に「平成20.3.31（説明）平成20年3月分維持管理関係郵送代（支出金額）4,280」と記載されており、このもとで、検査確認復命書も平成20年3月31日になるが、本来このような書類の日付関係は困難のはずである。

（表3-5-7）費用の明細

（単位：円）

科 目	既定予算額	支出額	差額
排水機場費			
電気料	5,600,000	5,199,488	-400,512
運転業務委託人件費	2,100,000	2,032,900	-67,100
修理費	200,000	1,757,637	1,557,637
委託費	1,150,000	1,116,653	-33,347
雑 費	100,000	134,522	34,522
計	9,150,000	10,241,200	1,091,200
補助金	8,000,000	8,000,000	0
割合	87.4%	78.1%	-9.3%

【結 論】

補助金交付要綱により予算の範囲内としているが、個別経費の把握を行ったうえで、共通費の費用配分を行って、経費を算定するように指導すべきである。

履行確認は年度末までに行うとしても、改良区の決算整理における共通費の費用配分手続きを考慮し、実績費用に基づく実績報告書の作成のために実績報告書の提出日について検討されたい。

(6) 北総中央用土地改良区運営費補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	北総中央用土地改良区			
創設年度	昭和 63 年度	終期年度	平成 30 年度	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	8,500	8,500	8,500	8,500
県 補助金	8,500	8,500	8,500	8,500
国 補助金	-	-	-	-

(注 総事業費は、記載困難につき省略)

【概 要】

補助金の交付目的は、土地改良区の運営に要する経費を補助することである。

国営北総中央用水事業は、北総台地の農業振興を目的に、3,267ha に及び八街市他 6 市の畑地灌漑と水田の用水補給施設の総額 504 億円の建設事業である。

北総中央用土地改良区は昭和 63 年 12 月に設立し、国営の基幹施設は平成 22 年度の完成を目指しているが、国営の末端施設又は県営の関連施設が完成するまで用水供給が行えず、土地改良区の賦課金が徴収できない。

工事は平成 25 年度に終了し、その後 3 年の地盤沈下等の監視期間を経て平成 28 年度完成の予定である。しかし、一部、根木名川上流地域(水田)は受益が発生し経費を負担しているが、その他の地域は、受益が発生していないので、賦課金がかけられない。このため、土地改良区の運営費用を県及び関係市が補助を行うものである。

平成 18 年 12 月 1 日締結の受益面積変更の覚書により各市は均等割 28%(7 市・各 4%)、受益面積割 72% で負担し、次のようになっている。

(表 3-5-8) 各市の補助金の負担割合

負担先	面積 (ha)	補助金(千円)
八街市	1,289	13,969
富里市	1,134	12,495
山武市	472	6,208
千葉市	200	3,623
佐倉市	135	3,006
成田市	20	1,913
東金市	17	1,886
計	3,267	43,100
県		8,500
合 計		51,600

【効果について】

この補助金については、県の補助金は定額であり個別の評価は困難ではある。

【問題点】

今後、工事の完成後、土地改良区の組合員が用水の補給を受け、それに応じた賦課金を納めれば問題はない。

しかし、農業者の事業参加の同意が必要となるが、参加に不同意の者もいるとのことである。ただし、不同意があっても、受益地区全体の工事を行うことにより受益可能となるので、組合員の3分の2の同意で不同意者も強制加入することになる。

国営事業については3分の2の同意があるので問題はないが、県営事業は着手していない地区がある。

【結 論】

同意者の拡大に努力する一方で、受益が発生し、土地改良区が賦課金を徴収できるよう早期の県営事業着手に尽力されたい。

(7) 経営体育成基盤整備事業（農業経営高度化支援事業（調査・調整事業））補助

金

交付の推移

（単位：千円）

交付先	千葉県干潟土地改良区			
創設年度	平成 19 年度	終期年度	平成 25 年度	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	650	-	-	-
県 補助金	325	-	-	-
国 補助金	325	-	-	-
総事業費	650	-	-	-

【概 要】

補助金の交付目的は、基盤整備地区において事業実施主体が自主的に行う土地利用調整活動を支援することである。

事業内容は、土地利用調整活動として、農家意識調査、農地集団化調整及び農地流動化調整を行い、土地利用推進活動として、事業推進検討会、生産組織育成強化及び農業機械利用再編を行う。平成 19 年度に、改良区は土地利用の話し合いを 12 回実施し、農家アンケートの実施及び農業生産法人の設立支援活動を実施している。

本補助金の対象は、千葉県干潟土地改良区の万力 2 期地区（83.5ha）の平成 19 年度から 24 年度の総事業費 6,850 万円の農業経営高度化支援事業である。ソフト事業としての高度土地調査調整活動は、総額 400 万円で平成 19 年度の補助金は 65 万円であり、

高度経営体集積促進事業は総額 6,156 万円である。耕地利用高度化促進事業は補助暗渠の施工等 300 万円である。

高度経営体の担い手集積目標は、事業完了の 5 年後の平成 24 年度では 42.8%、平成 28 年度では 45.6%である。

【効果について】

本来の基盤整備の建設事業の評価と併せて、担い手の集積の目標を早期に達成させることが必要である。

【問題点】

この補助金の実績報告書の記載方法について、農林水産省は事務連絡を行っている。これによると、備品購入費について、事業管理に必要となるパソコン等は補助対象となるが、通常業務に要する備品は補助対象外としている。

本事例について、報償費 247,000 円での申請額に対応するもので実績額では担い手支援システムの作成費 229,950 円を充当している。

このシステムは、この事業に必要とされるように推定されるが、いずれにしても申請額 650,000 円に合わせて実績報告書を作成しているとは考えられない。

補助事業確認検査復命書では、「(2) 経理状況 収支の状況は、諸帳簿及び証拠書類により検査したところ、内容は適正に処理されていた。」とされている。

(表 3-5-9)

科目	申請時予算	実績報告
報償費	247,000 推進委員手当て	-
賃金	-	64,500 推進委員手当アンケート配布手当て
需用費	73,000	21,470
印刷製本費	30,000	9,500
消耗品費	15,000	11,970
食料費	28,000	-
委託料	-	229,950 担い手システム作成
使用料	150,000 視察研修バス	120,000 バス借り上げ
旅費	10,000	-
役務費	20,000	9,540
備品購入費	150,000	204,540 パソコン、ホワイトボード
計	650,000	650,000

【結 論】

少額であるとはいえ、申請書と実績報告書の差異については、その理由を記載すべき

である。また、パソコンについては、その専用利用の理由を記載すべきである（指摘事項）。

（ 8 ） 県道橋梁架替負担金

交付の推移

（単位：千円）

交付先	道路管理者千葉県知事			
創設年度	平成 16 年度	終期年度	平成 21 年度	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
負担金				
課 負担金	22,829	40,000	-	5,000
県 事業費	45,387	80,000	-	10,000
総事業費	425,000	420,000	360,000	260,000

【概 要】

負担金の目的は、排水整備に伴い、既存の橋梁及び取付道路の改築が必要となった場合、道路整備計画を元に拡幅等改良を加える際に費用を道路管理者と農林水産部（河川改修事業者）とが相互に負担することである。

内谷川は、内谷川沿岸土地改良区の農業排水路であるが二級河川になったので、県が管理者になった。この河川の拡幅工事にともない橋の架け替えが必要となり、この橋梁工事の負担金を農林水産部が負担している。

この地域は、地盤沈下（ここ 30 年間に 90cm 以上の沈下）の進行や流域開発により大雨のたびに河川水位が上昇しているため、計画堤防高を高くする必要が生じ（河川管理施設等構造令第 64 条、41 条及び第 20 条）、計画高水位に 60cm を加え橋脚の高さを上げることになった結果、取付道路の延長と既存市町村道路との交差点改修工事及び両岸家屋の移転補償費が生じた。

【効果について】

この効果は、橋梁改修に伴う道路の効果によるが、従前の構図とかわらないので、交差点の改修による交通事故減少効果等によることになる。

【問題点】

この工事について、当初基本協定の段階では 3.32 億円であったが、変更協定の段階で 5 億円に増加した。その理由は、公安委員会との協議により交差点部の位置が変更になり、取付け道路の延長が必要になったことによる 33 百万円の増加、補償費の増加 85 百万円、仮設道路の強度をあげるため 77 百万円の増加となっている。

基本協定の段階では、補償費は 2 百万円しか算定しておらず、補償問題を想定してい

なかった。

【結 論】

補償費の算定は事前には困難とも考えられるが、本来基本協定の段階で考慮すべきものであり、事前に十分な検討を行われたい。

(9) 一之分目揚排水機場管理費負担金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	河川管理者千葉県知事			
創設年度	昭和 61 年度	終期年度	-	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
負担金				
県 負担金	32,865	23,601	14,908	21,918
総事業費	296,080	212,625	134,316	197,473

【概 要】

負担金の目的は、黒部川総合開発事業及び東総用水事業で建設された一之分目揚排水機場の管理に要する費用の農業用水分の管理費の負担である。

負担比率は以下のようになっている。

建設費	千葉県	0.287
	小見川広域水道企業団	0.023
	東総広域水道企業団	0.212
	水資源機構	0.478
		<u>1.00</u>
管理費	千葉県	0.681
	大利根・干潟改良区	0.111
	水資源機構	0.208
		<u>1.00</u>

建設費は、昭和 53 年 11 月 27 日に黒総・東総用水事業者間の比率を厚生省・農林水産省・千葉県の間で結ばれた覚書、及び昭和 54 年 4 月 26 日付けの千葉県と 2 水道事業者間の河川法 17 条に基づく建設協定による比率による。

管理費は、治水利水間は身替建設費と、既得取水間の水量割合で算定された財産持分割合に、昭和 53 年の費用 92,900 千円 / 年を基準にして割合を算定している。

(表 3-5-10) 財産の持分割合

負担者		身替建設費	身替建設費	水量割合	比率
千葉県	治水	治水 36.7%	→		36.7%
水資源機構	東総用水	利水 63.3%	20.80%	→	20.8%
大利根干潟土地改良区	大利根用水		42.50%		36.40%
東庄町/小見川町 13 組合	既存灌漑用水				6.10%

(表 3-5-11) 管理費の採取負担率

負担者	年間管理費試算額				最終負担率
	92,900 千円		92,900 千円		
千葉県 治水	36.7%	34,094	29,158	63,252	68.1%
水資源機構	20.8%	19,323		19,323	20.8%
大利根干潟土地改良区	36.40%	33,816	-23,491	10,325	11.1%
東庄町/小見川町 13 組合	6.10%	5,667	-5,667	0	0

【効果について】

効果は、施設維持管理の適切なコストによる円滑な運営維持によることになる。

【問題点】

管理費の負担率について、昭和 53 年の費用構造と身替建設費及び取水量割合で算定しているが、それ以降見直しがなされていない。

設備はインフラであるので、施設改良補修費は建設費等の財産持分割合で算定し、運転管理費は取水費や水の利用料で算定するのが理論的であるが、概要に記載したように、混淆した比率を利用した単一の費用負担比率になっている。

【結 論】

施設維持管理費の発生構造と負担比率について、所管部局と協議されたい。

(10) 水資源機構施設管理費負担金(用水施設管理費負担金)

交付の推移

(単位：千円)

交付先	独立行政法人水資源機構				
創設年度	昭和 44 年度	終期年度	-		
事業年度		平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
負担金計		284,307	300,049	313,905	320,649
成田用水	昭和 56	71,597	71,959	80,405	74,728
北総東部用水	昭和 56	86,089	96,538	92,934	99,364
東総用水	平成元	46,705	43,614	43,856	40,401
印旛沼開発	昭和 44	79,916	87,938	96,710	106,156

【概 要】

負担金の目的は、独立行政法人水資源機構が管理する施設の農業用水分の管理費の負担金である。

水資源機構は、取水施設（＝水門・揚水機場）を直接管理し、利水者から負担金をとっている。すなわち、工業用水・上水・農業用水の利水者が負担することになる。

取水施設は、総管理費から国庫補助を除いた2分の1を県と改良区で負担し、他の施設は、使用電力料は改良区が負担するが、他の費用は県と改良区が2分の1ずつ負担する。

特に印旛沼開発施設は、地域の治水も含むので、9割を県が負担し、1割を改良区が負担する。この負担割合は、流域面積53,350haに対し耕地面積5,313haであり、面積比率による。

県は、水路（パイプライン）及び貯水水槽（ファームポンド）を管理する費用は機構から収納して受託管理運営している。

土地改良区は、ファームポンドから出たところを管理する。

(表 3-5-12) 用水別支払額 (単位：千円)

用水区分	上期支払	下期支払	計
成田用水	40,411	31,186	71,597
北総東部用水	51,119	34,971	86,089
東総用水	23,786	22,919	46,705
印旛沼開発	53,372	26,544	79,916
計	168,687	115,620	284,307

(表 3-5-13) 負担金等の負担明細 (単位：千円)

用水区分	負担金 総額	用途 水利者	金額 割合	補助金			負担金	
				国	千葉県	土地改良区		
成田用水	269,905	農業用水	269,905 100%	115,453 43%	80,822 30%	73,630 27%		
北総東部 用水	382,499	農業用水	382,499 100%	165,685 43%	102,237 27%	東部	中央	
						104,583 27%	9,994 3%	
東総用水	284,703	農業用水	183,681 65%	87,094 31%	47,572 17%	49,015 17%		
		水道用水	101,022 35%					
		銚子市 東総広域	24,015 77,007					
印旛沼 開発	498,299	農業用水	169,910 34%	51,306 10%	106,744 21%	11,860 2%		
		河川管理者	93,285 19%					
		工水等	235,104 47%					
		水道用水 工業用水	113,081 122,023					
計	1,435,406	農業用水 計	1,005,995	419,538	337,375	249,082		

【効果について】

維持管理の円滑実施によるが、管理費についてのコスト低減と、老朽化している設備の補修効率化と長命化の指標を検討する必要がある。

【問題点】

精算手続きについて

平成 19 年度の支払は、下期で前年分の過大（又は過少）の精算額を加減している。

精算額の主な原因は、成田用水は「多古芝山幹線分水口バルブ設備更新工事」の入札

不調による施設費の減少及び降雨が多く取水施設稼働減少に伴う電力費の減少による。東総用水では、「一之分目負担金」が不要による維持管理費の減少及び管理業務費・一般管理費の精査に伴う減少による。印旛沼開発施設では、降雨が多く取水施設稼働減少に伴う電力費の減少及び設備更新に伴う点検整備業務の中止、入札不調によるポンプ類整備費の減少による。

精算金額は 279 百万円と多額であるが精算時期は遅く、翌年度末近い 2 月の下期支払時に精算している。

(表 3-5-14) 精算額の明細

(単位：千円)

用水区分	平成 18 年度			平成 19 年度		
	支払済額	精算額	過大	支払予定額	前年過大	年度負担額
成田	81,691	72,466	9,225	80,822	-9,225	71,597
北総東部	100,340	84,192	16,148	102,237	-16,148	86,089
東総	44,068	43,201	867	47,572	-867	46,705
印旛沼	106,049	79,221	26,827	106,744	-26,827	79,916
計	332,148	279,081	53,067	337,375	-53,067	284,307

経費の配分について

事業費管理費の各施設に対する配分割合は、管理定員配置割合によっており、成田用水と印旛沼開発施設用水は平成 17 年の配置変更で配分割合を変更しており、北総東部用水は平成 4 年度に変更しているが、東部用水は管理開始から定員配置を変更していないので配分割合を変更していない。割掛率算定表によると、平常時勤務は 239 日、出水時勤務は 6 日で施設別勤務時間割合を基準に工数を算定しており、年度がかわっても配分割合を変更していない。

予算段階でも年度により勤務日数は異なるはずであり、まして実績では出水時の超過勤務時間等で異なるはずである。

機械設備の稼働に比例する消耗品等の工数による配分は合理性があるとはいえない。

【結 論】

県は、実績に基づく割掛率算定表による精算をするよう要請されたい。

(11) 直轄事業負担金

交付の推移

(単位:千円)

交付先	国 水資源機構			
創設年度		終期年度	平成 38 年度	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
負担金				
県 負担金	4,607,048	4,715,787	4,754,593	4,587,113

【概要】

負担金の目的は、国営事業及び水資源機構(旧水資源開発公団)営事業で実施した事業費に係る、地元負担分の償還に係る経費に対する負担である。

(国営事業)

1. 大利根用水地区

匠瑳市、旭市他 2 町に渡る受益面積 9,200ha の田畑を対象にした、昭和 45 年度から平成 4 年度までの用排水施設の改良工事の償還費用であり、総事業費 341 億円のうち県負担分を償還期間の昭和 63 年度から平成 21 年度までで返済するものである。

大利根用水地区償還金総額(平成 9 年度変更後)と平成 19 年度の負担金は以下のようになっている。

(表 3-5-15) 償還負担金総額 (単位:千円)

特別会計	償還金	期限
事業費元利償還金	37,906,228	開始平成 5 年度
元金	22,156,429	終了平成 21 年度
利子	15,749,799	

(表 3-5-16) 平成 19 年度負担金 (単位:千円)

区分	平成 19 年度償還	県分	地元分
特別会計	2,357,364	2,102,649	254,715
災害	1,108	1,108	-
事業費	2,356,255	2,101,540	254,715
元本	1,978,927	1,739,758	239,169
利子	377,328	361,782	15,546
一般会計	121	-	121
計	2,357,485	2,102,649	254,836

金利の見直しで、従来 6.5%であったが、現在は 5%になっている。地元負担分は、繰上償還の結果平成 19 年度で終了する。

特別会計分は事業費の本体分であるが、一般会計分は事業全体の計画費で地元が負担し、特別災害分は県が負担する。

2. 北総中央用水地区

八街市、富里市他5市に渡る受益面積3,267haの水田、畑を対象にした、昭和63年度から平成28年度までの用水施設の整備工事費の償還費用であり、総事業費504億円の内の県負担分を平成元年度から平成41年度までの償還期で返済するものである。

平成25年度の工事終了の後、機能監視期間を3年間設けて事業完了する。

平成元年度から年度ごとの事業費について償還が始まり、最終は平成29年度から3年据え置き10年で償還となるので平成41年度となる。平成20年度以降の総事業費の予定額は165億円であり、うち県負担分は41億円である。

なお、地元負担分は関係市町村が全額負担することになっており、完了の翌年度から17年で償還することになっている。

(表3-5-17) 償還負担金総額

(単位：千円)

事業費 発生年度	償 還 金			利率	償還年度	
	元金	利子	元利計		開始	終了
平成6年	637,216	262,770	899,986	4.65%	H7	H19
7	597,892	174,325	772,217	3.33%	H8	H20
8	681,696	167,845	849,541	2.82%	H9	H21
9	644,896	122,569	767,465	2.19%	H10	H22
10	522,366	95,122	617,488	2.10%	H11	H23
11	577,219	98,484	675,703	1.97%	H12	H24
12	389,193	54,769	443,962	1.63%	H13	H25
13	379,327	49,063	428,390	1.50%	H14	H26
14	393,453	23,569	417,022	0.70%	H15	H27
15	284,096	31,786	315,882	1.30%	H16	H28
16	175,189	21,129	196,318	1.40%	H17	H29
17	126,018	17,402	143,420	1.60%	H18	H30
18	341,192	47,117	388,309	1.60%	H19	H31
計	5,749,755	1,165,949	6,915,704			

(表 3-5-18)平成 19 年度負担金 (単位：千円)

発生年度	元金	利子	償還金 計
平成 6 年	77,521	3,605	81,126
7	66,750	4,515	71,265
8	72,849	6,344	79,193
9	66,491	6,019	72,510
10	52,688	5,770	58,458
11	57,072	7,087	64,159
12	37,946	4,547	42,493
13	36,513	4,619	41,132
14	38,389	2,487	40,876
15	26,787	3,693	30,480
16	-	2,453	2,453
17	-	2,016	2,016
18	-	5,459	5,459
計	533,006	58,613	591,619

3. 両総地区

昭和 40 年度に完成した施設が老朽化したので、平成 5 年度から平成 24 年度までの工期で、用排水施設を改修する工事費の償還費用であり、総事業費 1,080 億円のうち県負担分を平成 6 年度から平成 37 年度までの償還期で返済するものである。

両総地区は、戦前昭和 16 年に大干ばつがあり、戦後になって用水計画を策定し施設を建設したが老朽化してきた。改修工事で全線パイプライン化されることにより、ライフサイクルが長期化する点で効果があり、オープン施設よりコストが安いという長所がある。

事業費の経過は以下のようになっている。

(表 3-5-19) 事業費の推移 (単位：千円)

区分	予定	平成 19 年度以前	平成 20 年度	平成 21 年度以降
総事業費	108,000,000	81,463,451	6,718,760	19,817,789
用水	88.9km	61.7km	9.2km	18.0km
排水	6.1km	6.1km	-	-

(表 3-5-20) 償還負担金総額

(単位：千円)

事業費 発生年度	償 還 金			利率	償還年度	
	元金	利子	元利計		開始	終了
平成 6 年	337,825	139,309	477,134	4.65%	H7	H19
7	718,363	208,133	926,496	3.31%	H8	H20
8	1,275,125	313,755	1,588,880	2.82%	H9	H21
9	894,684	172,422	1,067,106	2.22%	H10	H22
10	1,039,878	189,360	1,229,238	2.10%	H11	H23
11	1,115,879	189,406	1,305,285	1.96%	H12	H24
12	1,003,664	146,520	1,150,184	1.69%	H13	H25
13	1,580,637	204,442	1,785,079	1.50%	H14	H26
14	2,014,857	120,696	2,135,553	0.70%	H15	H27
15	2,566,685	287,173	2,853,858	1.30%	H16	H28
16	2,177,656	262,637	2,440,293	1.40%	H17	H29
17	1,799,602	248,515	2,048,117	1.60%	H18	H30
18	2,262,982	312,505	2,575,487	1.60%	H19	H31
計	18,787,837	2,794,872	21,582,709			

(表 3-5-21) 平成 19 年度負担金

(単位：千円)

発生年度	元金	利子	償還金 計
平成 6 年	41,098	1,911	43,009
7	80,149	5,388	85,537
8	136,260	11,858	148,118
9	92,281	8,471	100,752
10	104,887	11,486	116,373
11	110,339	13,628	123,967
12	97,761	12,168	109,930
13	152,149	19,246	171,395
14	196,587	12,737	209,324
15	242,009	33,367	275,376
16	-	30,487	30,487
17	-	28,794	28,794
18	-	36,208	36,208
計	1,253,519	225,750	1,479,269

(水資源機構営事業)

4. 東総用水地区

銚子市他 1 市 1 町にわたる受益面積 2,804ha の水田、畑を対象にした農業用水の施設のための奈良俣ダムの水源を確保したため、昭和 48 年度から平成 10 年度までの完了工事費の総額 1,393 億円を水資源機構法 24 条及び同施行令 28 条により、東総用水かんがい事業負担割合 2.8% (水利権割合の基礎である取水量 0.69 m³/s での割合) の償還負担金である。

建設借入元本と建設利息の総額 11.5 億円と償還据置利息分 10.0 億円の合計 21.5 億

円を平成 18 年度から償還開始したものである。平成 19 年度は 1.7 億円である。

なお、他に平成 26 年度償還開始の北総中央地区の負担分である霞ヶ浦開発施設（平成 7 年度完成）と利根川河口堰（昭和 45 年度完成）の 4.3 億円がある。

【効果について】

以下の 2 地区については、費用対効果分析が示されている。

（表 3-5-22）北総中央地区 （単位：百万円）

区分	金額		
妥当投資額			
年総効果額	5,181		
還元率	0.0628	82,497	
廃用損失額		-144	
計		82,353	
事業費			
国営事業費	52,975		
関連事業費	27,467		
計		80,442	
比率 /		1.02	> 1

（表 3-5-23）両総用水地区 （単位：百万円）

区分	金額		
妥当投資額			
年総効果額	10,364		
還元率	0.0544	190,514	
廃用損失額			
計		190,514	
事業費			
国営事業費	112,831		
関連事業費	68,070		
計		180,901	
比率 /		1.05	> 1

【問題点】

大利根地区では、地元市町村改良区は過去 4 回繰上償還を行って、平成 19 年度で償還終了する。千葉県は繰上償還を行わなかった。6.5%の金利を考慮すれば、検討すべきであった。

旧両総用水事業は、昭和 40 年度に完成したが、その後の農地転用により、末端資格 500ha を満たさない地域が生じた。これらの地域については、今後県営事業で再編整備する必要がある。

【結 論】

水資源機構の金利 6.5%の負担金である霞ヶ浦開発施設（平成 7 年度完成）及び利根川河口堰（昭和 45 年度完成）については、繰上償還を実施したか、繰上償還を検討中であるが、なお、一層の負担軽減に尽力されたい。

（12） 道路新設改良負担金

交付の推移

（単位：千円）

交付先	道路管理者千葉県知事			
創設年度	平成 7 年度	終期年度	平成 25 年度	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
負担金	22,800	-	-	-
県 負担金	11,400	-	-	-
国 負担金	11,400	-	-	-
総事業費	26,976	-	-	-

【概 要】

負担金の目的は、道路管理者である千葉県知事に対し、広域的農産物の流通の迅速化及びコストダウンを目指した広域農道を整備することである。

「安房地域広域営農団地整備計画」に基づき、生産から流通加工までの広域的な整備推進のため基幹農道の整備による輸送の合理化、農業経営基盤の強化、農業施設間の組織化を図る事業である。

総事業費 8,510 百万円、総延長 4,226m、幅員 7.5m、2 車線で受益面積 7,844ha の広域農道であり、工期は平成 7 年から着工し工期延長して平成 21 年度完成予定である。

本負担金は、農道と県道富津館山線との県道交差改良工事と、県道の道路改良（歩道整備）工事との共同施工であり、道路管理者（安房地域整備センター）45.1%、農道整備事業者（安房農林振興センター）54.9%の面積割合で負担したものである。

内容は、平成 18,19 年度においては用地買収と補償費である。

【効果について】

広域農道についての評価は、事業計画時に実施される。完成後も費用便益分析が作成される必要がある。

【問題点】

平成 19 年度までの事業費は、用地買収費と移転補償費であり、工事は平成 20 年度で

終了することになる。一部平成 21 年度に延長する予定である。

事業費の内容は表 3-5-25 のようになっている。しかし、平成 20 年 3 月 24 日の年度末近くに取り交わした協定書は、表 3-5-26 のようになっており、実績額を協定の比率で按分していない。

(表 3-5-24) 事業費の明細 (単位：円)

区分	総事業費	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 予定
工事費	31,110,479	-	-	31,110,479
用地費	5,802,552	2,835,039	2,967,513	-
補償費	58,639,270	25,879,014	32,760,256	-
計	95,552,301	28,714,053	35,727,769	31,110,479

(表 3-5-25) 負担金の明細 (単位：円)

	総事業費	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 予定
負担金区分	95,560,000	28,720,000	26,975,825	39,864,175
土木	43,097,560	28,720,000	4,175,825	10,201,735
農林	52,462,440	-	22,800,000	29,662,440
計	95,560,000	28,720,000	26,975,825	39,864,175

また、農道は完成後市町村に移管することになっており、本負担金による農道は 2 車線の道路であるが、道路台帳のような農道台帳は市町村では作成されていないのが現状である。なお、土地改良法では必要となっている。

【結 論】

同じ県内の部局間の負担金であり最終年度に精算するにしても、予算の性格上、各年度において協定書に基づいた負担率で計上するべきである。

また、県は市町村に農道に移管するにあたって、農道台帳の整備を指導されたい(指摘事項)。

(13) 経営体育成促進事業(高生産性農業集積促進事業)交付金
交付の推移 (単位：千円)

交付先	市原市海上土地改良区他 5 改良区 茂原市			
創設年度	平成 18 年度	終期年度	-	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
交付金	71,133	82,010	75,620	81,836
県 交付金	71,133	82,010	37,810	40,918
国 交付金	-	-	37,810	40,918
総事業費	71,133	82,010	75,620	81,836

【概要】

交付金の交付目的は、基盤整備地区においてより質の高い利用集積の誘導を促進するためであり、長期の利用権等の設定に応じ促進費を交付する。

担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な経営体を育成し、農業生産の相当部分を担う経営構造を確立するため、利用集積・面的集積としての3つの目標を定め、

利用権等設定、作付連担化、土地利用向上の達成状況により、対象事業費の一定割合をハード事業の負担軽減を図るため促進費として交付する。

採択要件は以下のようになっている。

利用権等設定 3年以上の利用権等設定率が対象事業実施前より5%以上増加

$$\text{利用権設定率} = \text{整備による増加面積} / \text{事業対象面積}$$

作付連担化 連担化率が2ha以上の団地について、ほ場整備による連担団地面積について5%以上増加

$$\text{連担化率} = \text{整備による増加面積} / \text{地区内面積}$$

土地利用向上 水田の土地利用率が、昭和60年度の県平均値93.3%を超え、又は当該実施以前より10%以上増加

$$\text{土地利用向上率} = \text{作付面積} / \text{耕地面積}$$

ほ場整備事業の面整備が完了した地区で申請のあった地区において、順次上記要件をクリアしたのに対して交付する。

なお、平成17年度までは国の交付金であったが、三位一体改革により平成18年度から県単独交付金になった。

【効果について】

各指標に基づいて効果は測定できるが、最終的には生産高の増加、コスト削減による農業者の所得増加の算定が重要である。

【問題点】

事業費に対する交付金であるので高額であり、県の交付要綱では平成22年までを区切っているが、必ずしも終期があるわけではない。

したがって、効果については、交付目的の比率の増加により、担い手の経営規模は拡大していることになるが、この結果、生産高・農業所得の増加についても算定する必要がある。

【結 論】

農業経営の規模の拡大は、安定的農業生産の拡大を目標としているゆえに、ハード事業完了後の生産高・農業所得の増加については、事後評価制度の中で追跡することが重要である。

(14) 経営体育成促進事業（土地利用調整支援事業）交付金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	天羽土地改良区他 10 改良区 茂原市 長南町			
創設年度	平成 18 年度	終期年度	平成 22 年度	
事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
交付金	10,900	12,620	18,200	13,700
県 交付金	10,900	12,620	9,100	6,850
国 交付金	-	-	9,100	6,850
総事業費	10,900	12,620	18,200	13,700

【概 要】

交付金の交付目的は、ほ場整備事業等の実施を契機として基盤整備地区において事業実施主体が自主的に行う土地利用調整活動を支援することである。

担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な経営体を育成し、農業生産の相当部分を担う経営構造を確立するため、区画整理工事等の経営体育成基盤整備事業と一体的に、土地利用調整に関するソフト部分の支援をし、農地利用集積を高める。

土地利用調整活動は、調査活動、調整活動、組織育成活動、法人化推進活動、試験栽培があげられている。

採択基準は、以下の利用集積率が目標年度（約 10 年）までに増加する場合に交付する。

(表 3-2-26) 利用集積率

採択時の利用集積率	目標年度の増加
20%未満	30%以上になる
20%以上 50%未満	10 ポイント以上の増加
50%以上 55%未満	60%以上になる
55%以上 90%未満	5 ポイント以上の増加
90%以上 95%未満	95%以上になる
95%以上	利用集積が図られること

また、事業完了時に 認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、地域農業マスタープランに定める目標割合以上となること、認定農業者が採択時に比べ 30%以上増加することが要件である。

【効果について】

この交付金は調整活動（＝ソフト事業）であるため、直接的な効果の評価は困難である。

【問題点】

袖ヶ浦市横田土地改良区の交付申請書及び実績書の支出内容は以下のようになっている。

（表 3-2-27）費用の明細

（単位：円）

科 目	申請（予算）	実績	差額
土地利用調整支援費			-
担い手育成促進事業費			
1 賃金	390,000	355,699	-34,301
2 報償費	200,000	246,300	46,300
3 旅費	100,000	130,700	30,700
4 需用費	80,000	135,413	55,413
5 役務費	40,000	45,924	5,924
6 使用料及び賃借料	150,000	71,164	-78,836
7 備品購入費	30,000	14,800	-15,200
8 予備費	10,000	-	-10,000
計	1,000,000	1,000,000	0

交付金額は、物理的に決定されるが、これに合わせて支出明細を作成している。

【結 論】

土地利用調整活動として、農家意向調査延べ 5 日、農地流動化調整延べ 20 日、土地利用推進活動として事業推進検討会を延べ 26 日行っているが、これらに要する費用を抽出することは困難であるとはいえ、申請額 100 万円に合わせて実績報告書を作成するのではなく、実際の費用を集計報告し、精算すべきである（指摘事項）。

(9)一之分目揚排水機場管理費負担金



(12)道路新設改良負担金



6. 畜産課

(1) 畜産コンサルタント等設置事業補助金(地域畜産総合支援体制整備事業)

交付の推移

(単位：千円)

交付先	社団法人千葉県畜産協会			
創設年度	平成7年度	終期年度	-	
対象事業費	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	2,700	2,700	3,000	3,000
県補助金	2,700	2,700	3,000	3,000
国補助金				
総事業費	16,315	30,180	19,431	24,484

【概要】

補助金の交付目的は、畜産をめぐる情勢に的確に対応するために、畜産経営技術の指導体制強化を行うことが必要であり、畜産経営体の支援指導業務を円滑に推進するため、総括畜産コンサルタント及び畜産コンサルタントを設置し、畜産経営技術の指導体制の強化を行い、指導の効率化、迅速化を推進し、高度な畜産経営体の育成を図ることにある。

具体的には、平成19年度個別支援指導実施事項をまとめ「平成19年度地域畜産総合支援体制整備事業地域畜産状況レポート報告」が作成されている。補助金は畜産コンサルタント3名分の人件費の一部負担相当分である。

【効果について】

上記「平成19年度地域畜産総合支援体制整備事業地域畜産状況レポート報告」が作成されており、内容からも一定の効果はあるものと考えられる。

【問題点】

県への県畜産協会の「畜産コンサルタント等設置事業実施状況報告書」において、事業費として16,315千円計上されており、負担区分として、県費が2,700千円、地方競馬全国協会が4,400千円、その他として県畜産協会負担9,215千円としている。

しかし、県畜産協会の地方競馬全国協会への「平成19年度畜産振興補助事業完了報告書」では当該コンサル事業費を8,185千円として、地方競馬全国協会負担額を4,665千円とし、県費を3,510千円としている。

県畜産協会「平成19年度畜産振興補助事業完了報告書」の県費3,510千円は上記

「畜産コンサルタント等設置事業補助金」2,700千円と「地域畜産総合支援体制整備事業補助金（受託事業）」810千円の合算額である。

県畜産協会の県への報告と地方競馬全国協会への報告の整合性に疑問が生じる。

【結 論】

県畜産協会として、県への報告、地方競馬全国協会への報告の同一事業費の数値は整合させるべきである（指摘事項）。

また本来、「畜産コンサルタント等設置事業」の性格が補助金対象とすべきものか、必要である場合は委託扱いとすべきでないか、という問題を含むものである。なぜなら、個別畜産農家に対する経営指導が必要とされる時、その実質的内容の効果を常にアップしていく方向で行うためには委託扱いのほうが、県の仕様による経営指導がより徹底されると考えるためである。

（２） 放牧活用実証展示事業補助金

交付の推移

（単位：千円）

交付先	いすみ市	最終交付先	大千代放牧事業組合（19年度）	
創設年度	平成 17 年度	終期年度	平成 19 年度	
対象事業費	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	900	696		
県 補助金	900	696		
国 補助金				
総事業費	900	696		

【概 要】

補助金の交付目的は、遊休農地等に牛の放牧を行い、農地等の荒廃及び有害鳥獣被害を防止すると共に、遊休農地を飼料畑として利用する耕畜連携の推進や安心・安全な畜産物の生産基盤を活用した放牧技術の検証及び普及することにある。

具体的には、遊休農地へ牛の放牧をすることによる飼料代の節約と土地の有効活用にある。平成 17 年度から平成 19 年度の 3 年間において県内 14 地区 15ha で実施された。

【効果について】

この牛の放牧は、国の減反政策や農家の高齢化による遊休農地の増加が深刻化するなか、素晴らしいアイデアであり、畜産農家のやる気向上の方向性にプラスとなる

とともに遊休農地の所有者にとっても荒地が整地されるプラス効果があるため、双方によい結果となっているものと思われる。

【問題点及び結論】

補助金の交付目的である牛の放牧による飼料畑として利用する耕畜連携の推進は、遊休農地を元の通常の米・畑への復帰は困難であるとしても、現実的には研究して展開することの余地は十分あるものと考えられる。今後の発展的検討課題とされる。

(3) 放牧活用実証展示事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	南房総みるく農業協同組合他 1 地区			
創設年度	平成 17 年度	終期年度	平成 19 年度	
対象事業費	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	2,200	3,025	3,439	
県 補助金	2,200	3,025	3,439	
国 補助金				
総事業費	2,214	5,155	5,652	

【概 要】

6.(2) と同一。

【効果について】

6.(2) と同一。

【問題点】

6.(2) と同一。

【結 論】

6.(2) と同一。

(4) 県産豚肉知名度向上対策事業補助金 (県産豚ブランド化推進事業)

交付の推移

(単位：千円)

交付先	社団法人千葉県畜産協会			
創設年度	平成 19 年度	終期年度	平成 22 年度	
対象事業費	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	963			
県 補助金	963			
国 補助金				
総事業費	1,925			

【概 要】

補助金の交付目的は、県内の銘柄豚肉の生産者、販売者等と連携し、これら豚肉に冠する統一名称及びキャッチコピーを用いた広報・宣伝活動等により、県産豚肉の知名度の向上を図ることにある。具体的には、県畜産協会が生産者、流通業者等で構成する県産銘柄豚肉連絡協議会を開催するとともに、県産豚肉の統一名称及びキャッチコピーの制作・商標登録及び利用権登録を行い、県産豚肉をPRし、知名度向上を図るため、以下の事業を行うことである。

1. 統一名称等を活用した広報・宣伝活動
2. 広報・宣伝用資材の作成・展示
3. 店頭、見本市、商談会等での統一名称及びキャッチコピーを用いた販売促進活動
4. 地域養豚集団等が行う上記1～3の事業の支援

このことは、千葉県が、年間100万頭以上を出荷する全国第4位の養豚県であるにもかかわらず、一般に周知度が低いことによるものである。

【効果について】

ラジオ放送等は、県産豚の統一名称「チバ・ザ・ポーク」の知名度アップには有効な広報・宣伝活動と考えられる。

【問題点】

補助金は事業費の1/2で算定されるため、本来補助金額の962,622円の2倍、962,622円×2で1,925,245円が事業費の金額となるところが、県畜産協会の収支計算書では1,725,405円と199,840円の差額が生じている。これは事業参加業者の分(399,680円)のうち事業参加者負担分(199,840円)が収支計算書に反映されていないためである。補助金の対象は県畜産協会の経費補助であり、事業参加者の分も含めて県畜産協会の収支計算書に計上されていなければならない。

【結 論】

県畜産協会は、事業参加者負担分について平成19年度決算書の収支計算書上、事業費が199,840円計上不足となっている。県畜産協会は今後、経費補助が明瞭になるよう収支計算書の計上を改善する必要がある(指摘事項)。

(5) さわやか畜産総合展開事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	旭市	最終交付先	各堆肥生産利用組合	
創設年度	平成4年度	終期年度	-	
対象事業費	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	43,714	26,191	38,265	132,490
県補助金	43,714	26,191	38,265	132,490
国補助金				
総事業費	87,430	55,891	79,572	336,296

【概要】

補助金の交付目的は、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な施設・機械の整備を行うことにより、耕畜連携のもと、環境と調和のとれた資源循環型農業の形成を確立していくことにある。具体的には、下記のように交付している。

(表3-6-1)

事業主体名	総事業費	確定額	事業完了月日	額の確定日	支払日
清和堆肥生産利用組合	22,575千円	11,287千円	平成20年3月20日	平成20年3月28日	平成20年5月15日
井戸野堆肥生産利用組合	23,905千円	11,952千円	平成20年3月25日	平成20年3月28日	平成20年5月15日
塙堆肥生産利用組合	40,950千円	20,475千円	平成20年3月28日	平成20年3月28日	平成20年5月15日
合計	87,430千円	43,714千円			

これは、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が全国的に適用されたことによるものである。

【効果について】

現地視察した「井戸野堆肥生産利用組合」の場合、肉牛農家1戸と堆肥利用の耕種農家5戸で構成され、施設は有効に稼働していた。効果測定は別途検討項目と考える。

【問題点及び結論】

県は、補助金を交付している事業主体別に発酵舎や攪拌機等の機械設備の設置を確認するだけでなく、その後の稼働状況を数値化した成果報告を求めて、当初計画値と実績とを比較検討し、有効性の効果測定を所定フォームで文書化し実施すべきである。

(6) 資源リサイクル畜産環境整備事業補助金

交付の推移

(単位 : 千円)

交付先	旭市			
創設年度	平成 13 年度	終期年度	-	
対象事業費	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	62,371	246,978	134,833	120,253
県 補助金	17,699	176,664	96,446	80,252
国 補助金	44,672	70,314	38,387	40,001
総事業費	89,344	353,329	192,893	160,504

(注)平成 19 年度は当初予算のうち補助金額で 56,193 千円が平成 20 年度繰越となったことにより少ない金額となっている。平成 18 年度は平成 17 年度繰越が 71,353 千円あることにより多額になっている。

【概 要】

補助金の交付目的は、国の「畜産環境総合整備事業実施要綱」に基づき、将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源リサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の発生を防止し、もって地域畜産の発展を図ることにある。具体的には、平成 17 年度～平成 21 年度(予定)について東総西部地区が対象となり、以下の計画となっている。

- ・ 関係市町村 旭市、銚子市、香取市、東庄町
- ・ 事業主体 旭市
- ・ 事業参加者 17 戸 (養豚 14 戸、肉用牛 3 戸)
- ・ 総事業費 992,000 千円
- ・ 事業内容 堆肥舎 7 棟、発酵処理施設 5 基、浄化処理施設 4 基、堆肥散布機 1 台、堆肥積込機 1 台
- ・ 負担割合 国 50%、県 20%、市 8%、参加農家 22%

【効果について】

現地視察した東総西部地区の鎚木ブロックの場合、平成 19 年度補助金対象の浄化処理施設、発酵処理施設、堆肥舎は通常に稼動していた。効果測定は別途検討事項とする。

【問題点】

事業主体における工事・委託契約 16 件のうち随意契約が 11 件、一般競争入札が 3 件、

指名競争入札が2件となっており、随意契約の理由書はあるものの契約金額が高額のものが多い。

【結 論】

随意契約の理由書から、特殊施設に伴う業者の特定化は理解できるところであるが、今後については、なんらかの競争的要素を取り入れる工夫をされたい。

また、効果測定について県は、補助金を交付している堆肥舎、発酵処理施設、浄化処理施設、堆肥散布機、堆肥積込機等の機械設備の設置の確認だけでなく、県として、その後の稼働状況を数値化した成果報告を求めて、当初計画値と実績とを比較検討し、有効性の効果測定を所定フォームで文書化して実施すべきである。

(7) たい肥利用促進集団育成支援事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	八街市他5市町	最終交付先	各堆肥利用組合	
創設年度	平成17年度	終期年度	-	
対象事業費	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	27,856	28,850	4,810	
県補助金	27,856	28,850		
国補助金			4,810	
総事業費	55,716	59,240	10,101	

【概 要】

補助金の交付目的は、堆肥の利用促進のため、堆肥の運搬散布を組織的に行う集団の活動に必要な施設機械の整備にある。具体的な平成19年度の対象支援事業は以下のとおりである。

(表 3-6-2) 支援事業の内容

() は市町村費

市町村名	事業主体	施設・機械等名	事業費	県補助金
八街市	北総堆肥利用組合	ホイルローダー他	7,409 千円	3,704 千円
八街市	八街市たい肥利用組合	ホイルローダー、2tダンブ	6,527 千円	3,263 千円
香取市	かとり農業協同組合	運搬・散布機械	5,760 千円	2,880 千円 (960 千円)
東庄町	橘堆肥利用組合	マニアスプレッダ、ホイルローダー	11,569 千円	5,784 千円
旭市	足川機械利用組合	自走式マニアスプレッダ	3,420 千円	1,710 千円
袖ヶ浦市	大鳥居堆肥利用組合	マニアスプレッダ他	7,360 千円	3,680 千円 (1,104 千円)
睦沢町	かずさ有機センター運営組合	マニアスプレッダ、4tダンブ他	13,672 千円	6,835 千円

【効果について】

現地視察した旭市の足川機械利用組合の場合、機械の稼働状況は確かめられた。ただし、効果測定は別途検討事項とする。

【問題点及び結論】

県は、補助金を交付している事業主体別にマニアスプレッダ等の機械設備の設置の確認だけでなく、県として、その後の稼働状況及び利用拡大(化学肥料からのシフト)を数値化した成果報告を求めて、事業主体別に当初計画値と実績とを比較検討し、有効性の効果測定を所定フォームで文書化して実施すべきである。

(8) 県産豚県内処理推進対策補助金(県産食肉の生産・流通拡大緊急対策事業関係)
 交付の推移 (単位：千円)

交付先	全国農業協同組合連合会千葉県本部			
創設年度	平成 19 年度	終期年度	平成 24 年度	
対象事業費	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	4,800			
県 補助金	4,800			
国 補助金				
総事業費	4,800			

【概 要】

補助金の交付目的は、県外で処理されている県産豚の県内への出荷及び処理を進めることにより「千産千消」の推進を図るものである。

県内で生産される県産豚 103 万頭のうち約 34 万頭が県外へ出荷されと畜処理されているものを、県内で、畜産農家が主に運営すると畜場だと畜処理するように推進するものである。

具体的には、JA かとり東庄養豚組合(8 戸) が取手食肉センターに出荷している肉豚を計画的に南総食肉センターで処理するようにするものである。

- ・ 事業主体 全国農業協同組合連合会千葉県本部
- ・ 補助金額 4,800 千円(定額 2 千円/頭)
- ・ 補助対象頭数 2,400 頭/年間
- ・ 実施期間 平成 19 年度～平成 24 年度

【効果について及び問題点】

平成 19 年度から 6 年間、2,400 頭の県産豚のと畜処理を県外から県内へシフトすることは、「千産千消」の推進とはいえ、県外出荷の 34 万頭との比較において実質的な影響は微々たるものといわざるを得ない。また、処理頭数の確認において、南総食肉センターからの処理実績の確認はできても県全体としてと畜処理が県外から県内へどれくらいシフトしたのかの検証は困難な面もある。

【結 論】

問題点で記載のように、県外出荷 34 万頭のなかでの 2,400 頭では畜産農家に対するメッセージとはなっても、実質的な変化への動きとしての力強さとなるレベルのものとは考えられない。

県産豚の県内処理を本当に推進するには、計画的に、一定割合以上の変化を出す必

要があるものとする。

(9) 豚トレーサビリティ推進事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	社団法人千葉県畜産協会			
創設年度	平成 16 年度	終期年度	平成 19 年度	
対象事業費	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	2,046	3,046	3,046	3,381
県 補助金	2,046	3,046	3,046	3,381
国 補助金				
総事業費	4,092	6,182	6,108	7,262

【概 要】

補助金の交付目的は、食肉に対する「安全・安心」へのニーズが高まる中、生産・加工・流通に関する情報を消費者へ提供する豚トレーサビリティシステムが生産者組織により構築されたところに、このシステムの定着化・普及拡大を推進して豚肉における信頼の「千葉ブランド」の確立を図ることにある。

具体的に、平成 19 年度の補助対象は、「養豚生産者及び消費者の豚トレーサビリティに対する意識調査の実施」と「豚トレーサビリティシステム構築のための手引き作成」の作業となる。

【効果について】

平成 16 年度からシステム導入し、平成 17 年度から実施してきたが、販売店も限定される中、平成 19 年度で事業補助金は終了となった。

平成 16 年度からの 4 年間の補助金総額は 35,856 千円（平成 16 年度にシステム情報機器導入に対する「房総ポーク販売促進協議会」への国からの交付額 24,337 千円を含む。）になる。今後のシステム維持コストが年間 2,500 千円程度かかるため、出荷ベースで約 3 万頭とすると 1 頭当たり約 80 円を養豚生産者が負担することになる。養豚生産者にとっては負担が今後継続して残るものと考えられる。

当初に国の方針があったとはいえ、この事業の千葉県畜産へ対する影響度合いとしては、年間約 100 万頭の出荷中トレーサビリティ対象は 3 万頭で、3%というごく限られたものとなってしまった。システムは 30 万頭対応のものであり当初の目的には到らなかったということになる。

【問題点】

平成 19 年度事業費は 4,092 千円であり、補助金は、その 1/2 の 2,046 千円の交付となっている。

事業費内訳は、人件費が 3,680,000 円であり、通信・印刷費が 117,840 円、事務消耗品費が 118,260 円、研修会費 114,570 円、旅費 61,330 円となる。

このなかで、人件費については、日程の明細があるが、金額算出計算に内容不足傾向がある。事務消耗品費については納品、請求、領収日時が不明確である。(支払については、県畜産協会の支出稟議決裁から平成 20 年 6 月 16 日と考えられる。)

【結 論】

補助金の交付目的である、養豚生産者による豚トレーサビリティシステムの構築と定着化・普及拡大を推進して、豚肉における信頼の「千葉ブランド」の確立を達成するためには、未だ普及拡大ができていない現状であるので、将来に向けてトレーサビリティシステムを維持発展させるために、再度推進の練り直しを県としても指導すべきであるとする。

また、【問題点】記載の事業費について、人件費については、計上額の算定根拠の明瞭化、事務消耗品費については計上時期の根拠証憑の整備に努められたい(指摘事項)。

(10) オーエスキー病防疫対策事業補助金(自衛防疫自主管理強化対策事業)

交付の推移

(単位:千円)

交付先	社団法人千葉県畜産協会	最終交付先	各生産者 社団法人千葉県畜産協会	
創設年度	平成 17 年度	終期年度	平成 20 年度	
対象事業費	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	53,783	53,160	54,524	
県 補助金	-	-	-	
国 補助金	53,783	53,160	54,524	
総事業費	250,060	254,120	260,845	

【概要及び効果について】

補助金の交付目的は、重要な経営阻害要因である豚オーエスキー病のワクチン接種に要する経費に対する助成である。オーエスキー病に罹ると妊娠豚では異常産を起こし、子豚では神経症状がみられ、高い死亡率を示す。常在化しやすく生産性に悪影響

を及ぼすため、国として清浄化を目指している疾病である。

オーエスキー病の浄化対策として、アメリカ、ヨーロッパでは清浄化が進んでいるなか、日本では16県(関東・九州)が清浄化未了である。この状況下、国は平成20年度からの5年間で清浄化を完了する目的で、平成20年6月に「オーエスキー病防疫対策要領」を改定、家畜生産農場清浄化支援事業によりオーエスキー病のワクチン補助等を平成20年12月からの5年間に限り国から(社)全国家畜畜産物衛生指導協会を通して県畜産協会へ助成することになった。

オーエスキー病の浄化対策として従来は、以下の について補助金対象とされていた。

ワクチン接種

平成20年12月からは、上記 に加えて、以下 、 、 が補助金対象となった。

清浄種豚を導入する時の抗体検査

各地域で清浄化推進のために農場で行う抗体検査(半額補助金)

で陽性の繁殖豚について淘汰・更新に応じて補助金(各都道府県の評価額の2/3)

このため、オーエスキー病防疫対策事業の県としての取扱いは、平成20年11月末までとなる。

【問題点】

支出の内容は補助金額53,783千円のうち、ワクチン接種に係る部分が48,659千円で、事業推進費が5,124千円となっている。

そのうち、事業推進費については、主なものとして技術指導事務費が3,454千円、賃金が1,319千円となる。県畜産協会における、技術指導事務費・賃金の該当者はそれぞれ2人で算定明細も用意されているが、具体的な作業内容のレベルのものではない。

【結 論】

【問題点】記載の事項について県畜産協会は支出実績の把握において、事業推進費の計上額の算定根拠の明瞭化に努められたい(指摘事項)。

(11) 自衛防疫推進事業補助金(自衛防疫自主管理強化対策事業)

交付の推移

(単位:千円)

交付先	社団法人千葉県畜産協会			
創設年度	昭和 52 年	終期年度	-	
対象事業費	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	104	104	104	104
県 補助金	52	52	52	52
国 補助金	52	52	52	52
総事業費	156	156	156	156

【概要及び効果について】

補助金の交付目的は、家畜伝染病の発生予防のため畜産農家の自主的な防疫措置の定着化を図るものである。具体的には、自衛防疫推進会議の開催やリーフレット及び広報の畜産農家への配布による技術普及、自衛防疫意識の啓発等を図るため、以下の事業を実施している。

地域防疫推進会議の開催 5回 160名

印刷物等により各種家畜衛生情報の広報活動を実施 延べ2,400部

【問題点及び結論】

支出の内容は156,000円のうち、広報費が120,000円である。

広報費の120,000円は請求日付が平成20年3月31日であり、支払先が事務消耗品購入先で、現金払いであることを考慮すると計上時期、金額とも再検討の必要があるものとする(指摘事項)。

(12) 豚コレラ撲滅対策事業補助金(自衛防疫自主管理強化対策事業)

交付の推移

(単位:千円)

交付先	社団法人千葉県畜産協会	最終交付先	各獣医 社団法人千葉県畜産協会	
創設年度	平成8年度	終期年度	-	
対象事業費	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	1,236	1,236	1,236	1,236
県補助金	618	618	618	618
国補助金	618	618	618	618
総事業費	1,236	1,236	1,236	1,236

【概要及び効果について】

補助金の交付目的は、豚コレラの抗体検査や農場からの情報収集を実施し、本病の清浄化の維持・確認することにある。これは豚コレラについて、アメリカ、ヨーロッパでは清浄化済で、日本では平成19年4月1日をもって清浄化となったが、平成17年度までワクチン接種を実施しており、以降発生がないことを確認するためのものである。

具体的には、獣医師による豚コレラの情報収集のための戸別巡回調査である。

【問題点】

平成19年度の(社)千葉県畜産協会の事業費の支出1,236,000円の内訳は情報収集費771,000円、集計消耗品費302,500円、取りまとめ事務費162,500円となっている。

取りまとめ事務費は6,500円で25日分となっている。稼動日数明細表はあるも具体的内容は分かりにくい。

集計消耗品費は302,500円のうち198,450円が3月後半に集中しており、不自然である。

【結論】

県畜産協会の取りまとめ事務費・経費の補助金対応への配分については、より明瞭な具体的内容を明示した明細を必要とするものとする(指摘事項)。

(13) 「原点回帰」飼料増産緊急対策事業交付金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	袖ヶ浦市他3市町村	最終交付先	各生産組合・農業生産法人	
創設年度	平成14年度	終期年度	平成20年度	
対象事業費	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	14,980	17,876	17,023	16,010
県補助金	4,248	5,139	4,911	4,252
国補助金	10,732	12,737	12,112	11,758
総事業費	28,331	35,184	32,755	28,354

【概要】

補助金の交付目的は、農業集団の飼料増産に係る取り組みに必要な機械の導入への助成にある。具体的には、土地基盤に立脚した足腰の強い経営体を育成するため、効率的な飼料作物の収穫作業機械の整備を図り、安全性の高い飼料づくりを進めるとともに地域の実情にあった飼料作物の生産拡大（自給体制強化）を推進し、大規模家畜経営の安定的発展を図るものである。国は交付金として機械別に1/2、1/3と交付率が相違する。平成19年度は以下の実績である。

(表3-6-3)

市町村	実施主体	増産飼料名	導入機械	事業費
富里市	デイリーグラス会(酪農5戸)	トウモロコシ(18ha)	細断型ロールベラーMR-810、フォーレンジハーベスター他	9,345千円(1,401千円)
印旛村	(有)アグリ稲庭(構成5戸)	堆肥散布・稲わら収集(15ha)	マニアスプレッド、ロールベラー他	5,777千円(866千円)
東庄町	羽計稲わら収集組合(肉用牛3戸・稲作2戸)	稲わら収集(10ha)	ロールベラー他	1,995千円(299千円)
袖ヶ浦市	平岡飼料生産組合	トウモロコシ、ソルゴー他	細断型ロールベラー・コンハーベスター他	11,214千円(1,682千円)

【効果について】

現地視察した袖ヶ浦市の平岡飼料生産組合の場合、機械の稼働は確かめられた。ただし、効果測定は別途検討事項とする。

【問題点及び結論】

袖ヶ浦市の現地視察において、補助金対象の機械の存在・稼働状況は見る事ができたが、一般的な費用対効果分析（投資効率）はあるも実際の飼料の生産拡大の数値による効果の分析が実施されていることの有無は確認できなかった。

県は、補助金を交付している事業主体別にローラーベラー等の機械設備の設置の確認、作付面積増加推移だけでなく、その後の稼働状況及び生産量拡大効果を数値化した成果報告を求めて当初計画値と実績を比較検討し、有効性の効果測定を所定のフォームで文書化し実施すべきである。

(3)放牧活用実証展示事業補助金



(6)資源サイクル畜産環境整備事業補助金



(13)「原点回帰」飼料増産緊急対策事業交付金



7. 森林課

(1) 緑化推進事業(千葉県緑化推進委員会運営費補助)

交付の推移

(単位:千円)

交付先	社団法人千葉県緑化推進委員会			
創設年度	昭和 56 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	17,348	17,720	18,040	17,843
県 補助金	17,348	17,720	18,040	17,843
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	17,348	17,720	18,040	17,843

【概要】

補助金の交付目的は、社団法人千葉県緑化推進委員会が県土の緑化推進を図るため各種事業を行う場合に、その運営に要する経費に対し補助を行うことにある。

社団法人千葉県緑化推進委員会は、県の外郭団体のひとつである。昭和 25 年に任意団体として設立、昭和 59 年社団法人となり、昭和 60 年より特定公益増進法人(認定に際しては主務大臣が財務大臣に協議して認可)となる。主な業務は、緑の募金の実施、緑の募金による緑化や森林整備等の実施、みどりの少年団育成、緑のボランティアの育成、公共的施設等の緑化等である。県内市町村は全て委員会に入会しており、負担金(会費)により運営費の一部を担っている。

【効果について】

人件費補助なので、その効果を直接的に測定することは困難である。ただし、緑化推進委員会からの事業報告書を分析することにより、効果の概要を把握することができる。

【問題点及び結論】

社団法人千葉県緑化推進委員会の職員数は 6 名、そのうち 2 名が県関係者であり、この 2 名に対しての人件費補助が会費の代替となっている。2 名のうち 1 名は元県職員の再就職であり、事務局長に就任している。事務局長は 2 年間で交代しており、任期 2 年の短期間で事務局長として腰を落ち着けて職務を遂行できるかについて疑問が残る。

事務局長については、事務の滞りがないよう、任期の見直しなどの対策を検討すべき

である。

(2) 緑化推進事業(みどりの少年団育成強化対策事業)

交付の推移

(単位:千円)

交付先	社団法人千葉県緑化推進委員会	最終交付先	社団法人千葉県緑化推進委員会、各市町村及びみどりの少年団	
創設年度	平成4年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	680	750	800	1,000
県補助金	680	750	800	1,000
国補助金	-	-	-	-
総事業費	3,119	3,170	3,200	2,947

【概要】

補助金の交付目的は、次代を担う少年少女たちが緑に関する学習を通じ、自然に親しみ緑を大切にすることを目的としたみどりの少年団の結成促進とその育成を図ることにある。

緑の募金による募金収入で行っている青少年育成の一環として、みどりの少年団がある。みどりの少年団は、市町村もしくは学校単位で結成するものであり、現在72団体が結成されている。補助金については、緑化推進委員会が一括で県から受け取り、県レベルでの事業の実施(交流会、育成協議会等)に活用されるほか、各団体に配分される。なお、各団体への配分は、育成協議会の承認を得て実施されている。みどりの少年団の活動については、県の交流集会での実績発表において、活発な活動事例が多数報告されている。

【効果について】

小学校・中学校を中心としたみどりの少年団が、みどりに親しむための活動がさかんになることによって、緑化に対する意識が高まる。また、家庭での会話を通して、みどりに対する認識を深め、みどりに対する親しみを深めることができる。

【問題点及び結論】

補助金の配分については、千葉県みどりの少年団育成協議会の承認を得て実施されている。みどりの少年団は「活動調査表」及び「活動報告書」を市町村協議会(市町村)に提出し、その中で活動に要した経費の内訳及び活動資金の内訳を報告している。また、みどりの少年団から報告を受けた市町村協議会(市町村)が緑化推進委員会へ

の実績報告を提出することにより、緑化推進委員会ではみどりの少年団の活動を把握している。

みどりの少年団が提出する「活動調査表」及び「活動報告書」については、市町村に提出されるため、緑化推進委員会において直接確認されることは、ほとんどないといえる。みどりの少年団に対し補助金が交付されている以上、緑化推進委員会には適切に補助金を使用されているかにつき確認する責任があると考えられる。よって、緑化推進委員会においても、みどりの少年団より提出される報告書を直接確認し、責任を果たすことを検討すべきである。また、千葉県としても緑化推進委員会が報告書を直接確認するよう、指導していくことが望まれる。

(3) 里山活用促進事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	君津市			
創設年度	平成 17 年度	終期年度	平成 19 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	15,200	11,200	8,160	-
県 補助金	-	-	-	-
国 補助金	15,200	11,200	8,160	-
総事業費	38,168	27,105	18,000	-

【概 要】

補助金の交付目的は、森林の有する環境保全機能の維持増進及び健康づくりのための里山林等の利用促進を図ることであり、市町村が行う事業に対し補助を行っている。

君津市の三舟山は、君津市森林整備計画で「森林と人との共生林」として位置づけられ、市街地から僅か 3km の距離にありながら、広葉樹林を中心とした、豊かで貴重な自然を有している。これらの豊かな自然を活かし、体験教育の場として観察林などの森林フィールドを整備することにより、地域の小学生の総合学習の時間や森林ボランティアの活動の場として活用するほか、地域住民の保健休養の利用に供することを目的とする。主な事業内容は、実習林、観察林等の森林フィールドの整備、学習展示施設の整備、森林環境教育活動施設の整備、共同利用施設の整備である。

当該補助金は全額国庫補助金であり、千葉県を通して君津市に交付される。国庫補助金によっているため、3年間の報告義務を課せられている。

【効果について】

三舟山の管理体制は、指定管理者として三舟の里コミュニティ活動推進委員会(貞

元地区自治会主体)をおき、施設管理、案内業務等を管理人3名(交代でうち1名が勤務する)で行っている。管理人が来訪者数をカウントしており(ただし、月曜日は休館のためカウントなし)、その結果は以下のとおりである。

(表3-7-1)

月	人数
4月	5,455人
5月	2,290人
6月	1,664人
7月	1,604人
8月	1,530人
9月	1,432人
計	13,975人

また、イベント等も開催されており、開催実績は以下のとおりである。

(表3-7-2)

イベント名	開催期間	参加人数	事業主体
君津市里山管理センター三舟の里案内所開所式	4月5日	50人	君津市
三舟山&郡ダムお花見ウォーク	4月5日	2,200人	実行委員会
みどりの日記念植樹祭	5月1日	120人	君津市
源氏ホテル観賞会	6月7日	136人	指定管理者
平家ホテル観賞会	7月12日	188人	指定管理者

その他の利用状況は、以下のとおり。

学校、自治体、公民館等の利用

周西公民館 歩こう会 6月19日 28人参加

周西公民館 生物調べ 7月28日 18人参加

その他 植物観察会 8月24日 8人参加

ハイキング 5回

フリースペースの利用状況

(表3-7-3)

月	利用数	利用料	備考
4	2	2,100	
5	1	1,050	
6	7	3,150	団体4
7	9	4,200	団体5
8	8	5,250	団体3
9	4	4,200	
計	31	19,950	

利用数は、直売+各種団体数

毎週土曜日午前地元農産物の直売を実施

一区画 (3.6m. × 3.6m.) 1日 1,050 円で貸し出し

【問題点及び結論】

平成 19 年度で 3 年間に亘る事業が終了したため、平成 20 年度より 3 年間の事後評価期間に入ることになる。君津市では指定管理者による来訪者数のカウント等、事後評価の体制は整っていると考えられるが、千葉県としても、国に報告する立場から、適宜事後評価が適切に行われているかを確認し、指導していくことが必要である。

(4) 里山保全整備活用事業補助金

交付の推移

(単位 : 千円)

交付先	里山団体等			
創設年度	平成 15 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	6,819	6,611	4,938	4,671
県 補助金	6,819	6,611	4,938	4,671
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	19,768	18,477	13,411	13,881

【概 要】

補助金の交付目的は、千葉県各地の里山で荒廃した森林が多く見られるため、竹林改良整備、除伐、間伐、刈払い等の里山保全整備事業を実施することにより、適正な里山環境にすることである。

森林の多様な利用については、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、芸術や文化活動の場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育利用に対する期待があり、このような森林に対する認識、また里山の荒廃の現状は、千葉県内でも大きな課題となっている。

平成 15 年に里山条例が制定され、NPO 団体等里山活動団体の里山活動を支援し、森林整備に対する補助金が交付されることとなった。里山活動団体と里山所有者との間で里山協定を締結し、森林保護活動等を行っている。里山協定締結については、実績として 133ha の森林、92 件の協定、69 団体の登録があり、里山の整備については 53 団体で 54 件 (1 団体で 2 件実施) が行われている。

【効果について】

効果としては、森林 (里山) の保護、普及・啓発効果、山林開発の抑制、不法投棄

の抑制等があげられる。

【問題点】

農林振興センターの担当者により、完成調査の精度状況が異なる。つまり、証憑類については調書作成時の調査のみとしている担当者と、コピーまで取得する担当者があり、前者と後者とでは明らかに証拠力に差が出てしまう。また、完成写真を撮っている担当者と撮っていない担当者がある。写真は、日付入りで保管することにより強い証拠力を持つと考えられるため、完成写真を保管しておくことで証拠力を高めることができる。

このような担当者ごとの精度のばらつきを解消し、できるだけ統一する必要があると考える。

事業主体団体からの実績報告書に写真を添付してもらっていることがあるが、日付の入っていないものがほとんどである。日付については事業報告書等で確認できるが、農林振興センターの担当者が実施日に同行しないことから、事実と異なる日に撮影だけするといった可能性もゼロではない。写真には事業実施日を明らかにするため、日付を入れてもらうよう指導を徹底すべきである。

農林振興センターにおいて閲覧を実施したところ、領収書等の証憑類のコピーが保存してあったにもかかわらず、完成調査状況表の(5)調査書類の収入及び支出予算整理簿、収入及び支出証拠書類の欄にチェックが入っていなかった。これは、事実と異なる記載と考えられるため、書類作成時には細心の注意を払い、ミスのないよう注意すべきである。

【結論】

農林振興センターごとの完成調査における精度のばらつきを解消すべく、最低限実施すべき手続きを、各センター合意のもとで決め、徹底させるべきである(指摘事項)。

<手続きの例>

- 1.現場の写真を取り、日付入りで完成調書に添付する。
- 2.領収書等の収入及び支払の証憑類については、照合等を行った場合手続きの証拠が残るような調書を作成する等。

里山団体から受領する完成報告書に添付されている写真については、事業実施日を確定させ、事前、事後の比較を可能とするためにも、写真は日付入りで添付してもらうよう指導すべきである。

完成調査状況表については、事実に忠実に記載すべきであり、ケアレスミスに注意することが望まれる。

(5) サンプスギ林再生事業

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉市 市原市 成田市 佐倉市 八街市他 17 市町	最終交付先	森林所有者等	
創設年度	平成 17 年度	終期年度	平成 21 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	40,489	44,756	46,133	17,295
県 補助金	40,489	44,756	46,133	17,295
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	91,469	102,456	104,389	35,579

【概要】

補助金の交付目的は、市町村がサンプスギ溝腐病の被害林において、伐倒、搬出及び整理等並びに跡地の植林を計画的、かつ総合的に行い、健全で活力ある森林に再生するための経費を助成することである。

サンプスギは、品質が良い杉の種類であり、挿し木で作られるため品質が一定に保たれるという性質がある。千葉県内 7,735ha にサンプスギが植えられているが、サンプスギは樹齢 20 年頃からサンプスギ溝腐病で腐ってしまうことがあり、被害拡大予防対策として森林整備を行っている。千葉県では、平成 9 年度よりサンプスギ溝腐病総合対策事業を開始し、平成 16 年度までに 547ha を整備した。また、平成 17 年度よりサンプスギ林再生事業を開始し、サンプスギ溝腐病総合対策事業とあわせて合計 1,000ha を整備目標に設定し、平成 19 年度までに 787ha を整備してきた。平成 17 年度に整備事業を開始するに当たり各市町村において当初計画(サンプスギ林再生事業計画)を作成済みであり、当該計画に基づき整備事業が行われている。

【効果について】

被害の拡大を防ぐことにより、森林の持つ二酸化炭素の吸収源としての地球温暖化防止や水源かん養、生活環境保全等の多面的機能の保全につながる。

【問題点及び結論】

一部の農林振興センターにおいては、完成調査(現地合同調査)につき完成調書以

外の記録が残っていない。合同調査を行った場所は、公用車の使用記録により確認できる程度であり、その他日誌等による記録すら残っていない。写真台帳を整備し、現地調査の記録等を完成調書の付属書類として備えるべきである。

(6) 森林整備事業(公共造林事業)

交付の推移

(単位:千円)

交付先	森林所有者等			
創設年度	-	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	35,236	29,812	30,411	35,836
県 補助金	9,067	7,723	7,720	8,962
国 補助金	26,169	22,089	22,691	26,874
総事業費	80,344	66,990	72,504	89,498

【概要】

補助金の交付目的は、市町村森林整備事業計画等に基づき実施する植栽、下刈、間伐等森林整備に要する経費の補助をすることである。

公共造林と県単造林については、規模の大小でどちらに該当するかが決まる。公共造林は、森林整備を実施する面積が0.1ha以上等の国庫補助採択基準を満たしているものである。公共造林については、市町村の計画に基づき実施される。市町村では5カ年計画を策定し、面積、事業主体等について国の交付要件を満たすかチェックする。

市町村の計画を基に、費用対効果を勘案して、県予算の範囲内で単年度計画を立てる。単年度計画は、事業実施前年度に市町村で作成し、県で取りまとめたうえで国に提出する。事業主体は各森林所有者であり、基本的には森林所有者が直接行う代理申請によるが、森林所有者が森林施業を森林組合に委託し、森林組合が申請する受託造林によるものもある。

かつて手続を代行していた森林組合が10個ほどあり、補助金交付についても森林組合ごとに行われていた。しかし、補助金交付時に森林組合連合会が行っている森林国営保険の保険料を補助金から差し引いて欲しいという森林所有者が多いため、補助金交付は千葉県森林組合連合会を経由して行われている。千葉県森林組合連合会は、組合員の経済的・社会的地位の向上、森林資源の保続培養・森林生産力の増進を図ることや都市と山村の共生を目指し、木材生産機能に加えて地球温暖化防止機能、土砂流出や崩壊を防止する機能等、森林の持つ公益的な機能などを高める事を目的とする団体である。

現地調査は合同調査にて行われ、森林組合担当者と農林振興センター(県職員)、市町村職員が、森林所有者立会いのもと、合同で現地調査を行う。下刈のみだと写真で判断ができることもあるが、基本的には実際に現場を見に行っている。現地の状況で簡易測量を行い、面積を確定し、計算書を農林振興センターにて作成する。合同調査依頼、竣工検査等の書類に関しては、農業振興センターにて保管している。

補助金交付申請は前期と後期に分かれており、前期は9月30日が締め切り、後期は3月10日が締め切りとなっている。申請においては、事後申請方式が取られており、実際に作業を行ったところに補助金を交付する仕組みになっている。よって、交付申請書と実績報告書が同一となる。

【効果について】

事前評価については計画時に行っている。事後評価については、国の基準で総事業費が10億円以上のものだけが事後評価が課されることとなるが、事後評価の基準に該当しないことから、事後評価は特に行っていない。当初の計画より、面積で30%増減があった場合のみ、計画の見直しをすることになっている。

【問題点及び結論】

造林事業については、事前の事業評価は行うが、事後評価(効果測定)を実施していない。造林事業については、事後評価(効果測定)についても実施を検討することが望ましい。

事業計画は5カ年計画であり、現在の計画は平成17年度から平成21年度についての計画である。当該計画は、面積で30%以上の増減がないと見直しされない。前年末実施のため翌年度に繰越となる分が発生する可能性が高いため、計画の見直しについては、必要に応じて行うべきであると考えられる。

当該補助金に関しては、森林所有者の様々な事情に左右され、計画通りに実施されないことが多いため、国の要綱に準じて事後申請方式が取られている。そのため、当初策定した5カ年計画について、計画通りに進まない可能性がある。国の法律でも実施計画後2年間は有効となっており、それを踏襲して千葉県の実綱も作成されている。事後申請方式は、実施年度が変われば予算の調整が必要となるため、できるだけ計画通りに進めることが必要となるが、所有者の意思決定次第で森林整備が実施される、されないが決まってしまうため、森林所有者の様々な事情で先送りになる可能性がある。千葉県としては、予算の適正執行のため、森林所有者に対し現年度内の森林整備実施を指導していくしかなく、事業計画推進のためにも、県によ

る啓蒙活動を行い、現年度内実施についての指導を強化すべきである。

(7) 県単造林事業

交付の推移

(単位：千円)

交付先	森林所有者等			
創設年度	-	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	14,377	17,486	19,159	27,046
県 補助金	14,377	17,486	19,159	27,046
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	35,948	43,717	47,903	67,635

【概要】

補助金の交付目的は、国庫補助事業採択基準に満たない植栽、下刈、間伐等森林整備に要する経費を補助することにある。

県単造林事業には2つの事業があり、県単造林事業、森林機能強化対策事業に分けられる。県単造林事業は、植栽のみを対象としており、全体の2割程度に当たる。基本的には7.(6)の補助金と同様であるが、国庫補助金採択基準に満たないものが対象であるため、規模は小さくなる。森林機能強化対策事業は、森林の適切な整備を行い、林木の健全な生長を促進し、優良な森林を造成することを目的としている。下刈り、間伐等の森林整備が対象であり、全体の8割にのぼる。事業主体は市町村であり、事業年度ごとに計画書を作成する。計画書は農林振興センターにて5年間保管される。補助金については、7.(5) サンプスギ林再生事業と同様の流れで交付される。

【効果について】

市民生活に重要な役割を果たしている森林の適正な整備を行い、森林の健全な生長を促進し、優良な森林の造成に寄与している。

【問題点及び結論】

通常、公共造林事業については事前評価が実施される。しかしながら、当該補助金事業に関しては、事前評価及び事後評価を行っていない。補助金の効果を見るためにも、評価は必要であると思われる。当該補助金にかかる費用対効果を勘案して、事前評価及び事後評価を実施することを検討することが望ましい。

(8) 小規模治山緊急対策事業

交付の推移

(単位 : 千円)

交付先	匝瑳市 東庄町	睦沢町	勝浦市	いすみ市	鴨川市	君津市	南房総市
創設年度	昭和 58 年度		終期年度		-		
対象事業年度	平成 19 年度		平成 18 年度		平成 17 年度		平成 16 年度
補助金額	22,333		7,000		16,853		44,783
県 補助金	22,333		7,000		16,853		44,783
国 補助金	-		-		-		-
総事業費	71,513		21,441		28,543		76,050

【概 要】

補助金の交付目的は、市町村営による治山工事への補助を行うことである。

事業主体は市町村であり、市町村から各林業事務所に要望を出してもらう。小規模治山事業は、県の事業として行っており、土砂災害対策で森林に由来するもの、予防的措置としての地すべり工事及び一部の災害復旧について対象としている。さらに小規模治山事業は、災害弱者対策、すなわち老人世帯等避難が難しい者を弱者とし、災害復旧事業ほどの緊急性は無いが対策を要するものも対象としている。災害復旧及び予防的措置として行われることから、人命、財産に影響を与えるか、現地の状況は再崩壊するような箇所なのかを勘案し、緊急度の高さを自治体及び林業事務所が判定、優先順位をつけ、優先順位の高いところから実施する。

事業計画概要書は各林業事務所では保管している。「崩れたところを修復する」ことが多いため、災害が少ないときには要望が少なくなる。現地調査に行く箇所は、年間 20～30 箇所あるが、地元負担金の問題も有り、現実的に治山事業が実施できないところもある。また、地権者から申請が出されなければ工事が実施できないため、地権者が不明の場合には工事不可であることを指導している。

完成調査については、各林業事務所では検査しており、市町村から業者への支払、実績報告書との合致についても確認している。

【効果について及び結論】

災害復旧が主目的であるため、機能回復そのものが効果となり、事前事後の効果測定は行われない。しかし、機能回復すれば良いというわけではなく、特に山地災害が発生した場合には、その被害は大きなものになるため、その後再崩壊の危険性の有無

等何らかの調査が必要なのではないかと考えられる。

(9) 「サンプスギ」ブランド化推進事業

交付の推移

(単位：千円)

交付先	有限責任中間法人千葉県木材振興協会			
創設年度	平成 17 年度	終期年度	平成 21 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	17,425	23,975	28,725	-
県 補助金	17,425	23,975	28,725	-
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	17,925	24,475	29,340	-

【概 要】

補助金の交付目的は、サンプスギ材のブランド化を図るため、サンプスギ林再生事業と連携して出材された素材の運搬費及び製材加工費に助成し、サンプスギ材の一般住宅への提供によるモニター調査を行うとともに、一般県民へのサンプスギ材の普及啓発を行い千産千消の定着促進とサンプスギ林の再生を進め、「千葉の森林づくり」を推進することである。

サンプスギは溝腐病にかかりやすいという欠点はあるものの、スギの優良品種であることから、千産千消の流れで利用促進を図っているが、一般消費者への普及をさらに進めるため、サンプスギを市場に流通させ、認知度を高める必要がある。

事業主体である千葉県木材振興協会は、関係する木材業者で組織するものであり、木材の利用推進と県内木材産業の向上発展に努め、もって森林資源の保護と地域経済の振興に寄与することを目的として設立された有限責任中間法人である。

補助金交付の対象となる経費としては、下記のものがある。

運搬費

製材工場への運搬費であり、1/2 を補助している。補助の対象は県内運搬に限られ、距離に応じて単価が変わるが、目安は 2,000 円/m³ (運搬距離 50km に相当) である。補助対象企業は、木材振興協会(東金市)で説明を行い、公募する。平成 19 年度に応募したのは 5 社であり、応募数が多くなった場合には木材振興協会にて調整してもらうことになっている。

製材加工費

一般材の市場価格は 47,000 円/m³程度であるが、溝腐病被害材は利用可能部分が一般材より少なくなるため、57,000 円/m³の生産経費がかかる。この価格差

10,000 円の 1/2 に相当する 4,500 円～5,000 円/m³の補助を実施している。

廃材利用

廃材はチップ処理業者に引き取られ、製紙用や木質建材原料として再利用されている。また堆肥化し、緑化資材として出荷している県内企業もある。

内装材モニター調査

モニターは、施工業者が建築希望を持つ見込みの客に声をかける、または千葉県のホームページによる施主公募等により決定される。平成 17 年度 18 年度に各 50 戸、平成 19 年度は 33 戸でサンプスギを内装材として使用してもらった。モニター調査の結果は、千葉県に報告される。

利用モデル展示事業

モデル展示のモニターは、木作品展を通じてつながりのある技術家庭科教育部会から紹介してもらい、各地域の木材組合で探す、県施設の建て替えやリフォーム等の情報を入手する、等により検討し決定される。平成 19 年度は予算化できなかつたため、実施していない。

啓発活動

一般消費者を対象に実施している。平成 17 年度はプレナ幕張にて「県産スギ木工クラフト家具製品展示」の開催及びサンプスギ現地見学会を実施、平成 18 年度は千葉県優良木材展示会視察の開催及び「エコフェスタ in 千葉」への出展を実施している。家具フェア出展時の売り上げについては、個人（組合）の出展者の収入となっている。家具フェア等への補助率は経費の 2/3 である。

【効果について】

山に木のままで生えているだけでは、サンプスギ溝腐病により腐っていくだけなので、サンプスギが流通し消費されることにより、伐採が促進されること自体に意味がある。

啓発事業については、効果測定がされていない。効果測定方法を検討すべきであると考えられる。

【問題点及び結論】

平成 19 年度の啓発事業は、一般消費者を対象として「森林エコツアー」の実施、「エコフェスタ in 千葉への出展」が実施されている。その際、参加者等へのアンケートなどの効果測定が行われていない。そのため、どのような効果が得られているのかわからない。今後は、効果的な効果測定の方法を開発し、実施していくべきである。

(10) 市町村営林道開設事業

交付の推移

(単位：千円)

交付先	君津市 南房総市			
創設年度	昭和8年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	39,250	43,360	38,465	55,146
県補助金	11,480	12,640	11,540	16,376
国補助金	27,770	30,720	26,925	38,770
総事業費	57,708	63,200	59,113	84,316

【概要】

補助金の交付目的は、市町村が実施する林道開設事業に対する補助を行うことにある。

新規で林道を開設する場合、生活道路、木材運搬道、連絡道路、災害迂回路等の目的で、要件（国庫補助採択基準）を満たせば開設できる。市町村が実施する林道開設事業は国庫補助事業であり、国庫補助金は予算のない市町村に対して多く配分される仕組みになっている（基本的には45%、過疎地域5%上乗せ、間伐地域5%上乗せ）。県の補助金上乗せ率は、一律20%である。

千葉県の林道密度は4.1m/haであり、目標の7.5m/haの54.7%となっている。かつては要望が多かったが、現在は縮小傾向にある。

新規林道開設は、完成まで10年程度かかる。単年度予算であるが、一度交付申請されると10年程度継続される。県の上乗せ部分を基に、国の予算をつけてもらっている。

林道が完成すると林道台帳に記載されるが、当該記載については千葉県で確認している。

【効果について】

効果測定は、事前、期中、事後に行う。期中は着手してから5年に一度、事後は完成して5年後に実施される。

計画時には、事前に森林の面積、森林の蓄積で計算し数値化する林道開設効果指数を算定しており、基準数値を上回ることが採択の条件となっている。期中及び事後の事業評価は、市町村主体で実施する。市町村から千葉県への報告への義務は無く、また、国への報告義務もないことから、千葉県では期中及び事後の事業評価について確

認していないとのことである。

千葉県では、市町村からの依頼があった場合に、工事の途中で再評価することがある。工事完了後における事業評価は、制度上規定がないため行っていない。また、国への報告は5年で10億円以上の補助金が交付された場合のみであるため、該当しなければ報告義務を負わない。よって、事後の事業評価を行うことは稀である。

【問題点】

南房総市に建設中である堀之内線の現場視察を実施した。工事は平成13年度に開始されており、5年に一度見直しがされ、平成26年度完成予定となっている。山の斜面を切り開いて開設する当該林道は、山頂付近の工事進捗状況が芳しくないのが実情である。また、工事が長期間にわたるため、完成した道路に山の斜面から崩れた土砂が堆積しており、幅員の半分をふさいでいた。この場合、堆積した土砂を取り払うにもお金がかかるため、予算措置を講じなければならなくなる。県や市町村の財政事情もあるかとは思いますが、できるだけ早い完成を目指すべきである。

【結論】

長期にわたる工事では、工事期間中に削った斜面から土石流が流れ込む危険性があり、それを防止するだけでも対策費が必要となる。事業主体が市町村であることから、工期を短期間にする手立てを講じることは困難であると考えられるが、道路利用の効用は早く得られるほど高まることもあり、できるだけ工期を短縮することが望ましい。

事前の事業評価については実施されているが、期中もしくは事後の事業評価については市町村主体で実施しているものの、市町村から県への報告義務は無く、また、国への報告も義務付けられていないことから、千葉県としての確認が手薄になりがちである。県が補助金を交付している以上、事前の事業評価だけでなく、期中もしくは事後の事業評価に関しても、市町村に報告を求め、随時計画の見直しを図るよう指導するべきである。

(11) 市町村営林道施設災害復旧事業

交付の推移

(単位：千円)

交付先	南房総市 いすみ市			
創設年度	昭和 25 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	8,800	23,434	9,537	18,710
県 補助金	-	-	-	-
国 補助金	8,800	23,434	9,537	18,710
総事業費	9,733	37,681	15,967	29,764

【概 要】

補助金の交付目的は、市町村が実施する公共林道災害復旧事業に対する補助を行うことにある。

当該事例では、平成 19 年 7 月 14 日に上陸した台風第 4 号による大雨により、路肩が決壊し、車道幅員が狭小しており、このまま放置すると増破の恐れがあり、また、林道を通行する利用者の通行に危険が生じているため施越工事により施工を行っている。

公共災害として認定されるには認定基準（雨量 80mm/h 以上等）を満たす必要がある。

公共災害の場合には、国から補助金が交付されるため、国の査定が入る。国の補助率の確定は、災害規模によることになる。災害が大きいほど補助率は高くなるが、基本となる基準は 50% である。当該補助金は、県の上乗せがない。

被害状況については、林業事務所が調査し、森林課と協議し、国又は県の補助とするのか、市町村単独で復旧するのかを決定する。

【効果について】

災害復旧なので、復旧することが最大の効果となる。復旧後については、特に調査等を行っていない。

【問題点及び結論】

復旧後については、再崩壊の危険性の調査等を行っていないため、管理主体である市町村による巡回点検を行い、安全性が確保されているかにつき確認するよう、県は指導すべきである。

(12) 市町村営県単林道災害復旧事業

交付の推移

(単位：千円)

交付先	南房総市 いすみ市			
創設年度	昭和 34 年度	終期年度	-	
対象事業費	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	3,040	2,940	9,955	10,004
県 補助金	3,040	2,940	9,955	10,004
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	7,602	7,354	21,966	25,830

【概要】

補助金の交付目的は、市町村が実施する県単林道災害復旧事業に対する補助を行うことにある。

公共災害に該当しないもの、崩れた時点が不明で立証できないものについては、県単事業として災害復旧を行っている。

現年災と過年災がある。現年災は 12 月 31 日を調査締切日としている。発生時点で補助金の交付申請がなされるため、単年度復旧のための予算を持っている。

当該事例においては、下記のような工事の要望があり、復旧工事を行っている。

いすみ市 高谷線

高谷線は利用区域内に優良スギ林を有し、林業の振興を図る上で重要な林道であるが、山からの濁流により路肩が決壊したため、安全な通行を確保するため路肩の復旧を早急に実施したい。

いすみ市 中滝線

中滝線は沿線に住家が在り林道としてばかりではなく、日常生活にも利用され、地域にとって必要不可欠な道路であるが、山腹が決壊し、土砂が道路に落下する状態となっており、安全な通行を確保するため法面の安定を早急に実施したい。

南房総市 平群支線

林道平群支線の終点から 600m 手前の法肩が平成 16 年 10 月 5 日の降雨により延長 50m にわたり崩落した。現在の状況は、通行できない状況にあり、今後の降雨により再度崩落し、規模が拡大する危険性がある。本林道までの終点までかなりの距離が残っておりこのまま行き止まり状態とすることはできない。よって、通行の安全を確保するために早急に整備したい。

南房総市 平群線

林道平群線の起点から 100m 先の法肩が平成 18 年 7 月 23 日の降雨により計 3 箇所

総延長 10m にわたり崩落した。現在の状況は、通行できない状況ではないものの、幅員が狭隘であるため車両の通行に苦慮している。また、今後の降雨により再度崩落し、規模が拡大する危険性がある。本林道の終点まではかなりの距離が残っており、本線は、平群支線・石塚線と連絡する路線であることから、通行の安全を確保するために早急に整備したい。

【効果について】

災害復旧のため、復旧することが効果となる。しかし、復旧後については、特に調査等を行っていない。

【問題点】

林業事務所にて査閲を実施した。書類はどの林業事務所でも共通の様式のものを使用しているが、記載方法について統一されていないことが判明した。

【結 論】

復旧後については、再崩壊の危険性の調査等を行っていないため、管理主体である市町村による巡回点検を行い、安全性が確保されているかにつき確認するよう、県は指導すべきである。

各林業事務所で作成する書類について、様式は統一されているものの、記載方法については統一されていない。今後は、記載方法についても統一するよう、指導すべきである（指摘事項）。

(3)里山活用促進事業補助金



(4)里山保全整備活用事業補助金



(11)市町村営林道施設災害復旧事業



8 . 水産課

(1) 水産物産地流通加工施設高度化対策事業費補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉県漁業協同組合連合会			
創設年度	平成 15 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	40,235	77,085	-	-
県 補助金	11,318	25,695	-	-
国 補助金	28,917	51,390	-	-
総事業費	125,995	170,291	-	-

【概 要】

補助金の交付目的は、衛生的で高品質な冷凍あさりの生産と近年の取引量の増大に対応するため、衛生的な冷凍あさりの加工施設を整備することで、あさりの価格安定を図り、もって漁業者の経営安定に資することにある。

当該事例では、千葉県漁業協同組合連合会のあさり事業所におけるあさり荷捌き施設の冷凍あさり施設への改築工事に対して助成している。具体的には、あさり事業所内の活あさりの出荷施設(蓄養水槽)と冷凍あさりの加工施設を仕切る壁を整備することで作業区分を明確に分けると共に、冷凍あさりを製造する作業工程ごとに仕切り壁を整備し、衛生面の強化を図ることにより、高品質で衛生的な水産物の流通を促進し、あさりを生産する漁家の経営安定を図ることを目的としている。

冷凍あさり増産による運営計画は、以下のとおりである。現在、冷凍あさりは関東地区の生活協同組合に製品出荷を行っている。冷凍あさは消費期限が長く、物流の問題が生じないため、将来的には関東外の地方へ販売する計画である。また、冷凍あさりの利便性を活かし、生活協同組合以外の業務用として外食産業へも販路を拡大していく計画である。

(表 3-8-1)

単位：トン

	項目	整備前	整備後	増加数量
既存取引先	取扱数量	723	723	36
新規取引先	取扱数量	0	36	36
	関西地区	0	13	13
	東海地区	0	10	10
	他地域	0	7	7
	外食・業務用	0	6	6
	計	723	795	72

施設整備前の基準は、平成17年度

【効果について】

補助金による設備投資については、ルールとして5年間の報告義務を負うことになり、千葉県漁業協同組合連合会は、当該計画値と実績値を比較し、どれくらいの効果を得ることができたかについて千葉県に報告することになる。また、千葉県では県漁連からの報告をもって、効果測定としている。

【問題点及び結論】

当該事業の実施及びその後の運用を行う千葉県漁業協同組合連合会で人事異動があり、結果として、現場視察当日に、実績報告書に記載されている金額と当初設計金額との間の相違についての資料がそろわなかった。なお、資料については後日入手した。担当者変更時の引継ぎについては、十分行うよう配慮し、書類についても一括して保存しておくことが望ましい。また、近年ではパソコンで作成した資料やメールでの送受信による資料のやり取りが活発化しているため、パソコンに入っている情報についての共有についても配慮すべきであると考えられる。

千葉県漁業協同組合連合会の固定資産台帳を閲覧したところ、固定資産の圧縮記帳に伴う補助金の減額が、耐用年数の短い施設から順に差し引かれていることが判明した。法人税法上、圧縮記帳の減額順についての記載はなく問題はないと思われるが、資産価値の評価の観点から均等に圧縮する方法が望ましい。

当該設備は平成19年度に設置された設備であり、「施設等管理運営状況」報告書の提出の初年度が平成20年度となる。利用状況並びに効果の発揮については、千葉県漁業協同組合連合会が5年間の報告義務を負っており、報告がなされることになって

いる。県としては、利用状況等のモニタリングに今後も努める必要があると考えられる。

(2) 水産物輸出促進対策事業費補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉県漁業協同組合連合会			
創設年度	平成 19 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	742	-	-	-
県 補助金	742	-	-	-
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	1,486			

【概 要】

補助金の交付目的は、県産水産物の輸出に積極的な生産者団体等が行う海外見本市への出展等の活動に対して助成することである。

平成 19 年度は、千葉県漁業協同組合連合会が製造・販売する千葉県産水産物の輸出の試金石としてタイ（バンコク）で開催される海外見本市「Japan Food Fair 2007」に出展し、水産物の展示（一部販売）を通じて日本産・千葉県産水産物の評価を探り、輸出拡大を図ることを目的として支出されている。今回出展した水産物は、冷凍あさり、さば文化干し、味付けのりの3品である。

【効果及び問題点】

千葉県漁業協同組合連合会販売事業の今後の販売戦略に東南アジアを視野に入れるべきかの判断材料を得ることができることに加え、現地の食品販売業者、外食産業への売込みの足がかりができることが期待される。

取引実績については、引合いはあったものの価格面で折合いが付かず、実際の取引には至らなかった。

【結 論】

日本食フェアの効果については今後もモニタリングする必要がある。当該事業は、輸出を販路拡大のひとつの手段として位置づけ、積極的に生産者の取組みを促し、PRを行うと共に、今後の取引の可能性を探ることを目的としており、取引実績に至らなくとも販路拡大の布石となるようなPRが実施できたかについて、効果測定していく必要があると考えられるためである。

また、本事業の要領・要綱の適用期間は3年（平成19年度～平成21年度）となっており、満了後は事業の適正を見極め事業継続につき検討することが望まれる。

(3) 東京湾漁業総合対策事業（近代化施設整備事業）費補助金
 交付の推移 (単位：千円)

交付先	富津市 鋸南町	最終交付先	新富津漁業協同組合 鋸南町勝山漁業協同組合	
創設年度	平成9年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	7,100	7,852	52,207	-
県補助金	7,100	7,852	52,207	-
国補助金	-	-	-	-
総事業費	14,840	16,061	104,414	-

【概要】

補助金の交付目的は、漁業・養殖業の合理化、生産性向上に必要な施設の整備に對して助成することである。

当該事例では、新富津漁業協同組合及び鋸南町勝山漁業協同組合が事業主体となっている。

新富津漁業協同組合では、船台車及び巻上機の酸化と損傷の激しい状況下、上架回数増加に対応し、漁船の安全性を図るためにも新施設の整備が必要であり、漁船の安全操業並びに燃費の軽減につながり、漁家経営の安定向上を図るために助成された。

鋸南町勝山漁業協同組合では、自営事業として大型定置網漁業を経営しており、沿岸漁業資源が減少する中で、漁獲物の付加価値をつけるために活魚での取扱いを重視し、収益の安定を図るために、現有船を使用し、日常の作業や活魚運搬を行っているが、現有船の老朽化により、水揚時に死滅する活魚が多いため、これを改善し、作業の省力化による労働力の軽減、活魚運搬中での生存率の向上を図るため、別途作業船を作り、この作業船に近代化された油圧漁労機器を設置することとし、これにより、付加価値の向上による収益の安定、組合経営の健全化を図るために助成された。

【効果について】

新富津漁業協同組合分については、漁船の安全操業並びに燃費の軽減に繋がり、漁家経営の安定向上を図ることができる。

鋸南町勝山漁業協同組合については、油圧漁労機器を設置することにより、作業がスピード化され、作業時間の短縮、労働力の軽減が図られると共に、魚槽設備の充実により、活魚運搬中の死滅が減少し、活魚取扱量の増加による収益の向上が図られる。

当該補助金で導入された近代化設備については、漁業協同組合ごとに事業管理規程が存在し、規程に基づき管理されることになる。また、利用状況調査についても、漁業協同組合ごとに報告がなされる。利用状況については、各漁業協同組合が今後5年間の報告義務を負うことになる。

平成18年度に同様の補助金で施設を導入したものについて、「施設等管理運営状況」報告書を入手した。「施設等管理運営状況」報告書には、施設の概要及び運営・利用状況が記載され、利用状況については計画と実績が比較される形で報告されており、計画とほぼ同様の実績があることが確認できる。

【問題点及び結論】

当該設備は平成19年度に設置された設備であり、「施設等管理運営状況」報告書の提出の初年度が平成20年度となる。利用状況並びに効果の発揮については、各漁業協同組合が5年間の報告義務を負っており、報告がなされることになっている。県としては、利用状況等のモニタリングに今後も努める必要があると考えられる。

(4) 東京湾漁業総合対策事業（製品規格対策促進事業）費補助金 交付の推移 （単位：千円）

交付先	千葉県漁業協同組合連合会			
創設年度	平成9年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	26,000	26,000	26,000	26,000
県補助金	26,000	26,000	26,000	26,000
国補助金	-	-	-	-
総事業費	57,298	59,584	59,780	61,840

【概要】

補助金の交付目的は、乾のりの品質・規格の統一及び流通の合理化を目的とした千葉県漁業協同組合連合会による自主検査として乾のりの格付けを引き続き行い、県下のり養殖漁家の経営向上と安定を図ることである。

市川地区、船橋地区、木更津地区、富津地区にて、のりの養殖が盛んに行われている。昭和39年から25年間に亘り実施された千葉県による乾のりの検査事業は、昭和63年をもって廃止され、平成元年度以降自主検査に移行された。

【効果について】

東京湾沿岸海域で生産される年間約5億枚ののりを、関係15漁協が集荷し、これ

を格付検査して共同販売（入札）により品質の良いのりをのり共販指定商社に販売している。この事業を通し、のり養殖業の振興を図るため、高品質ののりの生産を指導し、価格の向上等により経営の安定に資している。

【問題点】

平成元年度以降自主検査に移行したときから、千葉県漁業協同組合連合会では自主検査に対する実費として100枚当たり3.15円を徴収している。この金額は、自主検査となって以来変更していない。また、金額の設定に当たっては、千葉県が事業として行っていたときの徴収金額と同額であるとのことであるが、資料は存在しない。実費の金額変更については、のり生産者の厳しい経営状況を考慮し、県漁連として値上げは検討していないとのことである。

実績報告書 別添資料 (7) 人夫賃については、「組合別負担金額精算明細」以外の資料が存在しない。当該資料には『「人夫賃」支払明細』が記載されているが、金額が入力されているだけであり、人数、単価等の情報が記載されていない。漁業協同組合ごとに金額が異なるが、この主な要因は人数であるにもかかわらず、毎年定額となっている。

(表3-8-2)「別添資料 (7) 人夫賃」の金額 (単位:円)

支払日	支払先	金額
平成 20.3.31	南行徳漁協	15,000
	市川市行徳漁協	20,000
	船橋市漁協	70,000
	牛込漁協	40,000
	金田漁協	450,000
	久津間漁協	35,000
	江川漁協	30,000
	木更津市中里漁協	25,000
	木更津第二漁協	5,000
	木更津漁協	80,000
	富津漁協	230,000
	新富津漁協	300,000
	富津市下洲漁協	50,000
	大佐和漁協	50,000
	天羽漁協	20,000
	合計	1,420,000

【結 論】

実績報告書 別添資料 (7) 人夫賃については、「組合別負担金額精算明細」以外の資料が存在しない。当該資料には『「人夫賃」支払明細』が記載されているが、金額が入力されているだけであり、人数、単価等の情報が記載されていないため、詳しい算定根拠が不明となっている。よって、算定根拠を明らかにすべきである。乾のりの自主検査は、かつて県事業として行われていた経緯から補助金が交付されていると考えられる。千葉県としても、自主検査が県産のりの製品の規格化を通じ、価格の向上を図り、消費者への食の安全、安心を確保するためにも、引き続き事業効果の検証を行いながら、事業を展開する必要がある。

(5) 東京湾漁業総合対策事業(海底障害物除去事業)費補助金 交付の推移 (単位:千円)

交付先	千葉県漁業協同組合連合会			
創設年度	平成9年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	14,000	14,000	14,000	14,000
県補助金	14,000	14,000	14,000	14,000
国補助金	-	-	-	-
総事業費	28,084	28,002	28,002	28,001

【概 要】

補助金の交付目的は、漁業操業上支障となる海底障害物を確認調査し、さらに除去を行うことにより漁業操業の安全を確保することを通じて、漁船漁業の振興を図ることである。

海底障害物除去事業は、3つの事業内容に分かれており、漁具による障害物の除去、小型障害物の確認調査及び除去、大型障害物の確認調査がある。

平成12年度まで実施された千葉県による廃棄物の調査、除去及び処分は、平成13年度以降補助事業となり、千葉県漁業協同組合連合会に移行された。以前、県が県漁連と契約を結び事業を行っていたときには、県漁連に県から委託料として31,500円/m³を支払っていた。この金額を県漁連が踏襲しており、各漁業協同組合に対し業務委託料として同額を支払っている。引き揚げられた障害物の処分は、産業廃棄物として業者に依頼している。

【効果について】

漁業操業上支障となる海底障害物を確認調査し、さらにその除去を行うことにより、

漁業操業の安全を確保することを通じて、漁船漁業の振興を図ることができる。また、環境保全等にも効果を発揮する。

【問題点】

海底にある障害物については、第一次的には投棄した者が除去しなければならないが、ほとんどの場合当事者が除去することは不可能である。海は漁業関係者だけのものではなく、千葉県民、ひいては日本国民全体のものであるが、原因者が不明なものについては実際に被害を受けることとなる漁船漁業者が、やむを得ず対応している状況にある。不法投棄は後を絶たず、国全体として不法投棄をやめさせるような取組みをしなければならないのではないかと考える。

海底にある障害物は、一年清掃を行っただけで全部が除去されるわけではない。そのため、毎年度継続して実施されることになるが、補助金の金額が、毎年度約14,000,000円となっているため、当該金額にあわせてゴミの引揚量を決めている。費用負担は千葉県と県漁連が5/10であるため、補助金の交付金額を基に、引揚量が制限されていると言える。

障害物を除去、処分した漁業協同組合から産業廃棄物管理票（マニフェスト）を取り寄せてもらったが、船橋市漁業協同組合の産業廃棄物管理票が入手できなかった。

【結 論】

海への不法投棄問題については、千葉県だけでなく、国全体として取り組んでいかなければならない問題である。海底障害物の除去は、年月のかかる事業である。補助金の金額は制約があるため、補助金額に応じて引揚量が制限されても致し方ないと考えられる。また、漁船漁業者が海底障害物を除去するために漁に出る時間を削らなければならず、漁にも影響が出かねない。千葉県としても、漁業関係者と連携して不法投棄の実情を報告するとともに、関係機関に対して不法投棄撲滅のための啓蒙活動等を訴えていくべきであると考えられる。

障害物を除去、処分した場合、当該障害物は産業廃棄物として取り扱われる。そのため、産業廃棄物管理表の入手が必要となっているが、千葉県漁業協同組合連合会から漁業協同組合への指導はない。今後は、産業廃棄物管理票の提出による確認を徹底すべきである。

(6) 水産物産地流通機能強化事業費補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉県シーフード普及促進協議会			
創設年度	平成 15 年度	終期年度	平成 19 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	750	500	525	500
県 補助金	750	500	-	-
国 補助金	-	-	525	500
総事業費	1,577	1,053	1,108	1,052

【概要】

補助金の交付目的は、子供の頃から「食」に関する知識をわかりやすく普及し、県産水産物の豊富さやおいしさについて情報発信し、「千産千消」を推進するため、学校給食を通じ、小学校のモデル校に年間を通じて旬の県産水産物の食材と情報を提供し、食育促進を図ることである。

当該事例では、県内消費地モデル小学校7校、県内産地モデル小学校9校に対し、約18,000食を提供している。食材を提供するモデル校の選定は、教育庁学校安全保健課に相談した上で決定している。毎年4月に打診し、食育に熱心な市町村からモデル校を選定しているが、その調整は県の補助金担当者であり、調整に手間と時間がかかるため、かなり煩雑な作業となっている。

【効果について】

子供の頃から「食」に関する知識をわかりやすく普及し、県産水産物の豊富さやおいしさについて情報発信し、「千産千消」を推進するため、学校給食を通じ、小学校のモデル校に年間を通じて旬の県産水産物の食材と情報を提供し、食育促進を図ることができる。

また、食材提供実施についてのアンケートを学校栄養士に対して実施しており、好評であるとの回答を得ている。

【問題点及び結論】

学校給食には予算があり、魚を食材として使用すること自体が高コストとなる。そのため、まずは魚を食材として利用してもらうことが第一であり、産地は二の次というのが現状である。食材提供そのものについては、学校栄養士のアンケートを見ても好評であるが、その後千葉県産の魚を食材として利用してもらえるかという

と、期待薄と考えられる。

また、食材提供実施についてのアンケートは学校栄養士に対してのみ実施され、モデル校の生徒・児童に対しては実施されない。学校栄養士へのアンケートに児童・生徒の反応を尋ねる項目が設けられており、おおむね好評のようであるが、モデル校の生徒・児童に直接アンケートをとっているわけではないため、食育への効果がどれくらいあったのかについて把握するには物足りなさを感じる。モデル校の生徒・児童に対してもアンケートを実施し、食育への効果につき直接的な効果測定の実施を検討することが望まれる。

平成 20 年度より千葉県からの補助が終了するが、補助金の終了と同時に学校給食への食材提供も中止になるとのことである。県からの補助金がないと学校給食への食材提供は厳しいというのが協議会の中止理由である。平成 20 年度からは千葉県シーフード普及促進協議会が独自に認定する「おさかな普及員」が講師を務める料理教室に対し、食材提供を行うことになっている。今後も引き続き県水産物の普及のための事業を展開することが望まれる。

また、千葉県では平成 20 年度からは、産業体験を通じた食育を県事業で行うことになっている。千葉県としても、食育事業を通じて県産品の普及に努めていくことが望まれる。

千葉県シーフード普及促進協議会への補助金は、平成 20 年 5 月 20 日に入金となっているが、協議会から千葉県漁業協同組合連合会に支払いが行われたのは、平成 20 年 8 月 28 日である。支払いが遅れた理由は、事務局を担当する県漁連の担当者が、単に支払いを失念していたことによるものであるが、このような失念による遅延をチェックする内部統制が構築されていないことも要因のひとつと考えられる。今後失念による遅延が発生しないよう担当者が注意するとともに、協議会の業務監査において適切な監査・指導を行っていくべきである。

(7) 漁業経営基盤強化指導事業費補助金

交付の推移

(単位 : 千円)

交付先	財団法人千葉県水産振興公社			
創設年度	平成元年度	終期年度	-	
対象年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	4,009	4,041	4,128	6,008
県 補助金	4,009	4,041	4,128	4,750
国 補助金	-	-	-	1,258
総事業費	4,158	4,663	4,879	6,738

【概要】

補助金の交付目的は、経営能力に優れた漁業者の育成を図り経営指導を行うため、財団法人千葉県水産振興公社等が行う漁業経営基盤強化指導事業に要する経費に対し、補助することである。

漁業種類や地域特性に応じた効率的かつ安定的な漁業経営体を育成するため、その実現に向けた個々の漁業経営体の経営改善を促進していく必要がある。そこで、本県の主力をなす中小漁業の経営基盤を強化するため、漁業系統団体と経営指導に係る専門家などが緊密な連携をとって、漁業経営体自らが「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に基づく「経営改善計画」等を策定することに対して総合的な支援を行っている。

支援対象漁業者の選定に当たっては、漁業経営基盤強化指導事業で経営診断を受けた漁業者であること、主体性と創意工夫を発揮して自ら経営改善に取り組もうとする意欲のある漁業者であること、経営改善の取り組みにあたり、所属漁協及び同業種の漁業経営体から理解と協力が得られる漁業者であることを考慮し、経営支援による効果が期待できるものを対象とし、かつ、本人からの支援要請に基づき支援対象漁業者を決定する。

【効果について】

個々の漁業経営体の改善計画に基づく経営改善の実施が、個々の漁船における健全な漁船経営を可能とする。また、個々の漁業経営体の経営改善が促進することにより、漁業種類や地域特性に応じた効率的かつ安定的な漁業経営体を育成することが期待される。

個々の漁業経営体の改善計画に基づく経営改善については、5年間モニタリングの期間がある。平成14年度以降策定された改善計画に基づく経営改善は、専任職員やアドバイザー（経営コンサルタント、中小企業診断士、税理士の3名1組）の助言もあり、順調に進んでいる。

【問題点及び結論】

補助金交付申請書に記載されている相談窓口業務のうち、出張窓口相談が実施されていない。これは、専従職員（元県水産技術職員）が1名しかいない中で、国が認定する改革計画に係る策定支援案件が発生したこと、及び出張窓口相談に対する要望が無かったことから、出張窓口相談を実施しなかったものである。相談窓口に関しては、通常水産振興公社において開かれているが、要請があるときには専従職員が出張し、

相談を受けつけることになっている。この出張相談窓口は、各漁業協同組合を通じて告知されているが、要望は少ないということである。水産振興公社の業務として掲げられている以上、出張相談窓口の利用促進のための啓蒙活動を行うことが望ましい。

(8) 他県海面操業調整対策事業費補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉県漁業協同組合連合会			
創設年度	昭和 63 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	350	320	320	400
県 補助金	350	320	320	400
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	1,604	1,475	1,480	1,600

【概 要】

補助金の交付目的は、所属船の操業、入会折衝、ロシア 200 海里水域における通報体制及び漁業調整等の指導を行い、さらに円滑なる操業を図るための内部調整、遭難の予防、漁港陸揚げ諸施設の利用等、県外並びにロシア 200 海里水域出漁船の生産の向上と漁業経営の安定を図るために、広域海面利用調整対策事業に要する経費に補助を行うことである。

事業種目は、イカ釣り漁業、さんま漁業、さば漁業の 3 種であり、これらは年間を通して漁場が移動する。そのため、各漁場での操業の円滑化のため他県及びロシアとの協定を締結するなどして、各漁場での操業の円滑化を図る必要がある。他県等との折衝は、千葉県漁業協同組合連合会を中心に行っており、折衝等にかかる諸経費に付き、助成を行っている。

【効果について】

所属船の操業、入会折衝、ロシア 200 海里水域における通報体制及び漁業調整等の指導を行い、さらに円滑なる操業を図るための内部調整、遭難の予防、漁港陸揚げ諸施設の利用等、県外並びにロシア 200 海里水域出漁船の生産の向上と漁業経営の安定を図ることが期待される。

【問題点及び結論】

実績報告書の本年度精算額が実際経費金額よりも小さく丸めた金額で記載されている。(表 3-8-3 参照)

(表 3-8-3)

(単位：円)

事業種目	実績報告書記載額 A	証憑金額 B	差額 B-A
イカ釣り漁業対策	452,000	483,162	31,162
さんま漁業対策	327,000	456,789	129,789
さば漁業対策	825,000	934,211	109,211

千葉県漁業協同組合連合会では、以前からの慣習で、毎年実施計画書に記載した予算金額に合わせて丸めた数字での実績報告を行っているとのことである。実績報告については、事実に基づいた金額を記載すべきである（指摘事項）。

領収書の名義が「千葉県漁業協同組合連合会」となっているものが多数見受けられた。本来であれば、使用目的を明確にするため、名義（宛名）を正しく記載してもらうことが必要であるが、発行者にそこまでの要求ができないため、担当者の判断に任されている。県漁連が事務局となっており、領収書の発行者と日付で使用目的を判断し、経費を振り分けている。県漁連の担当者であれば正しく判断できるかもしれないが、第三者には目的どおりに使用されたかについて判断できない。よって、領収書の名義は、できる限り正しく記入してもらうことが望まれる。

(9) 漁獲可能量管理体制緊急整備事業費負担金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	千葉県漁業協同組合連合会			
創設年度	平成 10 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	1,707	1,707	1,707	1,707
県 補助金	-	-	-	-
国 補助金	1,707	1,707	1,707	1,707
総事業費	1,707	1,707	1,707	1,707

【概 要】

負担金の目的は、スルメイカの資源管理の徹底と効率的な利用のため、漁獲可能量管理計画に基づく指導・採捕状況の把握を行うために必要な経費に補助を行うことにある。

小型スルメイカ釣り漁業者の採捕するスルメイカ釣り数量を迅速かつ正確に把握するための体制整備、管理委員会の発動措置等に基づく関係組合並びに漁業者への周知・指導等を通じ、漁獲可能量管理（TAC）を適正かつ円滑に管理しうる体制の整備のために助成する。

TACにより、スルメイカについては漁獲量を国に報告する義務があるが、スルメイ

力漁に関しては情報を取りまとめる全国組織が無い。そのため、千葉県漁業協同組合連合会が事務局となり、TAC 制度についての情報提供を行うと共に、漁獲量等の情報を関係組合から入手している。当該事務にかかる経費に付き、全額国費で助成している。

(注) 漁獲可能量管理 (TAC) : 水産資源が枯渇しないよう管理する制度。国が日本全体の漁獲量を設定している。

【効果について】

小型スルメイカ釣り漁業者の採捕するスルメイカ数量を迅速かつ正確に把握するための体制整備、管理委員会の発動措置等に基づく関係組合並びに漁業者への周知・指導等を通じ、TAC を適正かつ円滑に管理しうる体制が整備される。

【問題点】

実績報告書の支出内訳に記載されている金額と千葉県漁業協同組合連合会往査時に査閲した証憑との間に差異がある (表 3-8-4 参照)。

(表 3-8-4) (単位: 円)

区分	内訳書記載金額 A	証憑金額 B	差額 B-A
旅費	13,000	15,180	2,180
消耗品費	4,000	8,420	4,420
通信運搬費	33,000	33,491	491
会議費	203,000	237,140	34,140
差異合計			41,231

以前からの慣習で、毎年負担金交付申請書に記載した事業費に合わせて丸めた数字での実績報告を行っている。実績報告については、事実に基づいて行うべきである。

スルメイカの採捕状況について、各漁業協同組合から千葉県漁業協同組合連合会へのリアルタイムでの報告は、主としてメールや FAX により行われており、それらを集計して翌月の 10 日までに国へ報告することになっている。この報告が迅速かつ正確に行われているかにつき、千葉県では把握を行っていない。

【結 論】

実績報告書の本年度精算額が実際経費金額よりも小さい金額で丸めた数字とで記載されている。実績報告書については、事実に基づいた金額を記載すべきである (指摘事項)。

採捕状況については、翌月 10 日までに国へ報告する義務がある。報告については千葉県漁業組合連合会から直接国に対して行われているため、千葉県が直接把握する

ことはできない。しかしながら、国からの補助金であるにせよ、県から交付されている補助金であるため、千葉県としても報告が迅速かつ正確に行われているかにつき確認する必要があると考えられる。千葉県は、県漁連が国へ報告する際、同時に県へも報告してもらう等の方法により、報告が迅速かつ正確に行われているかについて把握することが望ましい。

(1) 水産物産地流通加工施設高度化対策事業費補助金



9. 漁業資源課

(1) 地域水産物供給基盤整備事業費補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	旭市			
創設年度	平成 15 年度	終期年度	平成 23 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	24,545	-	25,770	-
県 補助金	9,818	-	10,308	-
国 補助金	14,727	-	15,462	-
総事業費	29,455	-	30,925	-

【概要】

補助金の交付目的は、地域水産物供給基盤整備事業計画に基づき、鋼製魚礁及びコンクリート魚礁を製作して海中に沈設することにより、水産資源の増大と持続的利用に資する漁場を整備しようとするものである。

当該事例は、漁業権内の海域に魚礁を設置するもので、旭市が事業主体となっている。魚礁を設置することで、小魚の隠れ家となり、それを餌にする大型の魚が回遊する仕組みを作るものである。魚礁の下位には、ひらめ・カレイ・メバル・アイナメ・イシダイ・イサキ等の魚が集まり、中位には小魚が集まり、上位にはぶり・アジ等の回遊魚が集まり、漁場となってゆく。

漁業従事者の高齢化、原油高騰による経費の上昇により、沖合まで漁に行けない漁業者が増加しており、魚礁を設置することにより、近海でしかもピンポイントで漁をすることを可能にする。

【効果について】

平成 19 年度については、水中カメラ及び VTR での撮影により、魚の種類、量共に増加していることを確かめている。しかし、平成 20 年度については、モニタリング（調査）を実施していない。同様のモニタリングについては、平成 18 年度以前において実施実績はない。

【問題点及び結論】

当該事業による魚礁の設置は平成 23 年に完了する。国から補助を受けているため設置完了後 5 年間は効果測定する。平成 21 年度からモニタリングについても国の補助を受ける予定であり、水中カメラ及び V T R を使用し、魚の種類と蛸集量を推定す

ることになっている。モニタリングについては、千葉県が旭市に指導しており、過去に魚礁を設置したことで、漁獲高の増加や魚の種類が蛸集していることは確認されているが、大幅に増えたというわけではない。千葉県としては、最低限水産資源の維持、できれば増大を目指している。

魚礁を設置した効果が発揮される（魚が根付く）のは、3～5年後であり、設置の効果が発揮されるまでに年数を必要とすることから、国によるモニタリング年数の5年間だけではなく、継続的なモニタリングを実施する必要がある。

(2) 東京湾漁業総合対策事業（共同利用施設設置事業）費補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	市川市 船橋市 木更津市 富津市	最終交付先	市川市行徳漁業協同組合 船橋市漁業協同組合 江川漁業協同組合 富津漁業協同組合 新富津漁業協同組合 下洲漁業協同組合	
創設年度	平成 18 年度	終期年度	平成 20 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	10,340	18,800	-	-
県 補助金	10,340	18,800	-	-
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	20,680	37,600	-	-

【概要】

補助金の交付目的は、近年、のり陸上採苗時期の高気温化に伴う海水温の上昇が問題となっており、陸上採苗施設の水温を下げ、効果的に保つ高性能な冷水機を導入することにより、のりの種苗の安定化と採苗作業の効率化を図ることにある。

平成4年度（陸での採取が始まった年）～平成7年度に県の補助でフロンガスを使用した冷水機を整備しており、今回の冷水機は前回行った整備を入れ替え、0.5馬力から1.0馬力に能力を向上させようとするもので、平成18年度から平成20年度にかけての3ヵ年計画で行うものである。

設置場所については、千葉県漁業協同組合連合会で取りまとめ、千葉県に要望を出している。設置場所については、のり養殖を行っているほとんどの漁協が関係しており、偏りは無いとのことである。

(表 3-9-1)
設置漁協

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	漁協名	台数	漁協名	台数	漁協名	台数
市川市	南行徳漁協	1 台	市川市行徳漁協	1 台		
	市川市行徳漁協	1 台				
船橋市	船橋漁協	2 台	船橋市漁協	1 台	船橋市漁協	1 台
木更津市	久津間漁協	5 台	江川漁協	1 台		
	木更津市中里漁協	1 台				
	木更津第 2 漁協	1 台				
富津市	富津漁協	7 台	富津漁協	2 台		
	新富津漁協	19 台	新富津漁協	14 台	新富津漁協	9 台
	下洲漁協	3 台	下洲漁協	3 台	下洲漁協	3 台
	天羽漁協	1 台				
	計	41 台	計	22 台	計	13 台

【効果について】

海水を一定の水温に保つことにより、多くの胞子を放出させることができ、種の数も多くすることができる。その結果、のりの網に均一に種を付着させることができる。当該事業は、設置後 5 年間利用状況についての報告義務が各漁業協同組合に対して課されることになる。各市は、漁業協同組合からの報告をまとめて、千葉県に報告することとなる。この報告をもって、千葉県は効果を把握している。

【問題点及び結論】

各漁業協同組合が千葉県漁業協同組合連合会から購入するにあたっては、随意契約についての理事会決定や各市からの承認を得るなどしており、適切な手続が取られているが、県漁連における業者（機種）の選定についても、事業主体において記録を残しておくことが望ましい。

当該設備は平成 19 年度に設置された設備であり、管理運営状況報告書の提出の初年度が平成 20 年度となる。利用状況並びに効果の発揮については、各漁業協同組合が 5 年間の報告義務を負っており、報告がなされることになっている。当該事業は 3 力年計画で行われており、県としては、過年度に設置した冷水機を含め、利用状況等のモニタリングに今後も努める必要があると考えられる。

(3) 東京湾漁業総合対策事業(アサリ増産体制促進事業)費補助金

交付の推移

(単位:千円)

交付先	木更津市 富津市	最終交付先	牛込漁業協同組合 金田漁業協同組合 久津間漁業協同組合 江川漁業協同組合 木更津市中里漁業協同組合 木更津漁業協同組合 富津漁業協同組合	
創設年度	平成元年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	16,647	12,967	16,038	16,647
県補助金	16,647	12,967	16,038	16,647
国補助金	-	-	-	-
総事業費	55,500	43,236	53,470	55,500

【概要】

補助金の交付目的は、あさり養貝事業に対する依存度が特に高まっている現状の中で、あさりの増産を図るために夏以降の稚貝を購入し越冬させ、春先から生産させることにより漁協の養貝事業経営の健全化及び漁業者の経営安定を図ることにある。

近年、全国的にあさり資源が減少したことにより種苗の確保は困難を極め、購入単価は高騰してきている。また、外敵生物の発生や冬期のアサリ資源の減耗等、養貝事業は多くの不安定要素を抱え、漁業者の経営安定を図るためには、克服しなければならない問題が生じている。

通常、あさはり取り残した貝が卵を産むことにより増殖するが、当該事業開始(平成元年)頃から、あさり資源が全国的に減少した。その理由として、埋め立て等によるあさり漁場、あさりの産卵場所、卵の着床に必要な場所が減少したことが挙げられる。そのため、本来自然発生したあさりで漁業生産がまかなわれていたところ、あさり資源の再生産が少なくなり、漁獲量が減少した。その減少分をまかなうために、あさがり着床する可能性が低く、資源を投入して増やしていく必要がある木更津・富津地区に、人為的に稚貝を購入し放流している。

(表 3-9-2)

千葉県のおさり漁獲量の推移

平成元年度	14,000	トン	
平成 16 年度	8,600	トン	
平成 17 年度	5,300	トン	
平成 18 年度	4,100	トン	全国 6 位
平成 19 年度	2,700	トン	木更津で寄生虫が発生し、漁獲量減少

【効果について】

あさりの稚貝を放流することにより、十分な漁獲量が確保でき、漁業者の経営安定に資することになる。漁獲量については、各漁業協同組合から報告を受け、集計している。現状では、稚貝の放流なしでは漁業者の経営が成り立たないとのことであり、特段の事情が無い限りその効果は発揮できていると考えられる。

【問題点及び結論】

千葉県及び一部の市は、放流時の立会いを実施していない。事業が適正に実施されているかについては、仕入先の送り状等の証憑や現場写真により確認しているのみである。今後は、現場において、できるだけ立会いを実施し、確認することが望まれる。

(4) 漁業用施設設置事業費補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	館山市			
創設年度	平成 18 年度	終期年度	平成 22 年度	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	7,000	1,445	-	-
県 補助金	7,000	1,445	-	-
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	42,000	8,670	-	-

【概 要】

補助金の交付目的は、館山航空基地のヘリコプターによる飛行訓練等の影響により漁場及び漁船の迂回航行等の変更が余儀なくされており、このような漁業経営上の阻害を緩和し、顕著な漁獲量の減少を食い止めるため、魚礁設置工事を実施し、安定した漁獲量の向上を図ることにある。

この事業は、防衛省が館山航空基地の設置について説明会を実施した折、地元の漁業協同組合から漁業者に対して何らかの手当てをして欲しいという要請があり、防衛

省がその要請に応え、魚礁を設置することにしたものである。

平成 22 年度までの継続事業であり、平成 18 年度に測量、設計、地元協議、平成 19 年度から実際の工事を行い、今後 4 年間で魚礁を設置することになっている。

【効果及び問題点】

効果測定についての実施予定は無い。魚礁を設置した場所での漁獲量調査、魚の生態系の調査等、何かしらの調査は必要なのではないかと考えられる。特に、安定した漁獲量の向上を目指しているものであるため、漁獲量調査は必須であると考えられる。

【結 論】

魚礁は、設置してから効果が発揮されるまで 3 年～5 年の年数を必要とする。効果測定には時間を要するが、最低限漁獲量調査及び生態系調査の実施が必要であると考えられる。

(5) 東京湾漁業総合対策事業 (種苗供給施設管理事業) 費補助金

交付の推移

(単位 : 千円)

交付先	財団法人千葉県水産振興公社			
創設年度	平成元年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	6,504	6,504	6,504	6,504
県 補助金	6,504	6,504	6,504	6,504
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	30,966	33,868	16,121	17,560

【概 要】

補助金の交付目的は、東京湾におけるのり養殖業の生産安定及び品質の向上を図るため、より良質の種苗を生産・供給するための調査・研究・開発並びに生産管理技術の向上を目指した調査研究及びその技術普及等を行い、のり養殖業の振興に寄与することであり、財団法人千葉県水産振興公社で行われるのり事業に関する経費に対し助成している。

近年の「のり養殖業」は、海況に左右されにくい陸上採苗が普及した反面、長期間にわたる漁場の高水温化、大雨後の都市河川からの集中的な淡水の流入による漁場の低塩分化など、採苗、育苗及び冷蔵網出庫の段階で問題が生じることが多くなっており、生産段階におけるリスクが高まっている。また、近年では、製品の品質について、

消費者側の要求が非常に厳しくなっており、これらに対応するための製造コスト等が増大する傾向にあり、「のり養殖業」を取り巻く環境は厳しいものがある。

千葉県は、昭和 50 年代より栽培漁業に力を入れており、財団法人千葉県水産振興公社を設立し、千葉県と関係する市町村が一体となって推進する体制を整えている。のり養殖に関連する事業は水産振興公社富津事業所で実施しており、種苗の育成、水質管理、種苗の保管、糸状体の付着した貝殻の有償・無償提供等を行っている。

のり事業については、のりに関連する漁業協同組合が集まって、昭和 52 年に社団法人千葉県のり種苗センターを設立、平成 12 年に水産振興公社に統合された。種苗センター時代にのりの種苗生産に対する助成が開始された。

【効果について】

東京湾におけるのり養殖業の生産安定及び品質の向上を図り、のり養殖業の発展に寄与する。

経費補助であるため、直接的な効果測定は困難である。

【問題点及び結論】

実績報告書の日付が 3 月 31 日となっている。しかしながら、人件費、水道光熱費等の経費については、期末時点での未払等が発生するため、事業完了と同日付である 3 月 31 日に、経過勘定項目を適切に計算することは困難であると推測される。

(6) 栽培漁業推進体制整備促進事業（種苗生産育成放流事業）費補助金 交付の推移 (単位：千円)

交付先	財団法人千葉県水産振興公社			
創設年度	平成 2 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	24,041	26,480	21,368	23,526
県 補助金	24,041	26,480	15,280	16,915
国 補助金	-	-	6,088	6,611
総事業費	55,493	54,910	46,648	53,510

【概 要】

補助金の交付目的は、財団法人千葉県水産振興公社が実施するマダイ・ヒラメ・クルマエビに係る種苗生産育成放流事業に助成することにより、千葉県が策定した第 5 次栽培漁業基本計画に基づき栽培漁業を推進し、もって沿岸漁業の振興を図るこ

とにある。

栽培漁業基本計画については、まず、国が基本方針を「沿岸漁場整備開発法」に基づき立案し、国の方針に基づき各都道府県が基本計画（現計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度）を策定する。基本計画策定にあたっては、栽培漁業推進協議会等の意見を聞きながら、最終的に海区漁業調整委員会の答申を受け決定される。計画内容には、放流すべき水産動物の種類、サイズ、数量、研究課題等を記載することになっている。

当該事業においては、マダイ・ヒラメについては千葉県から移管された種苗（30mm）の中間育成・放流（約 1 ヶ月間育成する。）に係る直接費用（えさ代、水光熱費、日雇人件費等）いけす等の整備、放流効果調査費（人件費含む。）が、クルマエビについては初期生産から放流までの経費（えさ代、水光熱費、人件費等）が補助の対象となる。

【効果について】

計画通りに放流すると、タイは 50 トン弱、ヒラメは 36 トン、クルマエビは 6 トン漁獲量が増えると推定されている。漁獲量の増加については、漁業関係者からのヒアリングにより実感があるようで、放流量を増やして欲しいという要望が出ている。実際漁獲量の増加は、統計上も明らかである（平成 19 年度の漁獲量は、マダイ 180 トン、ヒラメ 300 トン超となっている）。

千葉県水産総合研究センターにて市場調査の解析を行っている。マダイ、ヒラメ、アワビについては、今までの調査結果から効果が判明しているが、クロダイ、マコガレイ等については放流魚識別の難しさ等の理由から、現在も効果把握については調査・研究段階にある。

【問題点及び結論】

放流効果調査の結果は、栽培漁業推進の基本であるにもかかわらず、効果把握が難しい魚種においては実効性のある効果測定方法が開発されていない。そのため、効果把握が困難となっており、十分な結果が示されていないのが実情である。また、千葉県においては、放流魚種が漁業者の他、遊漁船や一般の釣り人（陸釣り）により釣獲されている量も少なくないと思われるが、これらの効果把握も十分とはいえない。今後、実効性のある効果測定方法を開発されることが望まれる。

(7) 栽培漁業推進体制整備促進事業(栽培漁業推進体制強化事業)費補助金
 交付の推移 (単位:千円)

交付先	財団法人千葉県水産振興公社			
創設年度	平成2年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
補助金額	74,706	84,664	84,394	83,849
県補助金	74,706	84,664	84,394	83,849
国補助金	-	-	-	-
総事業費	74,943	84,722	84,394	83,849

【概要】

補助金の交付目的は、公社常勤役員及び県派遣職員により公社栽培漁業推進体制の強化を図るために助成することにある。

栽培事業は、かつては千葉県が県事業として行っていたが、栽培漁業の一層の推進を図るため、県、市町村、漁業者等が一体となった推進母体として財団法人千葉県水産振興公社を設立し、事業移管することとした。水産振興公社は「魚を作る(栽培事業)」をメインの事業としており、栽培事業に関する指導育成も行っていることから、水産に関する知識と経験が必要とされる。そのため、現在のプロパー職員等だけでは事業を行うことが難しく、また、水産振興公社に新しい技術を移転する必要があることから、千葉県水産総合研究センターで試験研究に携わっていた技術員等を派遣している。

【効果について】

人件費補助であり、直接的に効果を測定することは困難であるが、水産振興公社の財政負担を軽くするところに効果があると考えられる。また、千葉県水産総合研究センターから技術職員が派遣されることにより、育成技術、特に新技術の移転が行われ、水産振興公社の業務の安定と技術水準の向上が図られる。

【問題点及び結論】

水産振興公社への県職員派遣については、水産公社の栽培漁業における育成技術、特に新技術の移転が行われるよう配慮しなければならない。現状においても、白浜事業所への県技術職員派遣について配慮されているところではある。今後においても、水産振興公社の栽培漁業の業務に関しては、専門的な知識と技術を必要とすることから、技術移転等が停滞しないよう適材適所の人員配置に努めるよう、配慮されたい。

(8) 東京湾漁業総合対策事業(三番瀬漁場再生事業)費補助金

交付の推移

(単位:千円)

交付先	千葉県漁業協同組合連合会			
創設年度	平成 19 年度	終期年度	-	
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度
補助金額	5,000	-	-	-
県 補助金	5,000	-	-	-
国 補助金	-	-	-	-
総事業費	10,000	-	-	-

【概 要】

補助金の交付目的は、アオサの漁場からの回収等のためアオサ回収システムの千葉県漁業協同組合連合会への導入に対し助成することにある。

アオサは春先から秋口(10月~11月)にかけて発生するが、アオサが腐ると漁場(三番瀬、番瀬干潟)を荒らし、漁業に支障をきたすため、アオサを回収する必要がある。

平成 17 年度及び平成 18 年度に、県の事業としてアオサ回収機を調査会社に委託して開発を行った。事業費は、平成 17 年度 1,442,580 円、平成 18 年度 2,999,682 円(消費税込み)である。平成 19 年にエアリフトでアオサを空気と一緒に船上に回収する機械を開発。開発権限は県が所有している。実際に開発した機械を購入し、事業に導入したのは、千葉県漁業協同組合連合会である。通常は木更津のあさり事業所で保管し、使用時に各漁協に貸出している。

導入費用 10,000,000 円のうち、7,500,000 円はアオサ回収機付き水中トラクタの導入、2,500,000 円は千葉県漁業協同組合連合会が所有する船舶の改修工事に使用された。船舶改修は、運転席の位置を前でもできるように改良、船外機(エンジン・動力機械)を入れ替え、馬力を上げた。船舶を母船化するための改修であり、地元業者に依頼し、改良工事が行われた。アオサ回収機付き水中トラクタは、(株)キューヤマが特許を持っていたため、(株)キューヤマに制作を依頼している。

導入試験時には、0.5 トン/分の回収に成功している。平成 20 年度はアオサの発生が少なかったため稼動していないが、稼動試験(習熟運転)を平成 20 年 10 月 21 日に実施し、約 100kg のアオサを回収している。

(表 3-9-3)

アオサ発生状況

年度	発生量
平成 16 年度	900 トン
平成 17 年度	7,700 トン
平成 18 年度	2,400 トン
平成 19 年度	800 トン

【効果について】

アオサを回収することにより、アサリやのりの漁場環境を良好に保ち、操業を確保する効果がある。

【問題点及び結論】

平成 20 年度においては、アオサの発生が少なかったため、稼動試験以外で稼動機会がなかった。今後は、機械の稼動実績についてのモニタリングを実施するとともに、アオサの発生が少ない年であっても稼動試験等を実施することにより、機械が正常に稼動するか否かにつき確認していくことが望まれる。

(8) 東京湾漁業総合対策事業(三番瀬漁場再生事業)費補助金



10. 漁港課

(1) 市町村営漁港建設事業補助金

交付の推移

(単位：千円)

交付先	いすみ市 御宿町	木更津市	富津市	南房総市	鴨川市	館山市	鋸南町
創設年度	昭和 32 年度						
対象事業年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度			
補助金額	231,651	203,502	291,788	193,432			
県 補助金	77,217	67,834	99,629	66,611			
国 補助金	154,434	135,668	192,159	126,821			
総事業費	308,867	271,337	384,317	253,643			

【概 要】

補助金の交付目的は、市町が実施する漁港漁場整備法第3条施設（外郭、水域、係留、輸送等）の施設整備に対して、千葉県水産基盤整備関係事業補助金交付要綱に基づき助成することにある。

現在実施している事業には3種類あり、地域水産物供給基盤整備事業、漁村再生交付金事業、港整備交付金事業となっている。事業の目的はそれぞれ、共同漁業権の区域内等地先の漁場と密接に関連する第1種漁港等を計画的かつ一体的に整備し、地域における水産資源の維持・増大と水産物の生産流通機能の増大を図ること、

地域の想像力を活かせるように、市町村の裁量を大幅に拡大して、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進し、個性的で豊かな漁村の再生を支援すること、地方港湾と第1種漁港が連携し、地域の交流促進のための環境整備や地域の防災対策に資する施設の整備により、高度利用を促進することとなっている。

補助金の負担割合は、事業費に対して国庫補助50%、県費補助25%、地元市町25%である。

計画書及び事業要望を国に提出し、事業着手前に事業計画について国から認可を受け、各年度に事業実施要望を行うこととしている。

【効果について】

浚渫や物揚げ場等の整備を行い、安全で安心な漁業活動に寄与している。

浚渫工事については、土砂等が泊地・航路に堆積し、浚渫により泊地・航路の機能

回復を図り、船舶の安全を確保する効果がある。また、施設の補修・改修については、岸壁、物揚げ場等の整備を行い、安全で安心な漁業活動に寄与し、利用者の便益が増加するという効果がある。

【問題点】

工事については、年度内に完成が図られるよう、市・町に対して指導・助言・監督等を行っている。繰越が想定される場合には、適宜市町に対して指導等を行っているものの、漁業者等との調整が整わない場合に当初の計画通りの進捗が計れず、予算が繰り越されることとなる。

市・町から提出される実績報告書の事業完了日が3月31日であり、千葉県が年度末までに現地調査を行うには十分な時間的余裕がないと考えられる。

竣工検査調書については、現地調査の内容を記載する項目が設けられていないため、実施した調査内容が不明確となっている。

【結論】

工事は極力年度内の完成が図られ、予算の繰越が発生しないよう、千葉県は市・町を指導していく必要がある。

市・町からの実績報告書の提出日については、千葉県が現地調査を行うのに十分な時間的余裕をもたせる必要がある。そのため、千葉県は、工期の設定を含め、市・町を指導していくことが望まれる。

竣工検査調書については、実施した調査の内容が明確となるような書式に変更することを検討すべきである（指摘事項）。

(1)市町村営漁港建設事業補助金



第4．むすび

今回のテーマで取扱った、補助金の交付対象となる農林水産部に関係する事業は、米等農作物、木材等、肉類、魚類等（以下、「食糧等」とする。）に関連するもので、その多くは本来国際的な商品である。

国際的商品は、すべて世界の市場価格で売買されることになり、市場価格は世界の需給バランスで決定される。このため、この「食糧等」を完全な自由競争におけば、コスト競争力の強い国の商品だけが勝ち残ることになる。しかし「食糧等」は国の生存権に係わる最重要な戦略的物資であるものが多い。このため各国は最低限の食糧生産量を維持する必要があり、その対策を実施している。

ここにおいて、世界の国々は、自国の「食糧等」産業の価格競争力が弱い場合、その産業保護として、海外からの相対的に安い「食糧等」の輸入を防ぐための関税政策と自国「食糧等」産業強化のための補助金政策で海外からの攻勢に立ち向かっている。たとえば、「食糧等」の代表として米（同一レベルの品種と仮定する）を例として取り上げる。日本で500円/kgで生産されるものが、アメリカでは100円/kgで生産されるとする。完全な自由競争では日本産の1/5の生産価格のアメリカ産の米に圧倒されて日本の米作は成り立たなくなる。

現在、日本では自国の農業保護として関税政策にウエイトをかけて実施している。アメリカ産米に400%の関税率とすることで、 $100 \text{円/kg (アメリカの生産価格)} + 400 \text{円/kg (日本の関税)} = 500 \text{円/kg}$ で日本と同一価格水準となる。400円は日本の国庫に税金として入る。それに加えて、日本では米の生産コストを下げると、補助金を支給し、日本産を有利に導くことを展開する。

イギリス等ヨーロッパでは関税政策のウエイトは低く、農民等の所得補償にウエイトをかけて実施している。先ほどの米を例に考え、日本で所得補償方式の適用を考える。この場合、市場は自由競争となるため、 $100 \text{円/kg (市場価格)} - 500 \text{円/kg (生産価格)} = -400 \text{円/kg (販売損失)}$ となり、日本の農家は米の生産で400円/kgの損失となる。この損失分を国が所得補償で400円/kg農家に支給し、日本の米作農家を維持することになる。

関税政策にウエイトを置くか、農民等の所得補償政策にウエイトを置くかは各国の国策となる。各国によりその関税政策と所得補償政策のウエイトバランスは異なる。

ただし、両者の違いは、先程の米の例でいうと、関税政策にウエイトを置くと、国民は400円/kg高い米を買うことになり、所得補償政策にウエイトを置くと国民は

100 円/kg で米を買うことができ、有利であるが、国が 400 円/kg の所得補償を税金から農民に支払うことになる。結果として、国ベースでは、米作を維持するためには、関税政策にウエイトを置こうが、所得補償政策にウエイトを置こうが実質 500 円/kg の価格を維持する負担を国民がすることになる。

世界貿易機関(WTO)の動向を考えると、現在停滞気味であるが、中長期的には自由化に向かうため、関税政策のウエイトは低めざるえないものと考えられる。

現在の日本の「食糧等」産業、特に農業には、関税政策にウエイトを置いた高い率の関税をかけることによって、維持されてきているものが多くある。千葉県の補助金等の位置づけも、この前提のうえにあるものと考えられる。

概況で説明したように、農業、畜産、水産、林業ともに戦後高度成長期の 1960 年代から 2008 年まで 40～45 年経過して、高齢化、就業人口の減少、それに伴う生産量の減少・輸入の増大が顕著である。これは「食糧等」産業がサービス産業等の成長市場に比較して収入が少なく、労働環境が厳しい傾向にあることで若者に魅力ある職種と見られないためである。

このようにみえてくると日本の「食糧等」産業の生産基盤がかなり弱っているのではないかと思われるかもしれないが、最近では将来の貿易自由化(関税の防波堤がなくなること)を見据えた行動として、農業者の農業生産法人等、集団化、組織化の動きも見え、コスト競争力向上のやる気が感じられる面もある。

このような状況下、現在の県、国の補助金等の支給目的は、こうしたやる気ある農業者の後押しをするものでなくてはならない。しかしながら、この補助金は、先述の米の例で言うところの日本の生産価格 500 円/kg を引き下げコスト競争力をアップするようなものではない。それは農業・畜産でいうなら種々の固定設備・作業機械等を導入することで、人手の省力化、生産力の増大を図り、そのうえで農業従事者のやる気の向上に結びつけるというようなインフラ基盤整備に近いものとする。他の水産、林業も補助金支給目的は農業・畜産とほぼ同一のかたちと考えられる。それは、一般的にインフラ基盤整備投資目的の補助金となるため、生産コストの効率化に直結するものではないとの認識を必要とする。しかし、補助金等の支給に関しては、原則として効果測定とワンセットで機能する必要がある、その効果測定は補助金支給目的に合った内容を数値化したものでなければならない。

このため、第 3 . 監査の結果の各補助金で記載のごとく、本当に補助金支給の効果があつたのか効果測定する必要がある。その重要な効果測定に数値での詳細な検証の不足が見られる。それは、最終段階における県としての個々の補助金等の交付の結果

に関する効果測定としての評価とその対策にある。全体として、個々の補助金の予算化とその執行にウエイトがあり、その結果、効果測定に対する県としての個々の補助金等の評価と今後に向けての対策の検討が希薄な印象をうける。

「食糧等」産業の補助金等は、本来、コスト競争力をアップするため、生産コスト引き下げのためということが前提であるが、日本の現況はインフラ基盤整備投資に対する補助金等が多く、効果測定数値も生産コスト引き下げよりも生産量増大や自給率向上や労働環境の良化（労働時間短縮）あるいはエコロジカル（環境対応）なものにリンクするほうが補助金支給目的に適合するような面が多くある。このため生産コスト引き下げとの関係は曖昧となり、これでいいのか、という問題はあるが現実的対応として容認せざる得ないものとする。

たとえば、6 .(13)「原点回帰」飼料増産事業交付金で記載のごとく、目的が効率的に飼料作物を生産拡大することであり、そのために作業機械の導入に対する交付金の支給となっている。その目的であれば補助金の支給対象が飼料収穫用作業機械の場合、機械設備の設置確認をするだけでなく、その後の稼働状況（機械の運転状況）及び飼料作物の生産拡大（飼料生産量）を数値化した成果報告として、当初計画値と実績を比較検討し、本当に補助金支給の効果があったのか効果測定する必要がある。

この6 .(13)は飼料作物の自給体制強化の基盤整備が主目的となるものであるため、国が要領で定める実施状況報告のみでなく県でも独自に、飼料生産量拡大に関連して、追加的に輸入飼料の削減量、飼料自給率アップ、作業機械導入による現場労働時間短縮化の状況等の数値を詳細に分析することも可能であるとする。

そして、県として総合的に判断して6 .(13)の補助金の交付に関する効果測定を実施することになる。

その結果として、県として他の補助金対象案件の優先度合いを考慮しながら、6 .(13)の補助金の終了、継続、拡大展開等の選択が実行されるものとする。

このように、すべての補助金等について、県としての効果測定を実施して、成功であったか、失敗であったか、次に何をすべきか、を明確にすることが、補助金等の交付についての精度を向上させることに繋がる。県は、一層の緊張感を持って補助金交付業務を実施されたい。

同時に補助金等を交付される農林水産事業者にとっても、そのような県の補助金等に対する対応がお互いのよい緊張関係を生み、事業者の人材と組織の強化に役立つものとする。